

第百一回国会
衆議院

大蔵委員会 地方行政委員会 農林水産委員会連合審査会議録

第一号

昭和五十九年七月十二日(木曜日)
午前九時五十分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長代理理事 中西 啓介君
理事 越智 伊平君
理事 中村正三郎君
理事 野口 幸一君
大島 理森君
笹山 登生君
中川 昭一君
川崎 寛治君
沢沢 利久君
堀 昌雄君
宮地 正介君
安倍 基雄君
安倍 幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君
農林水産大臣 山村新治郎君
自治大臣 田川 誠一君

出席政府委員

大蔵政務次官 堀之内久男君
大蔵大臣官房日
本専売公社監理
官 小野 博義君
大蔵大臣官房審
議官 角谷 正彦君
大蔵省主計局次
長 平澤 貞昭君
大蔵省主税局長 梅澤 節男君
大蔵省関税局長 矢澤富太郎君
農林水産省農蚕
園芸局長 関谷 俊作君
自治省税務局長 関根 則之君

地方行政委員会

委員長 大石 千八君
理事 白井日出男君
理事 谷 洋一君
理事 小川 省吾君
理事 岡田 正勝君
大村 襄治君
左藤 恵君
平林 鴻三君
松田 九郎君
山下八洲夫君
吉井 光昭君

委員外の出席者

日本専売公社総
裁 長岡 實君
日本専売公社総
務理事 岡島 和男君
日本専売公社総
務理事 西村 忠弘君
日本専売公社総
務理事 森 宗作君
日本専売公社理
事 生平 幸立君
日本専売公社理
事 遠藤 泰君

農林水産委員会

委員長代理理事 玉沢徳一郎君
理事 上草 義輝君
理事 日野 市朗君
理事 稲富 稜人君
鍵田忠三郎君

農林水産委員会連合審査会議録

第一号

本日の会議に付した案件

たばこ事業法案(内閣提出第七四号)
日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出第七五号)

たばこ事業法案(内閣提出第七六号)
たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律案(内閣提出第七七号)
たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

○中西(啓)委員長代理 これより大蔵委員会地方
行政委員会農林水産委員会連合審査会を開会いた
します。

先例により、大蔵委員長が委員長の職務を行う
ところであり、委員長の出席できませんの
で、委員長の指定により、私が委員長の職務を行
います。

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法
案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税
法案の各案を一括して議題といたします。

各案の趣旨の説明については、これを省略し、
お手元に配付してあります資料により御了承を願
うことといたします。

たばこ事業法案
日本たばこ産業株式会社法案
塩専売法案
たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律案
たばこ消費税法案
〔本号末尾に掲載〕

○中西(啓)委員長代理 これより質疑に入りま
す。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。加藤万吉君。

○加藤(万)委員 最初に大蔵大臣にお伺いをいた
したいと思うのですが、公社制度から特殊会社に
改革になりまして、これに伴います専売納付金と
地方税、特にたばこ消費税の関係についてまずお
伺いを申し上げます。

大臣、御案内のように、地方たばこ消費税が創
設されましたのは昭和二十九年であります。そ
れより先立ちまして、昭和二十四年に専売公社制
度の創設がございまして、このたばこ消費税の持
つ地方的な影響あるいはその性格について、当時
大蔵議論がございました。特に当時の情勢から見
ますと、地方税がどちらかというと間接税よりも
むしろ直接税を中心とする税体系にありましたが
ゆえに、このたばこ消費税を導入することによっ
て、地方の自主的な財源の確保、いわば直接税よ
りむしろ柔軟性のある地方財源として大歓迎迎
えられたのであります。同時に、このたばこ消費
税ができることによりまして、市町村税の側から
見ますと、都道府県税の創設によりまして市町
村税がそちらに移譲されるという条件等も当時は

あった模様であります。したがって、たばこ消費税はどちらかといえば、いわば専売公社の創設それ自身を地方の自主財源にするのではないかと、いろいろな議論もあつたようでありましたけれども、それに伴ひまして、地方の税財源、自主的な財源処置として大変歓迎されたのであります。

さてそこで、この地方税。今度、公社から特殊会社への改革、それに伴ひましてたばこ消費税、納付金からたばこ消費税、地方の場合には地方たばこ消費税であります。これへの移管の過程で、今言いましたようなたばこ消費税が持つ地方財源への性格、これが今度の場合に、従来の税内容と同じようにファイティー・ファイティーにしよう、いわゆる五〇対五〇で地方と中央を分けよう、こうなつたわけでありましたが、どうでしょう。この税の創設の過程から見ますと、むしろ地方財源の間接税としてこの部分をもちと拡大をすべきではなかったか、いや、むしろ地方税に吸収されてしまふべきではなかったかと私は実は思っているわけでありまして。

大臣御案内でしようけれども、今地方では地方税に対するいろいろな御批判が出ております。交付税が非常に多額であるとか、あるいは直接税が地方の場合高過ぎるとか、いろいろ問題が起きているわけですが、私は、やはり直接税、間接税の比率を地方の場合にも国並みに変えるべきではないかという見解を実は持っているわけなんです。

御案内までに申し上げますが、五十九年度の国の直接税の割合は七〇・九、間接税は二九・一であります。これに対して地方税は、直接税は八五・二、間接税は一四・八であります。昭和三十年から四十年の前半は、地方税の間接税は大体二二・〇ぐらいの比率でございました。しかも、このたばこ消費税が持つ税額は、地方税の持つ間接税の二七・〇強を占めるわけでありまして。

こうなつてまいりますと、直間比率の改善のためにも、たばこ消費税を五〇対五〇で分けるのは、私は地方間接税を拡大するという意味でも合点がまいります。そういう意味で、このファイ

ティー・ファイティーに分けた経過の中でどういう御議論があつたか、大臣からまず御意見を聞きたいと思ひます。

○梅澤政府委員 大臣の御答弁の前に、若干の経緯の説明を申し上げることをお許し願ひたいと思ひうわけでございます。

地方税制の今後のあり方の問題につきまして、自治省御当局から御見解があるいは述べられることになるかと思ひますけれども、今回の専売制度の改革に伴ひまして公社から特殊会社へ移行するということでございますが、その際、地方の場合には地方たばこ消費税として、文字どおり地方間接税と申しますか消費税の体系が現に昭和二十九年以来あるわけでございますが、国の場合、現行の専売納付金、これは性格的には、従来消費税的な性格のものとして説明はされておりますけれども、今回の制度改革に伴ひまして、文字どおり国税の場合には消費税として純化させていただくという考え方に立つておるわけでございます。

その場合、国の消費税、地方のたばこ消費税を通じてどのようにならざるべきかという問題でございますけれども、基本的な考え方としては、国税たるたばこ消費税、地方たばこ消費税の合計の負担額が現在の納付金率の水準を維持するという点が第一点でございます。

同時に、国と地方のいわば負担割合、あるいは財源の配分割合と申しますか、そういうものも現行の基準を留意しながら設定するというところでございます。つまり、現行のたばこ消費税、地方たばこ消費税、専売納付金を通じて、国、地方の財源配分なりトータルとしての最終消費者の税負担に大きな変動が起らないという観点からこの制度の改革をさせていただいておるわけでございます。この点につきましては、自治省御当局と我々と入念な議論を重ね、政府の税制調査会に御了承も得まして、ただいま御提案申し上げているようなたばこ消費税法案として提案させていただいておるわけでございます。

○加藤(万)委員 大蔵大臣の答弁は、自治大臣が何かお急ぎのようですから、後でいただきます。次の質問ですが、この地方たばこ消費税を、国の場合もそうでありますが、今度従価税率と従量税率八対二の区分にされました。従来は、地方のたばこ消費税は従価方式が中心だったわけでありまして、従量方式を取り入れたことによりまして都市間にアンバランスが起きます。理由につきましては後で大蔵大臣にいろいろ申し上げますが、私は、地方たばこ消費税の持つ平衡交付的な要素を見ますと、従量方式を取り入れることはどうもたばこ消費税が持つその性格から見ても必ずしも妥当ではない。八対二という割合配分がどうしてできたかという問題は質問をさせていただきますけれども、これによって高級たばこを吸う都市と高級たばこを吸わない都市との間にアンバランスが起きます。

それからいま一つは、今度地方税の改正がありまして、公社が特殊会社になった、法人に絡まる税額、法人事業税あるいは固定資産税その他を含めて税額が入ってくるようになるわけでありまして、そうしますと、大都市に大体そういう工場とか営業所とかありますから、税がどうしても都市間のアンバランスの上にさらに加算をされるといふ状況が起るわけでありまして、でありますから、私は八対二という基準がなぜできたかということに疑問を持ちますけれども、同時に、そのアンバランスをなるべくなくすという意味では七対三ないしは五対五にするという従量と従価方式の配分区分を考えてみてはどうかと思ひます。

自治大臣、お忙しいようですが、今度地方行政委員会が地方税法、国有資産に絡まる交付金の問題で法の改正案が提起をされて、きょうから審議に入るわけですが、その際に、国のたばこ消費税は今提案されておりますが、八対二の割合ですけれども、地方としてはそれは七対三にすべきだ、ないしは六対四にすべきだという御意見がもし委員会としてまとまれば、それを大蔵省との間で協議される意思はあります。また、これ

は大蔵大臣、後でまとめて今の点三つお聞きしますけれども、大蔵省としても、自治省側からそういう提起をされた場合に、協議をする用意がございますか。この御答弁だけひとつ伺つておきたいと思ひます。

○閣内政府委員 最初に私から御答弁申し上げますけれども、たばこ消費税はまさに消費税でございますので、消費された物資の価格等に依りまして配分がなされるということが本質的には望ましいのではありませんかというふうに考へておる次第でございます。しかし、そうはいひまして、たばこの消費量との兼ね合いというものを考えざるを得ないというふうな観点からその従量制部分を二割程度入れてくる、こういう形で今回、地方とも従量、従価の割合を決めたわけでございます。

これにつきましては、地方だけでは少し従量部分を上げたかどうかというお話でございますけれども、やはり地方は地方なりにいろいろな議論があるわけでございます。そもそも消費税というものを財源調整的に使つてよろしいのかという議論が前から実はあつたわけでございます。

従来のたばこ消費税というのは確かに総量決定の段階では従価制でございますけれども、すべての配分の段階では本数制になつていたわけですから、実際に各地方団体に配分されます段階には全額従量制というのと同じような配分方式になつていたわけでございます。それに対して、大都市等からはいろいろな議論が出ておまして、そういう背景を考えながら、今回本来の消費税のあり方というのにより忠実な方向になるような制度をとつたというように考へておりますので、地方税だけ従量制部分を上げていくということについてはなかなか困難な問題であらうと思ひます。

○田川国務大臣 この問題は御指摘のようなこともございまして、ただいま局長が述べたように大変難しい問題でございますので、慎重に対処してまいりたいと思つております。

○加藤(万)委員　じゃ、大蔵大臣、まとめてお聞きしますが、一つはファイブ・ファイブ・ファイブにしたい、たばこ地方消費税を検討、創設した時代の性格を組み入れてそうされたのが第一点。

第二点は、八対二という割合をとられたその理由は何でしょうか。

第三点は、これは大臣ではないです。新しい、今の答弁に関する問題ですが、今日自治省の税務局長は、本数によって従来地方税をやっていたから従量方式も加えられているのですというふうな発言なのですが、単価は平均単価でしょう。ですから、例えばゴールデンパットを吸おうが、ホープを吸おうが、本数掛ける平均単価なんですから、従量方式にはならぬです。本数が少なければ少ないことによつて云々は起きます。しかし、価格は平均なんですから、今度はゴールデンパットを吸って、しかも本数が少なければ、その都市は配分がうんと少なくなるのですから、従来に従量方式が加味をされ、従量方式を酌み取りながらという意見は、私は八の面には当たりまして二の面には当たらない、こう思うのです。

そこで、私は大蔵省に聞きたいわけです。これは大臣の答弁でなくていいですが、税務局長、これによって今度は地方へのたばこ消費税はどうでしょう。五十八年度、五十九年度それぞれ増加をしていますが、地方財政計画によりまして、今年度の場合、この方式によって従来五十八年度、五十九年度の地方財政計画に盛り込んだ同じようなたばこ消費税が都道府県、それから市町村に配分になります。例えば今言いましたように、量的な面を重視しますと額的に落ちるのではないかと。それから、もしたばこの料金が値上がったときに、従量方式でやる配分率を変えられますか。配分率をもし変えませんか、従来は料金が上がれば、価格方式ですから、価格に掛ける税率で地方に入る収入は上がってくるわけですね。今年の場合本数ですから上がらねえ、料金が改定になつても。その場合に、従量税に関する配分率の改定は

行われますか。行われませんと、五十八、五十九年度と同じ形で地方財政計画にたばこ消費税が伸びるといふように断言できないと私は思います。これは後で聞きたいと思うのです。

まず最初に大臣の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○梅澤政府委員　委員の最初の御質問は、国と地方の配分に対する物の考え方の問題と、ただいま御提案申し上げておりますたばこ消費税におきまして税率を従価税割と従量税割の二本立てにしておるわけですが、どうしてそれを八対二にしたのかという御指摘であつたかと思ひます。

配分基準の問題につきましては最初の御質問で経緯を御説明申し上げましたので、主として従価、従量八対二の考え方について申し上げます。と、先ほど申し上げましたように、今回の考え方は、国のたばこ消費税、文字どおり消費税として純化させていただくというところでございますが、消費税でございますから、その税率を設定いたします場合、財政収入等の観点から申し上げますと、一般的な消費税という側面と、それから今回のたばこ消費税のように個別嗜好品課税、二つの側面を持つておるわけでございます。財政収入等の観点から申し上げますと、むしろ従価税のウェイトをなるべく大きくするのが望ましいわけでございますが、反面、個別嗜好品課税という側面も持つておるわけでございます。消費税としては、どうしても紙巻きたばこでございますと一本当たりあるいはその他の種類のたばこでございますとすれば重量当たり幾らという従量税率を導入するということがどうしても相なるわけでございます。

各国のたばこ税制を見ましても、従量税率を何らかの形で加味いたしておるのが通例でございます。

ただ、この比率を一体どうするかということでございますが、いろいろな考え方があるわけでございますが、やはり従価割を基本とするということとでございます。この点につきましても自治省

御当局といろいろ入念な協議を重ねてまいつたわけでございますが、もう一つ参考までに申し上げますと、EC諸国が現在域内各国で各種の税制面についてハーモニゼーションの動きがあるわけでございますが、このたばこ消費税につきましても、ECが始まりました時点では各国の従量、従価の割合がばらばらでございました。現在も必ずしも統一されていないわけでございますけれども、七〇年代、八〇年代を通じてこのハーモニゼーションの動きがだんだん進行してまいりまして、恐らく近い将来におきまして八対二ぐらいのところへ着地点を置くというふうな動きもございします。

そういった点も考慮いたしますと、今回新しく消費税として発足させていただくわけでございますけれども、従価、従量の割合およそ八対二というのは、かなり妥当な水準ではないかというふうな私どもは考えておるわけでございます。

○竹下國務大臣　加藤委員まさに地方行政財政あるいは税制は専門家でございしますので、非専門家の私がお答えする能力があるかどうか、みづからに問い聞かせておるわけでございますが、いわゆる今の五対五というのは、言ってみれば種々協議を重ねましたが、現状は認という基本的な考え方議論をしながらまとめたものであるというふうで考えております。ただ、いわゆる全体の直間比率議論ということになりますと、これまた別の問題になろうかと思つております。

それから、従量、従価の場合、酒もたばこも嗜好品でございますが、よく私ども下世話な話で申しますのは、酒の方、従量が多いじゃないか、たばこの部分は少ないじゃないか。あれはやはり酒を千円だけ買つていこうという者はいない、やはりあれは一升買つていこうというふうな量的な表現が常識的に非常に多いから、それで従量税になつて、なるほどさういへば、十円飲もうという人はなく、一杯飲もう、こういふようなことかなというふうな議論もしてみたいことがございます。

それからたばこの問題は、ECでいろいろ勉強をされたことも私も承つておるわけでございますが、これはやはり私どもは従価の方が非常にわかりやすい。しかしながら一方、一服しようということになりますと、従量の面というものの嗜好品として考えざるを得ない。そうなりますと、八対二がいいのか七対三がいいのかという、理論的根拠を明快に答えられる能力を私どもも持つておりませんが、諸般の均衡、諸外国等から見ても、まずは八対二くらいが妥当かな。それは税務当局同士が詰めた話でございますので、私は非常にラフなお答えになりますが、まずはこの辺が妥当かなというふうな極めて常識的な認識しか私にはございません。

○加藤(万)委員　税務局長、答弁する前に今一つ、同じ話題です。今の大臣も現状は認です。それから大蔵省も現状維持。ところが、これから税務局長に答弁してもらいますが、現状維持にならぬのです。どう計算しても。というのは、確かに五十九年度ないしは五十八年度の地方と国の配分で現状維持にはなるのです。ところが、今度はたばこが値上がりしたときに、従量税で伸び率がかわつてくるでしょう、地方税は、それは現状維持じゃないですよ。そうですね。

それからいま一つ考えていただきたいのは、都市間のアンバランスの問題をひとつ大臣が考えたいだきたいと思うのです。工場のあるところ、私どもは神奈川県です。それから長野に工場があります。専売も非常に大きく、営業所もそれぞれあります。しかも神奈川県というところはどちらかというと嗜好度が高いところですから、高級たばこが売れます。比較的たばこの税収入は強くなるでしょう。歓迎します。今度は、さういふところを持たないところは法人税関係、いわゆるこの特殊会社から入ってくる税も少ないんですよ。少なくなる。少ないというか、地方への納付金よりも多くなりますから額としては多くなるかもしれま

せんが、しかし現状維持ではないんです。これは地方税の総収入総体で見たときに、そういう特殊会社になるというところの変化から起る問題でしようけれども、しかし、そういう新しい地方の税収入に対して、これを機会に変化が起きてくる。現状、確かに五十八年度、五十九年度を六十年度に直せば短期的には一年のうちにそうかもしれないが、二年、三年長期的に見て、たばこの値上りがあった、なにがあったという条件から見ると、現状維持ではありまじやないという認識をまず持つてもらいたいと思うのです。

それから税務局長には先ほどの御答弁をひとついただきました。と思います。

○閣議政府委員 五十八年と五十九年の伸びのような形で将来地方のたばこ消費税が伸びていくのかというお話でございますが、これは五十九年度は六百八十八億、対前年度で税収が伸びる計画になっておりまして、伸び率で八・八%、九%近い伸びになっております。

この原因は、五十八年にたばこの定価の値上げが行われまして、地方税の場合には今まで前年単価方式というのをとっておりまして、五十八年のたばこの定価改定の影響は五十八年には出ませんで、一年おくれの五十九年度に出る。その影響で、たばこの消費量というものは絶対量はそれほど伸びていないというふうになっておりますが、その消費量の絶対量の伸びをはるかに上回る税収の伸びを計上しているわけでございます。今回の制度改正に当たりまして六十年度以降も五十八対五十九のような伸びをするかと言われまじやない、それはそれは期待できないだろうと思ひます。しかし、消費量の伸びに依り、かつ、今後たばこの価格が上がついていけば、その価格上昇に見合う税収増というものは期待できると思ひます。それからもう一つの問題は、従量分について税収が上がついていかないではないかということですが、これは多分国税の場合でも同じではないかと思ひますが、従量税は本数当たりの定額で設定をいたしておりますので、これをそのまゝいづま

でも維持してまいりますと、たばこの価格がだんだんと上がつてまいりましたときには相対的には税収額が減るという問題が起ります。したがって、この問題については、今後たばこの価格がどういう形で推移していくか、今から我々は予断を許しませぬけれども、それが仮に上昇していくということになれば、ほどほどの時期に適時適切に定額税率の見直しというものは必要になってくるのではなからうか。それをやりますと、確かに税額というものは価格に対して相対的にだんだんと落ちてしまふということはある得ると思ひます。

○加藤(万)委員 地方税はいずれまた審議する場所がありますから、そこはじっくりひとつやりたいと思ひます。

専売公社の關係の方にお聞きしますが、今度の制度、いわゆる特殊法人になりまして、国税では法人税、それから地方税關係では法人事業税から始まりまして一連の税目、全部一〇〇%一般の民間企業並みに納税ということになるわけですね。どうでしょうか、どのくらいふえますか。地方だけに限つて言えば、地方に対する納付金との比較でどのくらいふえますか。あるいは法人税を含めてもいいです、法人税を含めて。

たばこ消費税を抜いて経常利益が出ますね、経常利益からそれぞれの税を引きまして最後に純益が出ますね。例えば、私の手元の資料が正しければ、五十七年度の経常利益はたしか千五百一十億円で、五十七年度の納付金を納めます。ですから、それから今までの納付金を納めます。ですから、これは従来納めていたわけですから引いていくのは当たり前です。そのほか固定資産税、関係、それから法人事業税、法人税、それから法人県市民税、住民税、それらをすべて引いてまいりますと、最終的にどうも六百億近くの中からは従来よりも税を払い込まなくちやならぬ。そうしますと、五十七年度は千五百一十億円で、六百億円引きますと純益が五百億円で、この数字は、もし間違つていたら後で訂正してもらひますけれども、大体間違ひないと思ひます。さて、そこで問題になるのは、私は民間の出身

ですから、五百億円で外国製のたばこの競争ができませんか。いろいろ経費の中で引いてあるでしょう、研究費とかなんとか。これは国際電報でも今度言われることだと思ひますけれども、せんだつて国際電報の研究を見ましたら、年間の研究予算が二千億ですよ。さてあれが民間会社になつてあれでできるのかという考えを私は実は持っているのです。かつて日本で優秀なあるフィルム会社がアメリカのフィルム会社と天然色で競争しまして、研究費が落ちて競争力を失ひまして、そして非常な苦境に立つたという状況を私も知つてゐるのです。

ですから、今度の場合に、経常利益を上げる、経常利益からそれぞれの税の科目を引いて、残りが五百億円、いわゆる純益が。それで、いわゆる従来の公社が持つていた公社性とそれから特殊会社という性格とを調和をさせる、同時に外国たばこと競争する市場競争力を持つ等々を含めた企業運営がこのくらいの益金でできるんでしょうかという、実は専売公社にとつてありがたい質問だと思ひますけれども、そういう疑問を私は民間の企業の出身ですから持つたんですが、いかがでしょう。

○長岡説明員 諸税の負担につきまして、詳細の点でもし御必要であれば担当理事からお答え申し上げますけれども、私も新会社に移行した初年度の財務状況がどうなるかという点については、実は新会社移行と同時に輸入の自由化が行われまじやない、輸入品の伸びがどの程度になるかといつたようなことにつきましてなかなか見通しが困難でございます。一応私どもの試算として、例えばごく最近明らかにいたしました五十八年度の決算で、これが公社制度のままであつた場合とそれから会社制度になつた場合と比較した数字がござひます。

等々の負担がふえることによりまして三百億円くらいになる。しかもその中から配当も払つていかなければならないというところを考えると、確かに公社のときに比べますと諸負担はふえるわけでございますけれども、この三百億円が多いか少ないかという問題につきましては、多々あります。私ども研究開発費その他まだまだ充実しなければならぬ問題はあろうかと思ひますけれども、大体同程度の規模の民間企業その他の利益の割合と比較してみますと、それほど遜色はないというふうに考えております。

いづれにいたしましても、私どもはこういつたような負担を済ませた後の利益によつて今後の企業の体質の強化を図つていかなければならないというふうに考えております。

○加藤(万)委員 そうです。それはほとんど内部留保が多いんでしょう。内部留保がなければ、普通の一般の民間企業と比べて遜色はないという言葉は出ませんよ。それは一遍調べてみてください、民間企業の実態を。

それと今言つた三百億ですが、私が言つたように大体五百億ないしは六百億が今度の税として、公租公課として加算されますよ。大蔵大臣、これは地方行政委員会でも十分御審議なされた経過だろつと思ひますけれども、そういう中での公社の経営というものをとお考えいただくことが非常に重要ではないかということだけ一つ申し上げておきたいと思ひます。

そこで、外国製たばこについて二つ、時間がありますから、簡単に質問します。

一つは、外国製たばこ、国税の場合には保税措置で税として捕提ができませんけれども、地方税の場合には卸、仲卸、小売、どこかの段階でどういふふうに捕提されて徴税ないしは納税を一〇〇%確保されるのか、これが第一点であります。

それから第二点に、これはきょうは社会労働委員会が連合になっておりませんから、一つだけ聞

いておきますが、健康上の問題で、日本のたばこには余りのみ過ぎないという例の三十九条、四十条に基づく広告がありますが、外国製のたばこにももちろんこれは記載されていると私は理解しているんです。

さて、問題は、どうでしょうか、外国製のたばこの記載が英文だった場合には、従来の市場が非常に狭いあるいは外国製の嗜好者が極めて小さい、実際比率がうんと少ないという場合にはいいですけれども、聞くところだと、今度五社から二十社、卸売業者、卸売関係の会社が入るといってお話を聞いておるものですから、そうなりますと、パチンコ屋も最近ではたばこの交換率が非常に高いですね。たばこが五〇％くらい交換になつていけるわけですが、外国製のたばこは価格が高いですから、高いのはより交換率が高くなりますから、今度外国製のたばこを使うようになってくると、外国製のたばこの喫煙者が非常に多くなる、のむ人が多くなる。私は、それに対する健康表示を英語のままでもよろしいんだらうかという疑問が実は生れたわけでありまして、どうでしょう、この点はどういふようにお考えになるでしょうか。

それから三つ目に、健康問題でいま一つ聞きますが、健康管理をする上で、タールの含有量の多いたばこを少し高くして、そしてタールの少ないたばこは無害とまでは言いませんけれども、無害に近いような、奨励するようなたばこを専売公社が研究して開発して、今ごろどんな開発技術は進んでいるわけですか、そういうものをたくさん販売して、そして地方税なりたばこ消費税を拡大していくというように、特殊会社発足後の一つの大きな課題ではなからうかと私は思うのですけれども、以上三つについてひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○閣下政府委員 輸入たばこに對します地方税の課税につきましては、一口で申し上げまして末端卸の段階で捕提、課税をする、こういう考え方をとっております。と申しますのは、輸入業者が直接小売業者に売り渡す場合には、いわゆる卸売業者を入れない場合にはその輸入業者に課税をいたしますし、卸を入れる場合にはその卸に課税する。ただ、卸が二段、三段とあつて、小売に行きますまでに数段階を経るという場合には、その小売に直接するところの卸の段階に課税をする、こういう仕組みでございます。

税源の捕提につきましては、これは建前は申告納税でございますから、卸売業者等に正直に申告をしていただくということがまず第一ではございませうけれども、その捕提を税務当局でいたしますために必要な書類、帳簿等の備えつけはきちんとお願いをするような構成にもなつておりますので、私どもは輸入たばこにつきましても、税の捕提は十分に行えるものというふうに考えております。

○小野(博)政府委員 注意表示についてお答え申し上げます。現在御案内のように、我が国で売られておりますたばこは、内外製品を問わず、健康のため吸ひすぎに注意しなさいという表示が行われていゝるわけでございますが、これにつきましても、昭和四十七年四月二十日の大蔵大臣の指示に基づきまして専売公社が表示をしていゝるわけでございます。

現在専売制度でございまして、外国製品につきましても専売公社が一手に輸入をして販売をしていゝるわけでございますので、専売公社の指示のもとに外国メーカーがその製造の段階で日本語で表示をしております。しかしながら、今後専売制度が廃止されまゝと、輸入自由化によりまして外国製品は原則として専売公社を通さず、輸入販売業者を通して販売されることになるわけでございますが、内外製品を問わず、制度改革後におきましても、注意文を表示するということは必要ないわけではございませんので、それを義務づけるために法律上明文の規定を置くこととしていゝるわけでございます。たばこ事業法三十九条におきまして、製造たばこを「輸入した場合に、当該製造たばこを販売する時までに、当該製造たばこに、

消費者に對し製造たばこの消費と健康との關係に關して注意を促すための大蔵省令で定める文言を、「表示しなければならぬ」といふふうな規定をしてございまして、大蔵省令で定める文言としては、外国製造たばこにつきましても日本語で表示するように考えております。

○加藤(万)委員 持ち時間がありませんから、大臣、最後に一つだけ。後でまた私の質問に答えてください。私は、最近の地方税のアンバランスといひましようか、大変目に余るものがある。それは第二次産業から第三次産業に物すごく構造的に変わつていゝるということなんです。それに見合う税目設定がないといふことなんです。これは地方行政委員会でも私しばしばやりました。例えば、かつては重厚長大の工場をつくりまゝから、港、臨海工業地帯、コンビナートなんですね。したがつて、とんと税というものがあつたのです。今、臨空工業地帯ですよ。空ですよ。物を運ぶ力が余り必要がなくなつてきた。長大ではない。輕薄短小といひましようか、それに伴う税目というのを考えないといひけないと思つていゝる。私は、とんと税があるなら、航空機利用税のようなものを、そういう商品といひまゝか、あるいは材料といひまゝしょうかにかける方法を何か考へていゝかないと、第二次産業の變化、第三次産業の發達という面に對しては税の平衡交付的な要素というものは非常になくなつてくゝるのではないかと、実はこう思ふのです。したがつて、そういう面から見ますと、第三次産業すなわち流通、消費、そういうものに対する税目といひまゝのものをいま一遍この際、地方団体の中でもあるいは国全体でも考へる必要になつていゝるようでありませうけれども、考へる必要性といひまゝのものがあつたのではないかと。私は、たばこ消費税なり、あるいは今度電電公社が同じように民間への移行といふ問題もあるようでありまゝから、そういうことを機会にこの流通、消費といふ問題に對する税といひまゝのものを、先ほど、当初申し上げました地方団体の自主財源の確保といふ側面からも捕提をしな

が検討する必要があるのではないかと、こう思ふのですけれども、大臣の所感をひとつお聞きして、質問を終わりたいと思ひます。

○竹下國務大臣 税制調査会、これはいわゆる国及び地方の税制全般についてということと三年に一度大々的諮問を行ひまして、その中で今度は国会等で行われまゝした議論をその都度正確にお伝えして、いゝれば税制調査会といふのは、この分を審議してくださいといふ性格でなく、全体の中で国会で議論のあつた問題等を正確にお伝えして、それがおのずから集約されて議論が展開されていゝく、こういう性格の感じで運営をされておるところであります。したがつて、今のようない問題についてはもとより正確に税制調査会へお伝えすべき問題であらうかと思ひます。が、一般論として申しますときに、今いゝみじくもおつしやつた臨海工業地帯といふものの勢いが凋落し、臨空工業地帯、まさに本當にこれっぽちのものが、膨大な輸出産業とあるいは国内の景氣を維持し、いゝろいろなことをしてゐるわけでございますから、流通、消費の観点からして税制のたゆまざる見直しの中にそれを位置づけるべきである、こういう考へは私は基本的に賛成でございまして、

ただ、私どもとしていつも注意してなければならぬのは、所得の段階に對する税といひまゝのは個々が痛みを感じます。消費の段階の税といひまゝのは比較的、一度それが導入されまゝといひまゝ痛税感が間々薄らいでしまふといふ傾向もあるのじやないかと、これは税金全般の問題でございませうけれども、したがつて、消費税といひまゝのものについては、その公平性とかあるいは選択の自由とかいゝろいろな問題がございませうが、勢い慎重にならざるを得ない点もあるかと思ひます。しかし、いゝわゆる産業構造の流ゝれの変化の中で、今御指摘なさいました流通とか消費とかといひまゝのものに着目して、たゆまざる見直しの中にそれを位置づけるべきであるといひまゝのは、私も同感であります。

○加藤(万)委員 終わります。

○中西(啓)委員長代理 松沢俊昭君。

○松沢委員 私、農林水産委員の立場から若干の質疑をやつてみたいと思ひます。もう長い間いろいろの質疑が行われてきていると思ひますので、ダブつてゐるところの面もあると思ひますけれども、その点は御了承願ひたいと思ひます。

国内たばこ産業が国に対して明治以来長い間貢納してきた、これはだれもが認めなければならぬと思ひます。これはだれもが認めるが、今度長い間続いてまいりましたところの専売制が貿易の自由化に伴ひまして特殊会社としての衣がえをやっていった場合、特に葉たばこ産業というものが一体今までどおり健全な発展というのが遂げられるのかどうか、そういう疑問を持つてゐるわけなんです。この点につきまして大蔵大臣はどのような見解を持っておられるか、まずお伺ひしたいと思います。

○竹下國務大臣 松沢委員の御心配は、私どもも現状を固定して物を考えた場合は同じような憂いを持つものであります。

しかしながら、開放経済体制の中で我が方が、たばこで言いますならば、最初は外国たばこの店舗数をふやしますとかあるいはマージンをどうするかとか、そうして九〇%の関税から三五、それから二〇と、このところ急激に関税率を下げまして、一応開放体制に対して対応してきた。しかし今日の国際的地位等から考えればもう一歩踏み出さなければいかぬというところで、いわば流通専売の形をとつておつたものが、いわゆる輸入の自由化ということだけは完全に踏み切つたわけでありました。

したがって、私どもとしては何分にも国内産業業とでも申しましようか、いわゆる耕作者の方々の問題を考えますときに、いづれにしてもこれは民営・分割のワンステップだという位置づけはできない。だから製造独占というものは恒久的なものとして維持すべきであるというのが今度の特殊会社ということになつたわけでありました。しかも、特殊会社の中におきましてそれなりに当事者能力を持つて、私はいつも申すのでございます

が、耕作者の一つの軍団、それから販売店二十万店、この軍団、そうしてまさに労働組合、労使を含めた当事者の軍団、この三つがいわゆる日本のたばこ産業を支えておる大きな軍団であり、柱であると思ふわけでございます。したがって、現状固定の中でイーजीに対応していくということは率直に言つて難しい問題であらうと私は思ひます。この構成する三者が、国際競争力全体の中で、合意の中で対外国たばこに対しては切磋琢磨しながらそれぞれの自立体制というものを演出していく。したがって、そういう効率化等の問題からいたしますならば、特殊会社ということでは、商法の規定と労働三法の規定という形でもつてより効率化していくということが適當であらうというふうに考へて、このような法律改正をお願いしておるところでございます。したがって、今松沢委員が冒頭におつしやいました現状固定的な物の考へ方に立てば、私どもも労使に対してもあるいは耕作者の方に対してもそれぞれの合理化努力というものををお願いしなければならぬし、そしてまたその環境をつくるのが今次の法律改正の趣旨ではなからうかというふうに考へておるわけでありました。

○松沢委員 今大臣が申されましたように、外国の製造たばこが入つてきておりましたが、今までは専売公社の販売ルートを通じまして販売がなされてまいりましたけれども、今度はそのような状態ではなくなるわけでありまして、当然のことながら、国内において外国製造たばこと日本の製造たばこの販売競争が行われるということになるわけなんです。たばこの販売競争が行われると、たばこの値段というものは、専売公社の資料等を見ましても相当大きな開きがあるわけなんです。やはり何といたしまして、競争力をつけるにはコストを低減しまして、そして競争に打ちかつかないかなければならぬという値段も切り下げをしていかなければならぬ、こういうことにならざるを得ないと思ふわけなんです。

それじゃ、現在たばこ耕作者はこの現状の価格というものに満足をしてゐるか、こうなりまして、満足はしておるわけではございませんで、毎年専売公社に対しては価格の要求というのをやつてゐるわけでございます。しかも、今までに一〇%要求が実現されたということはないわけなんです。でありますから、したがって不満が残つてゐるわけでありまして、今度競争力をつけるためへ持つてまいりまして、今度競争力をつけるためにさらなる値下げをやつていかなければならぬ、これはたばこをつくつても採算が合わないという農家も出てくる、結局廃業せざるを得ないという農家も出てくる可能性があるわけなのであります。こういう点、一体どうお考えになつてゐるのか、お伺ひしたいと思います。

○長岡説明員 松沢委員が御指摘のとおり、外国、なにかずくアメリカと日本とのたばこの製造コストの比較をいたしますと、これは実は企業秘密で外国の事情もそう定かにはわからないわけでございますけれども、ある程度の推定でいたしましても、葉たばこのコストが日本が大変割高になつておる、これが彼等の競争のもとにおいて一つのハンディキャップであることは事実でございます。したがって、私どももいたしましては、製造コスト全体を上げていくためには、そして競争に負けないようにしていくためには、たばこ産業全体が合理化に取り組まなければならないと思ふ姿勢で今後進んでまいらなければならないと思つておりますが、葉たばこ農業の部門におきましてもその例外ではあり得ない。

ただ、理由もなく競争上不利であるから値段を下げるといったようなことをするつもりは毛頭ございせん。これは審議会でも十分に議論をいたした上で、耕作農家の理解を得て実施していかなければならぬ問題でございますけれども、現在私どもは、松沢委員御承知のように、日本の葉たばこ農業というのは大変労働集約型と申します

が、労働力多投型の農業でございますので、これの生産の合理化がどこまで図れるか、それによつてどれだけ農業上のコストが減らせるかといったようなことについて農家と真摯に話し合つてゐる段階でございます。そのコストダウンの中で、ある程度生産費が下がっていくということであらば農民の御理解も得られるのではないかと、ううに考へておりますが、いづれにいたしまして、これは私どもが一方的に押しつけるべき問題ではございませんで、審議会において十分に議論を尽くした上で結論を得たいと考へております。

○松沢委員 審議会でもいろいろ議論をしております。ただ、六十五年を目途に公社の国際競争力をつけることが合理化目標ということになると思ひますけれども、それによりまして、外国との差というのが大体一・七倍ということになつてゐる。そこで例えば関税率二〇%分というものを産業の保護に振り向けた場合においては、一・二倍ぐらゐになる。そこで二割のコスト減、これは将来の技術的な点を考へて、そして投下労働を現在よりも四割減にする、それから、規模拡大で現在の状況よりも一・五倍から二倍程度にして、平均して在米種においては二・五ヘクタール、黄色種においては五ヘクタール、こういうような目標で合理化目標を立てられ、そしていろいろと議論をしておられるということを私は聞いてゐるわけでありました。

一体、こういう合理化というものが果たしてできるのかどうかという疑問を私は持つてゐるわけなんです。現在たばこをつくつてゐる農家というのが九万二千九百ありわけでありまして、それを在米種の場合においては二・五、黄色種の場合においては五ヘクタール。五ヘクタールなんということになるますと、それはなかなか大変大きな面積ということになりますので、例えば五ヘクタールというものは、要するに全体の数からいっても一割もないという状態に実はなつてゐるのじゃないか、こう思われるわけなのであります。

す。そうなりますと、大半の農家にはたばこ耕作をやめてもらわなければならないという問題が起きてくるのではないか、こう思われるのですが、そういう点はどうかお考えになっているんですか。

○生平説明員 お答えいたします。

確かに、先生御指摘のように、日本の土地条件あるいは気象条件というものが、外国と、外国と比べて、葉たばこ生産のコストという問題につきましても、大変厳しい状況にございます。しかしながら、今後の製品の自由化というようなことを考えてみますと、このままでは競争に負けてまいります。そうしますと需要も減っていくという深刻な事態になりますので、やはり今後、品質の向上を図ると同時に、生産性の向上も図っていくということが大変重要な課題であるというふうに考えております。具体的には、面積を配分する場合にも、一挙に大きくするというのも大変困難でございますので、できるだけ優良な産地に面積の配分についてウェットをかけていくというふうなことも考えておりますし、また、いろいろな助成措置というふうなことで、高効率の機械の導入あるいは高効率の施設、あるいは乾燥なんかにしてもうまいいくような、そういう施設について助成をやっているところでございます。

ただいま、私も六十五年あたりを目標にしまして掲げている数字について先生からお話ございましたけれども、大変達成というところは難しいとは思いますが、目標なしにやっていると、何となくの目標というふうな考えを、何となくこの目標にしていこうという目標を掲げなければならぬということ、そういう目標を掲げまして、現在は公社、将来会社になった場合には会社、あるいは耕作者協力しまして、何とか国際的な価格差というものを縮小していくように精いっぱい努力をしようという気持ちで、そういう目標を掲げている次第でございます。

○松沢委員 大体たばこをつくっているところというのは、これは青森までございすけれども、いろいろな場所であつております。山間地帯に

つくっている、それから海岸、砂浜の方でつくっている、それから平地でつくっているという、大体的特徴的にはそういうような場所だと思ひますけれども、公社の方で今までのコスト計算からいって、どういふ場所が一番いよゆるコストの低いところの場所になっているか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○佐藤説明員 現在、約十万人近い耕作者の中の実際の労働時間なりコストというのは、これは千差万別でございますが、当然のことながら、平たんな地で経営規模の大きい方、それから最新の機械、施設、そういうものを導入した方が低いわけでございますが、現在公社では、具体的にそういった生産性向上を図るために、全国で百九十カ所の展示農場をつくっております。これは大規模、中規模、小規模と、それぞれの産地の立地条件に合った形で展示農場を設けておりますが、それぞれの条件が違ふわけでございますが、各産地の一般のたばこ耕作に比べてそういった展示農場の現在の成績というのは、大抵労働時間で大きくばに申しまして二、三割平均より低い、そういう状況でございます。

それから、あと種類別に大変労働時間の差がございまして、西日本を中心としてつくっております黄色種、これは東日本中心の在来種、パーレー種に比べて大変労働時間が少ないという状況でございます。

○松沢委員 それで結論を聞きますけれども、それじゃ六十五年になりますと、私はこれはなかなか難しいと思ひますけれども、皆さん目標を立ててやってそれが完成したというところの暁におきましては、日本のたばこ耕作者の数というのはどの程度になって、面積は大体どの程度になるんですか。

○生平説明員 現在、ただいま申し上げた内容につきましても検討中のものでございまして、その時点で耕作者の数がどのくらいになるかということまで詳細申し上げるような段階に検討がまだ詰まっております。

○松沢委員 目標を立てられれば、当然結論はこうなるというところの答えが出ていなければならぬじゃないですか。

それは一たん棚上げをいたしまして、私は、今度のこの改正によりまして、たばこ耕作組合中央会というのと会社との関係で面積というものが決まってくるわけなのであります、今までも耕作組合の権限というものが大分強くなつてきていますと思ひます。しかし耕作者の立場からいいますと、やっぱり耕作組合に対してもいろいろの不満というのがあるわけでありまして、それがさらに権限を強化して、そして面積割り当て等もやってくるということになるわけでありまして、今お話がございしましたように、ある地域におきましてはたばこ産地としての形成をやつていく、あるところにおきましてはこれはやめてもらわなければならぬというところの計画も立てていかなければならぬ。そうすると、そこにまた混乱が起きてくると思ひます。

それからもう一つは、現在、在庫が一年分あるわけでしょう。これをやはりこなしてしまわなければならぬというところのそういう宿題を抱えているわけなんです。これをこなすためにはやはり減産、減反というものをやつていかなければならぬということになるわけでありまして、その場合、一方におきましては増反、一方におきましては減反という現象というものがやはり私は起きてくると思ひます。そうなりますと、たばこ耕作者の間において利害が対立をし、そしてまた耕作組合に対抗するところの不満も爆発してくる。こういうことになりますと、公社の方で六十五年目標で競争力を高めるために合理化目標を設定しておやりになるうとしても、実際には不可能なんじゃないか。そこで不可能であるということになりますと競争力というものがつかないわけなんです。でありますから、したがって、販売合戦に勝つためには外国の葉たばこを輸入してこれに対抗するということになれば、これは日本の葉たばこ農業はつぶれてしまふ、こうなるわけなんです。

す。そういう危険性というものが十分にこの改革によつて考えられる、こう私は思ひますのですが、この点、大臣、それから専売公社の総裁、一体どう考えられるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○長岡説明員 まず私からお答え申し上げます。

コスト競争力の観点のみから考えますと、やはり国産の葉たばこより割安である輸入品の葉の割合をふやせば、すなわちその輸入をふやせばそれだけ楽になるというところは事実でございます。しかしそれでは、今回の制度改正におきまして、日本の葉たばこ農業を含めましてたばこ産業全体の健全な発展を図るという目的のもとに設置された新しい会社が十分に使命を果たしたとは言えないわけでございます。コスト競争の面だけから申しますれば、安易な道とすればそういう方法もあるかと存じますけれども、新会社は決してそういう道を歩んではいけない。競争の面では大変苦しい面がございまして、それだけに新会社みずからも、また葉たばこ耕作農家にも御理解を求めながら、全体としての合理化を通じて少しくコストを下げて競争に負けないようにしていくということによりまして、国産葉を主原料として使つております現在の状態を今後とも続けていきたいというふうに考えております。

○竹下国務大臣 いよゆる現状固定をいたしました上で、競争力等から見て国産葉と外国葉とをその比較からいたしましてのコスト計算をした場合には、今まさに松沢さんの御議論の展開というものは危惧される方向として私も承知いたしております。それをしないで、言つてみれば先ほど申し上げました三つの大きな柱というものが相互に合理化努力をしながら競争力をつけていく、それがためには、やはり製造独占というもののだけはこれはとつておこう、だから民営・分割のワンストップではないんだ、こういう位置づけから出発したしまして、今後それこそ、ある意味においては血のにじむような努力をいたして外国製たばことの競争力をつけていかなければならぬ。それが

ためには、今の形よりもより活力を十全に發揮し得る特殊会社、商法、労働三法という形がよくはないかということ御審議をいただいているわけでございますので、松沢委員の展開の論議、それは私も十分にわかるだけに、これからそれに各方面の協力を得ながら血みどろの努力を続けていかなければならぬ課題だという事実認識をいたしております。

○松沢委員 大臣の方からも、それを理解した上に立って国内の葉たばこを守っていく、守っていくながら合理化を進めていくんだ、こういうお話でございますが、現在、製造たばこの原料は国内産が七割弱、こういうことが言われているわけなんですけれども、実際今どうなっているのですか。

○生平説明員 国内産葉たばこと輸入葉たばこの割合ということについてお尋ねでございますが、これは消費の動向によりまして、どういふ製品が売れていくかということによって振れていく性質のものでございます。最近の傾向としましては、高級品が売れていくという傾向にございまして、そういたしますと、そのままだとございまして、とんだん輸入葉の割合が多くなるといふ傾向にあるわけでございますが、そういうことにならないように、できるだけ加工技術を開発するとかあるいは香料の工夫をいたしますとか、いろいろ製造の技術の方で研究をいたしまして、あわせて、生産する側におきましてできるだけ緩和な品種を導入する、あるいは栽培の面におきましていろいろ工夫しまして品質の向上を図るといふようなことによりまして、現在全体の三分の一程度が輸入葉の割合であるというようにございまして、今後ともそういうような形で推移していききたいと思つて努力しているところでございます。

○松沢委員 私は、總裁それから大蔵大臣にこの際一つ約束をしてもらつておかなければならぬのじゃないかと思うのは、要するに、私の論議の展開の方向はわかるけれども、しかしそうはさせない

いようにやつていこう、簡単に言えばそういう要旨の御答弁であつたと思うのです。そこで總裁には、さき話題になりましたところの六十五年の計画というものは、無理であるならば無理で、そこだけではない、しかし合理化の方向で進むということだけは考えているんだ、こういうふうな私の方で理解して差し支えないのかどうか。

それからもう一つは、国内の葉たばこというのを守っていくというには、答弁の中ではいろいろ思いやりの答弁が出来ますけれども、それは言葉のやりとりなものでありまして、今まで大体七割弱の国内産を使つてきているわけなんですけれども、要するにその比率というものは、これは堅持して進むというはつきりした約束ができることとするならばそれに基づいて国内の耕作も努力をしていかなければならぬというところの気持ちになると思ひますけれども、その歯どめがないと、一体どうなるんだという心配、不安は消えないと思ふわけなんです。

そういう点で、これは大蔵大臣、それから總裁から、要するに今までの葉たばこの占めるところの割合、この水準だけは堅持して葉たばこを守っていくのだ、こういう決意のほどをひとつお示し願ひたい、こう思ひますが、どうでしょうか。

○長岡説明員 まず私からお答え申し上げますが、第一点の六十五年の合理化目標の問題でございますけれども、これは担当理事からもお答え申し上げますけれども、これは担当理事からもお答え申し上げますけれども、耕作農家の方々に生産性の向上と申しますか合理化についての努力をお願いいたします場合に、全くの目標も何もなく、めどもなく、ただ合理化をしてくださいというわけにはまいりませんので、一つの目標値として設定をしたものでございまして、しかしこれは当然のことながら、農家の方がその気にならなければできないわけでありまして、言葉をかえて言へば、拘束力のある計画でも何でもございせん。あくまで一つの目標として、でき得るところからできる範囲内でその実現に向かつてお互いに努力していきこうという性格のものでございますから、

その点は御心配のように無理強いにその計画の線に沿つて合理化を進めていくということとは不可能であらうと思ひます。

それから第二点につきましては、これは厳密なパーセンテージで外葉が何%、国内産が何%、しかもその率を将来長きにわたつて絶対に動かさないうという約束を申し上げることは難しいと存じます。と申しますのは、逆の面を申しますと、現在私も計画いたしております過剰在庫の解消のための国内産の使い込みの増加という時点におきましては、むしろ外葉率の方が下がる場合もございまして、そういうようなことで、そのときそのときの情勢に応じてある程度弾力的に操作をしましていかなければならぬ情勢はあらうかと存じますけれども、ただ、はつきり約束を申し上げますけれども、日本の葉たばこがあくまで将来とも私どもがたばこをつくつてまいります場合の主原料であるというこの位置づけは絶対に動かしたくない、また動かすべきでないというふうに考えております。

(中西(啓)委員長代理退席、越智委員長代理着席)

○竹下國務大臣 今總裁からかなり具体的なお答えがございましたが、私どももこの問題を議論するに当たりまして、言つてみれば、一つのガイドラインなしの合理化努力というものは、なるほどこれもしりの抜けたようなものになるであらう。したがつて、かなり厳しいガイドラインというものを示しながら、耕作の方々にその気になつてもらわなければならぬ話でございますので、これから進めていかなければならぬ。

ただ、私どもとしていつもこういう問題に出くわすたびに考えますのは、ではこれは初めから言つてみればガイドラインとしても実現不可能なものである、その場合は、このような農政的措置がございまして、かようなものを前提とした場合に本当の意味の活力というものは出てこない、じゃないか。だから、あくまでも總裁が申しましたように一つの努力目標として設定しながら、まずはその

努力目標の中で諸般の合理化を行つていく。そして、それに対して不可能であつたあるいは実現が非常に難しかった場合における措置というものをあらかじめ設定していくというのは、いわば競争原理から言へばいささか横にそれた議論になりはしないか。そういう背景を踏まえておつたとして、私も、私どもはやはりガイドラインというものの対しての努力をお願いしていくという姿勢がまず第一ではなからうかというふうに思ひます。

それから二番目の問題は、確かに在庫がたかきんございまして、それを消化していく間には、恐らく国内産葉たばこの方が率が高くなる時期が私どもも素人でございますけれどもあらうと思つておりますが、あくまでも最初申しましたように、小売店のお方、そして耕作のお方、そして組合当り事者のお方、そういう大きな柱であるという意をまず位置づけの一つの大きな柱であるという意を原料部門を完全に担当していただくわけでございますから、それが主原料であるという考え方の基本には立っていないならばならぬ課題だというふうに考えております。

○松沢委員 在庫の葉たばこの始末をつけるためには、むしろ比率の面においては国内産の比率が高くなるかもしれない、これは結構な話じゃないですか。だからその水準というものを明らかにしていくというわけにはいかないというものは、これはどうもおかしな話なんでありまして、国内の葉たばこの主なるものとしてやつていられるという御答弁もございまして、これ以上申し上げませんけれども、やはり外国産になるべく依存しないようにしてやつていっていただきたいということを強くこの際要望しておきます。

それから、時間がありませんであれですけども、価格の問題であります。今までの価格というものは、公社が審議を開かれまして、そして審議会でもいろいろ議論して、それを受けて大蔵省の方で御決定になるといふことになつていたわけでありまして、その場合のこ

の価格決定は、専売法の第五条には「生産費及び物価その他の経済事情を参酌して、耕作者に適正な収益を得させることを旨として定めなければならない」ということである。今度の改正におきましては、「生産費及び物価その他の経済事情を参酌し」という言葉は「生産費」が、最後のところには「葉たばこの再生産を確保すること」として参酌するものとする。片一方の方は適正な収益を耕作者に得させることを旨として定めておられる。でありますから、今までは審議会の答申というものが即価格決定というところになります。そして文書も、十二分に耕作者の利益というものを考えてやっていたけれども、今度の改正は、審議会の答申というものを即価格決定というところにはならない、しかもその文書には、耕作者に適正な収益というのを考えてやっていたところの文書というのは実はなくなつてしまつてゐる、こういうことなんでありまゝす。こうなりますと、今までは価格決定も大分違つてゐるのではないかと思ひますが、どうですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。
専売制度下におきまして葉たばこの収納価格につきましては、昭和二十四年改正前の煙草専売法におきまして賠償価格と呼ばれておりましたことでもおわかりいただけますように、いわば損失補償に類するものと解されていたわけでございます。したがひまして、法律上は公社が一方的に決定して適用する、そしてその価格で収納する、こういう性格のものでしたわけでございます。そういう意味で、その決定に当たつての基準として適正な収益を得させることを旨とするという表現をとつていたわけでございます。

新制度のもとにおきましては、専売制度の廃止に伴ひまして葉たばこの売買が契約制に移行するわけでございますので、このように公社の一方的な決定を前提とした表現ではなくて、一般的に米とかその他、他の農産物についても同様でございます。

ますけれども、農産物の価格基準に採用されております再生産の確保という表現へ変更したわけでございます。従来、法律上から申しますと公社が一方的に決めるわけでございますけれども、その際耕作審議会の議を経てということになっておつたわけでございますが、今回は契約によつて定まることになりまして、公社は審議会の意見を尊重して決めるというふうな前向きになつておられるわけでございます。

なお、現在の葉たばこ専売法のもとにおきましても、公社はたばこ耕作審議会に諮りまして、その答申に基づき生産費を基礎として葉たばこの価格を決定してきたところでございますので、「再生産を確保する」という表現になりました。価格の算定の方法が現行の実態と基本的にも、価格ではないというふうな考へておられます。

○松沢委員 そういふ解釈でいいわけですね。ですから、その点では後退はしていません。時間があつてから議論ができませんけれども、後退してない、こういう解釈で差し支へないと思ひますが、総裁。

○長岡(明)説明員 結構でございます。

○松沢委員 それから、農林大臣のおいでになつておられますけれども、今こゝでいろいろ議論いたしましたので、葉たばこ農産物をめぐるところの情勢というのは非常に厳しくなつてきてゐる、こう言えると思ひます。そこで、農林水産大臣はこの葉たばこ農産物について農産物全体の中でどのように位置づけをしておられ、将来どういふふうに対応していかれるか、その点をお伺ひしたいと思います。

○山村(國)大臣 葉たばこは我が国の畑作地帯におきまして重要な農産物として極めて重要な作物であると思つております。我が国の農産物におきましては、群を抜いて一位が米でございます。続きまして、豚、生乳、鶏卵、肉用牛、ブレイラー、たばこ、これは二位を占める作物でございます。そこで、農林水産省といたしましては、従来から

各種の補助事業及び制度融資等を行つてきたところでございますが、今後とも葉たばこ生産農家の経営の安定化を図る観点から、大蔵省、新会社とも十分連携をとりながら適切な生産振興対策を立ててまいりたいと思ひます。

○松沢委員 時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、大蔵大臣、そして総裁もおられますが、とにかく貿易の自由化、国際化に伴つて、そのしわといふものがいろいろあるところに覆いかぶせられてくることだけは間違いないと思ひます。その日本の中からは減つてしまふまいやうに最善の努力をやつてもならなければならぬ、こういううまいに考へるわけなんでありまして、この際、そのことをお約束していただきまして、質問を終わりたいと思ひます。

○竹下(國)大臣 松沢さんの今の意見を休して私も対応すべき問題である、このような認識をいたしております。

○長岡(明)説明員 新会社といたしましては、たばこ産業全体の発展を図るために、その一部にしろ寄与をするといふやうなことがないよう配慮していかねばならぬので、御趣旨の点につきましては最大限の努力をいたしていくつもりでございます。

○松沢委員 じゃ、終わります。
〔越智委員長代理退席、中村(正三郎)委員長代理着席〕

○中村(正三郎)委員長代理 水谷(弘)君の立場から、農林水産委員の観点から、特に葉たばこ生産農家の経営の安定を守るという観点から何点か御質問をいたしたいと思ひます。

まず、御存じのとおり、葉たばこ生産農家は全国で約九万三千戸、このうち専業農家が約三〇%、兼業が主な農家が五五%、このようになつておられます。八五%の農家が葉たばこ生産を営

み、生計を立ててゐる。こういう観点から考えますと、今回の専売の改革による各種の対応については、葉たばこ生産農家は実是非常な不安を持つてゐることは事実でございます。

先ほど来、大臣からも種々の答弁がありまして、それらの皆さんのことをしっかりと体して、今後の国際競争力をつけ、さらに合理化目標の達成のために取り組んでいくのだ、このような御答弁があつたわけでありまして、非常に古い歴史を持ち、特に畑地の基幹的な作物という形で我が国に定着をしております。いづれも山間地帯がほとんどでございます。その山村の地域経済、農家経済にとつても、実は大変大きな寄与をしてきたわけでありまして、このような状況の中で、今私どもが生産者から一様に言わねばならない、今ですら過剰在庫で、葉たばこは需要がますます減少してゐる、いよいよたばこの輸入販売の自由化によつて外国たばこが入つてくる、これによつてますます葉たばこ生産は窮地に迫りやられるのではないか、このような御心配があるわけ

です。そこで、先ほどもお話がございました六十五年の合理化目標の中に、大型化の問題やまた生産性の向上等の施策を推進するに当たつて一番問題になつてくるだろうと考へられるのは、当然、減反の問題であります。そこで、過去の、今日までの減反の経緯というものを最初にお尋ねを申し上げます。

○長岡(明)説明員 お答え申し上げます。
昭和五十年代に入りましてたばこの消費の停滞傾向が顕著になりまして、国内産葉たばこについて需要と供給のバランスが崩れてまいつたわけでございます。そういったことから、昭和五十三年以降、自然減作の範囲内で毎年在庫調整に努めまして、五十六年までの四年間で累計約五千五百ヘクタールの耕作面積を縮小いたしましたわけでございますが、一年分の過剰在庫がございます上、なお年々の生産量が使用量を上回る状況にございしたために、昭和五十七年作につきまして、五十

六年の八月に開かれたたばこ耕作審議会の答申を得まして、単年度の使用量と生産量が見合う水準まで減らすということで約五千ヘクタールという大幅な面積を縮小したところでございます。

○水谷委員 五十七年に五千ヘクタール、両方足しますと約一万五百ヘクタールになるわけでありますが、自然減という形も含めてですが、こういうふうにならば、現在十三カ月分と言われておりますが、これだけの在庫を抱えるに至ったその理由と経緯、これについてお尋ねをしたいと思っております。

○生平説明員 先ほど総裁から申し上げましたように、在庫調整、面積調整というのをやってきたわけでございますが、葉たばこの生産は、実際に使用する年に二年ほど先行して生産するわけでございます。例えばことし生産している葉たばこは、すぐことし使うということではなく、二年たつてから使うという熟成の期間を置いているわけでございまして、したがって、二年間は標準在庫というふうに考えているわけでございます。そういうふうな先行的に葉たばこについては手当てをするわけでございますが、それは、たばこの販売見通しに基づいてそういう生産をするわけでございます。

昭和五十年代に入りましてから、たばこの消費の伸びが停滞してまいりまして、それに定価改定というふうなこともございまして、あるいは喫煙と健康問題なんかの運動もだんだん盛んになってくるというふうないろいろな背景があったと思っておりますが、そういうようなことから予定どおりの販売が実現しなかったというふうなことが一つございまして。

それからもう一つは、原料を使用する面でございますけれども、前はくずたばこと申しますが、いろいろ出くずがある、そういうものは捨てていた、あるいは中骨なんか加工しないのでそのまま捨てていたという時代があったわけでございますが、だんだん加工技術を開発いたしましたので、そういう原料につきましても有効利用を図る

というふうな技術が出てまいりました。そういう使用面の方で単位当たりの使用量がだんだん減ってきたというふうなことが基本的に大きな理由というふうに考えております。

○水谷委員 先ほど六十五年目標の中で、六十五年に達成する面積並びに農家戸数については定かではないというお話でございましたが、片方にこれだけの需要の減少、また原料使用上の有効利用等によっていわゆる必要数量が減ってくる。さらにまた、輸入たばこによって、これもまた減少の要因になる。こういう全体的な観点から、この過剰在庫の具体的な処理方法、それからまた一部には、もしこれがスタートした六十年四月一日以降にさらに強烈な減反が来るのではないかと、こういう農家の不安があるわけでありまして。私は、先ほど申し上げましたように、大変な御苦勞をしながら今日の専売公社を支えてきた大切なパートナーである生産者、そういう生産者の方に急激なる生産意欲をそぐような対策というものは断じて講ずるべきではない、このように考えるわけであります。過剰在庫の処理と減反に対する考え方、やらないやらないと言つて突如としてそんなものが飛び出されたのでは生産者は大変なわけでありますから、その点をこの辺で明らかに答えをいただきたいと思つております。

○長岡説明員 約一年分の過剰在庫が公社の経営上大変な負担になっていることは事実でございます。この過剰在庫をいかに解消していくかという問題、私も懸命に取り組んでおりますが、なかなか難しい問題でございまして、そう簡単には過剰在庫の解消が図れない現状でございまして、これも、現在私どもが一生懸命に詰めておりますのは、従来からやってまいりました方法といたしましては、国産葉をたくさん使つた新しい銘柄の開発、その市場投入、例えば昨年の四月でございまして、市場投入いたしましたキャスターといったようなたばこは国産葉の使用割合が非常に高いわけでございます。こういったようなことによつて過剰在庫の解消に少しでも役立つようにした

い、これは今後ともそういう方向での新製品の開発には努力をしてみたいと考えております。それから、全体としての国産葉の使用割合を何とかふやして過剰在庫の解消に役立つようにしたい。これはただ、率直に申し上げたばこをつくると上での技術の面にも若干の制約がございまして、それからコスト的にいいたしても国産葉を使えば使うほどコストの面では割高になるといったような制約要因もございまして簡単ではございませんが、そういった努力もいたしたいと思つております。

それから葉たばこのままの状態での輸出をすること、これは実は過去においては、我が国の葉たばこはある程度輸出が可能であつたわけでございまして、最近、国際的に見て割高の状態のもとにございます。五十七年度の実績がわずかに二百六十トンという状態でございまして五十八年度にはその十倍以上に伸ばしまして二千七百トン近い輸出の実現を見たいわけでございまして。こういった努力も今後とも続けてまいりたいと思つておりますが、ただ、これも率直に申し上げて赤字を出して輸出をしている状態でございますのでおのずから限界がある。そういったようなことをあわせ考えますと、非常に正直に申し上げますと、今後五カ年間、たばこは申し上げましたようなあらゆる努力を積み重ねまして、現在私どもが持つております過剰在庫の半分まで解消できればいい方だ、それも大変難しいのではないかと気がいたしております。

耕作の方々には減反についての御協力をいただいておりますので、今回審議会にお諮りする場合には、葉たばこ耕作農家にだけお諮りする場合の問題を解決しようとするのでは恐らく農家の御理解はいただけないと思つております。そういった意味で、私どももいたしましては、可能な限り、公社全体としてもこれだけの合理化努力を払います、したがって耕作農家にも御協力をいただいて、日本のたばこ産業全体が維持発展が遂げられるようにしていただきたいというお願いの仕方をしなければならぬと考えております。現在のところ、まだその面積の割合その他については詰めておりません。目下詰めている最中でございまして、けれども、結論には到達いたしております。

○水谷委員 いろんな耕作農家同士の利害の衝突等もないようにどうかひとつ、一律な安易な減反面積の割り当て等になりませんように、きめ細かな対応をして誠意ある姿で望んでいただきたい、このようにお願いをしたいわけであります。

次に、外国産の葉たばこのコストの問題、これは今後の一番大きな問題になっていくわけであります。コスト低減のためにいろいろな御努力を農家の皆さん方にもこれからお願いをしていかなければならないわけですが、そういう中で、今専売の立場でございまして、いわゆる生産段階で今後どういう形でコスト低減に取り組んでいくように指導されていくか。

品質の問題についても、これだけ科学技術が進歩しているわけでありまして、ほかの農産物については品種改良等が相当進んでいるわけであります。先ほどの御答弁の中にございまして、いわゆる高級品になるとどうしても外国の葉たばこの原料の使用量がふえざるを得ないというお話でございまして、そんなことではしょうがない。確かに日本の置かれてある地理的条件、気象条件等で適さない品種等も当然あるわけでありますけれども、今後鋭意努力をされて良質な品種を安定的に生産するための施策、またさらには投下労働力が非常に多い生産工程でございまして、三十年代に

は聞くところによると千時間から千二百時間、それはほとんどかかっておった、それが最近に至ってはその半分くらい、五十八年度には四百時間くらいに投下労働時間が削減をするほどに至っているわけであり、いまゆる育苗、肥培管理、乾燥、選別、こういう一連の生産工程の中でできる限り切り込みは行っていないわけにはいかないわけですが、具体的にどのような生産工程におけるコスト低減の御努力に取り組んでおられるか、それについてお答えをいただきたいと思ひます。

○生平説明員 生産性向上の施策についてのお尋ねでございますが、育苗とか本畑作業、乾燥作業、こういうものにつきましましては、協同組織を育成していくというのを考えております。それから、受委託作業の促進をあわせて図つてまいりまして、このため生産対策補助事業の中で、乾燥施設とか農業機械等の施設の整備、それから受委託作業について補助を行っているところでございます。また、本畑作業につきましましては、能率の高いたばこ専用機の普及を図るために、全国に百九十カ所の実証展示農場というものを設けまして、地域特性に合ったたばこ専用機の展示を行つて、その普及促進を図っているところでございます。なお、収獲した葉たばこの選別作業は非常に労働時間がたくさんかかるわけでございますが、この選別作業につきましまして、着位別選別を行うことによりまして選別の簡易化を推進してまいりたいと考えているところでございます。このほか、関東地方には生産性の高い新しい品種を既に導入いたしまして、鋭意生産性の向上に取り組んでいるところでございます。

○水谷委員 専売公社が今いろいろ助成措置等講じながらいわゆる生産費におけるコスト低減の対策を講じているというお話でございます。現在公社として行っているこれらの各種の助成措置、設備の近代化等、また共同化等のいろいろな助成措置を現在講じておられるわけであり、専売公社から新会社に移行した後も当然そのまま継続しておやりになると思ひますが、念のため伺つておきます。

○生平説明員 現在、第二次生産対策補助事業というところでやっておりますが、新会社に移行した後も、今後とも国内葉たばこ生産の生産性向上あるいは品質の向上、その他主産地の形成というようなことは大変重要な課題であると考えておりますので、そういう面に役立つものにつきましまして引き続き従来と同じような考え方で助成を図つていく必要があるというふうに考えております。

○水谷委員 もう一度念のために確認をいたしておきます。

○生平説明員 先ほど申し上げましたように、特段大幅に後退するということには考えておりませんが、しかし、今後の課題というのを考えてみますと、やはりウェートのかけ方とか、そういう点についてはいろいろ新しい考え方も入れてやっていかなければいけないというふうに考えております。

○水谷委員 どうかひとつ、合理化の名をかりて大切な生産者に対する助成措置が削減されることのないように、ここできちんか要望しておきます。

○水谷委員 専売公社が今いろいろ助成措置等講じながらいわゆる生産費におけるコスト低減の対策を講じているというお話でございます。現在公社として行っているこれらの各種の助成措置、設備の近代化等、また共同化等のいろいろな助成措置を現在講じておられるわけであり、専売公社から新会社に移行した後も当然そのまま継続しておやりになると思ひますが、念のため伺つておきます。

策を講じているというお話でございます。現在公社として行っているこれらの各種の助成措置、設備の近代化等、また共同化等のいろいろな助成措置を現在講じておられるわけであり、専売公社から新会社に移行した後も当然そのまま継続しておやりになると思ひますが、念のため伺つておきます。

○生平説明員 現在、第二次生産対策補助事業というところでやっておりますが、新会社に移行した後も、今後とも国内葉たばこ生産の生産性向上あるいは品質の向上、その他主産地の形成というようなことは大変重要な課題であると考えておりますので、そういう面に役立つものにつきましまして引き続き従来と同じような考え方で助成を図つていく必要があるというふうに考えております。

○水谷委員 もう一度念のために確認をいたしておきます。

○生平説明員 先ほど申し上げましたように、特段大幅に後退するということには考えておりませんが、しかし、今後の課題というのを考えてみますと、やはりウェートのかけ方とか、そういう点についてはいろいろ新しい考え方も入れてやっていかなければいけないというふうに考えております。

○水谷委員 どうかひとつ、合理化の名をかりて大切な生産者に対する助成措置が削減されることのないように、ここできちんか要望しておきます。

○水谷委員 専売公社が今いろいろ助成措置等講じながらいわゆる生産費におけるコスト低減の対策を講じているというお話でございます。現在公社として行っているこれらの各種の助成措置、設備の近代化等、また共同化等のいろいろな助成措置を現在講じておられるわけであり、専売公社から新会社に移行した後も当然そのまま継続しておやりになると思ひますが、念のため伺つておきます。

○生平説明員 現在、第二次生産対策補助事業というところでやっておりますが、新会社に移行した後も、今後とも国内葉たばこ生産の生産性向上あるいは品質の向上、その他主産地の形成というようなことは大変重要な課題であると考えておりますので、そういう面に役立つものにつきましまして引き続き従来と同じような考え方で助成を図つていく必要があるというふうに考えております。

○水谷委員 もう一度念のために確認をいたしておきます。

○生平説明員 先ほど申し上げましたように、特段大幅に後退するということには考えておりませんが、しかし、今後の課題というのを考えてみますと、やはりウェートのかけ方とか、そういう点についてはいろいろ新しい考え方も入れてやっていかなければいけないというふうに考えております。

○水谷委員 どうかひとつ、合理化の名をかりて大切な生産者に対する助成措置が削減されることのないように、ここできちんか要望しておきます。

○水谷委員 専売公社が今いろいろ助成措置等講じながらいわゆる生産費におけるコスト低減の対策を講じているというお話でございます。現在公社として行っているこれらの各種の助成措置、設備の近代化等、また共同化等のいろいろな助成措置を現在講じておられるわけであり、専売公社から新会社に移行した後も当然そのまま継続しておやりになると思ひますが、念のため伺つておきます。

発に努力をしておるといふお話でございます。これは生産者にとつては非常に喜ばしい、希望の持てる話でございます。

そこで、繰返すような質問になりますけれども、現在大体七割国産葉が使われておる。この比率の問題でございますけれども、当然消費者の嗜好の動向によつてその比率等は多少の変動はあると思ひます。しかし、やはり片方で先ほどのお話のように来年度の契約面積においても面積の縮小という問題が議論になるほどなんでありまして、さらにまた、国産のたばこ全体が、その販売量が低下をし、外国たばこによつてかなり影響を受けるだろう、そうしなければまずまず葉たばこ生産農家は窮地に追いやられるわけから、そういういろいろなことを考えた上で、やはりこれは新会社に移行してもこの原料における使用割合というのはかなり厳しものとして維持をする努力、これは国産葉の新品種の改良も含めて努めていたなければならぬ、私はこのように考えているわけでありまして、その方向についてただしておきたいと思ひます。

○長岡説明員 たばこを製造する場合の国産葉あるいは輸入葉の率の問題でございますが、水谷委員も御承知と存じますけれども、現在世界的な傾向としていたしまして、ニコチンやタールの含有量が少なく、のんだときに軽い喫味のたばこの好み非常に強まっておりまして、一種の国際競争としてそういう方向に進んでおります。そのために、葉たばこを一部加工いたしまして、緩和刻みというような名前前で呼んでおりますような原料を一部まぜながらニコチン、タールの量を減らし、軽くて味のあつたたばこの開発というその方向は、今後ともある程度無視できない状態にございまして、そういうものの割合等を考えますと、なかなか比率の設定は難しいのでございまして、けれども、今はつきり言えることは、むしろ外葉の輸入率が三三％というものが現状でございまして、この率を何とか維持していくことによって現在の状態を変えないようにしていくことであらうかと存じます。

○水谷委員 ひとつ、その三三％を押さえて、あと残りの六七％をしっかりと守つていただきたいと思います。

次に、これは大臣にお答えをいただきたいのでございまして、関税率が五十五年の合意で九〇から三五、それからさらに現在二〇％ということ、開放経済、自由化のいろいろな観点から関税率を引き続き下げられてきたわけでありまして、これについても大変な心配があるわけでありまして、これを将来永久に守れなくて、こんな議論をここで申し上げるつもりはありませんけれども、現在のこの水準を将来とも堅持する方向で対応していけるのかどうか、その辺のところをお伺いをしておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 お尋ねの関税の問題でございますが、今水谷委員御指摘になりましたとおり、五十五年四月、これが紙巻きたばこだけ例をとりますならば、九〇％ということにございまして、このときも私は大蔵大臣でございました。それまでは、言つてみれば輸入独占でございましたから、価格面とか、そういうことで対応できたわけにございまして、そういうことで五十六年の四月が今度は三三％、こういうことになりました。五十八年の四月が現在の従価換算税率であります。今おっしゃいましたように二〇％、こういうことであります。

今までの歴史的に見ますと、店舗の拡大でございまして、あるいはマージンの問題、それにやは

り自由化要求に対応してきた重大なポイントはこの関税であったと思うわけであります。先般のサミットでも、リーガン財務長官といろんなお話し合いをいたしました中の一つがこのたばこの問題でございましたが、現在の二〇%という関税は、おおむねこれは、ヨーロッパが九%で、アメリカが二%で、おおむね見合っているということも一つございましょう。と同時に、今度の新しい改革というものが法律が通って実行に移されたという前提の上に立てば、我が方としても非常な評価をしておる、こういうようなコメントでございました。したがって、私はこの問題で一応の、いわば従来、この六、七年でございましょうか、くすぶっておりました、たばこ問題というものは、向こうから言わせればウェルカム、そういう形で決着がついたものではないかというふうな事実認識が一つあるわけでありました。したがって、私どもは今日の二〇%というのはまさに適正な二〇%だ、こういう理解をいたしておりますし、また、考えようによりますと、国内の産業事情等を配慮いたしましたぎりぎりのものであるという一つの認識も持っておりますので、これを変更するなどということは全く考えておりません。

○水谷委員 次に農水省にお伺いをいたします。やはり国際競争力のための合理化目標達成、コスト低減の施策を講じていくという上では、この畑地の基幹的な作物として今日まで農業の中にも位置づけられてきました葉たばこ生産振興、これに対する取り組みが非常に大切だと思えます。また、今まで専売が取り組んでこられた各種の施策は、ある程度これは限定されたものに限られていくわけでありまして、やはり農業の大事な一つの畑地の特産という形でこの振興に当たっていかねばならないと思うわけでありまして、現在までの取り組みと今後の対応についてお伺いをしたいわけですが、私も農業白書をひもといまして、白書の方でどのくらいたばこに対する記事があるかなと思って読んでみたので

ございます。わずかに三行ぐらいいか載っております。三行ぐらいいでは、農業の中でたばこをどういうふうに取り組んでいるのか全く理解ができません。専売から新会社、そういう経過の中で、やはり農業を預かっておる農水省という立場からこのたばこに対する取り組みというものをしっかりとしたいかなければ、生産をされておられる皆さんにとっても、おれたちは農業の外にあるのかというように感じを持たれてはまことに申しわけない限りであります。どうかひとつそれらを踏まえて御答弁をいただきたいと思えます。

成を行っておりますが、こういう面でのたばこにさらに重点を置いた予算の実施ということに配慮すべきというように考えております。それから個別経営の問題につきましては、農林漁業金融公庫資金でございまして、か農業近代化資金の中で、たばこ作にかなり重点を置いておりまして農家も対象にしまして個別経営の改善に努めているわけでございます。そういうような葉たばこ生産全体の位置づけ、またその特色に応じましてこれまで私ども大蔵省あるいは専売公社といろいろ御相談をしながら対策を進めてまいりましたが、今後とも、大蔵省あるいは新法人と一層の緊密な連携をとりながら、今申し上げましたような施策についてさらに重点的に実施を図ってまいりたい、かように考えております。

○水谷委員 特にお願ひ申し上げたいのは、土地基盤整備事業であります。比較的山間地が多いという立地条件でございまして、今水田を中心とした土地基盤整備すらもなかなか進まない、こういう状況の中で畑地総合整備という問題は大変難しい問題はあるかもしれません。しかしながら、やりやすいところ、いわゆる平地、かなり生産性が見込めるような地域、確かにそこも重要かもしれませんが、農水省としていわゆる山村振興、総合的なそういう見地に立って農業施策を講じるといふ上からは、やはり山間地における土地基盤整備というものの積極的に対応されるべきだ、これは地域格差を是正していく上からも大変重要な施策だと私は思っているわけでありまして、特に、私が住んでおる地域の葉たばこ生産をされておられる方々の地域は、ある程度の傾斜、かなり奥まったところ、農道も整備されていない地域がかなりある。搬出するのに相当の労働と時間を要する、そういう地域を私も多く見ております。作業が真夏にかかってくる、労働時間とかそういう簡単なコスト計算できないような、額に汗して非常に御苦労されておられるという生産者の実態を私どもよく存じているわけでありまして、こういうことを根幹的に解決をし、そして結果と

していわゆる委託または共同化または大規模化、こういうものを進めていく上には、どうしても基盤整備が重要な位置づけになってまいります。それをひとつ重ねてお伺いをしておきたいと思えます。

○関谷(後)政府委員 御質問のとおりでございまして、土地基盤整備事業の面で申しますと、畑作、いわゆる畑と我々申しております事業の中の取り組みもございまして、今お話のございましたような傾斜地あるいは山寄り地帯での問題というのは、私どもの対応としては、最近の傾向として、農業構造改善事業というかなり大きな補助体系を持つておるわけですが、これがだんだんいわゆる平場の大きな面積のある地帯よりも、山寄り地帯で比較的傾斜度の多い、あるいは地形としてやや入り組んだ地帯の農業基盤整備も取り込みました構造改善事業として総合的に実施をいたしております。

このほか、お尋ねの中にもございました山村振興の対策事業、それからそれに準ずる山村地域のいわゆる定住対策事業というのがございまして、こういうような特に山寄り地帯に重点を置きまして補助事業の中で、たばこ作という非常に重要な地域の重点項目については、その基盤の整備また必要な共同施設等の設置についてこの地域の中で重点的に取り上げるようにこれからの配慮してまいりたい、かように考えております。

○水谷委員 専売の総裁、今後の新会社移行の時点においてもひとつ——これだけ長期にわたって国家財政に大変な寄与をしてこられた、その一翼を葉たばこ生産者が担ってきたわけでありまして、そういう観点から、農水省に対するいろいろな生基盤の整備、近代化、いわゆる会社が乗り込めないという部分に対する諸要求等々を遠慮なくどんどんぶつけていただきまして、そして生産者が希望を持って葉たばこ生産に従事できるように体制を私どもともどもに築いていかなければならない、このように考えているわけであり

以上で質問を終わります。

○熊川委員長代理 神田厚君。

○神田委員 日本たばこ産業株式会社法案に関しまして、生産者の立場から二、三御質問を申し上げたいと思います。

まず最初に、大臣と総裁に、新会社に移行する、新会社を設立する状況の中で、生産対策に対する基本的な考え方を聞かせたいと思います。

○竹下国務大臣 今御審議いただいております法律そのものは、御案内のように、開放経済体制に即応する意味において輸入自由化というところまで踏み切ったわけでありまして。しかしながら、我が国の産業たばこというものを考えましたときに、何としても製造独占を日本たばこ産業株式会社に認めて、しかもその経営形態をできるだけ商法なり労働三法なりという活力の出る体系にして、もって国際競争に对应していかねければならぬ。そして、その議論をするに当たりまして、三つの関係方面とでも申しましょうか、私ども、今御指摘のありました耕作者の方々、それから小売店の方々、そして労働組合を含む当事者の方々と種々意見交換を重ねてまいりました。そこで御審議をいただくという経過に至ったわけでありまして。したがって、まずはたばこ事業関係者に急激な変化が及ぶことがないように慎重な配慮を加えておるわけでありまして。

それを具体的にたばこ耕作者の方々について見てまいりますと、いわゆる全量買い取り制の維持、それから審議会の設置、そして葉たばこ審議会の審議基準の明定という措置をきちんと講じておるわけでありまして。特に、葉たばこの耕作面積と買い入れ価格につきましては、製造独占が認められる新会社が実質的な買い手独占になるわけでありまして、一方的に買い入れ価格を決定することがないようにしなければ大きな関係をお持ちになっておる耕作者の方々に對して不安感を除去するわけにはまいらないということで、新会社内に葉たばこ審議会を設置いたしまして、その委員

の委嘱に際しましては、あらかじめ大蔵大臣の認可に係らしめることによってその公正さが一層担保されるようにという仕組みで配慮をしてきたというところが、お答えいたす大筋ではなからうかと考えております。

○長岡説明員 我が国の葉たばこ農業は、我が国農業の宿命と申しますか、土地条件あるいは気象条件等から申しまして、外国の葉たばこに比べましてある程度ハンディキャップを負っていることは事実でございます。コスト的に申しましても割高な点もあることは事実でございます。さりとて、私どもが国際競争に負けないようにしていくために、コスト的に割高な原料をすべて輸入原料で賄って、国内のたばこ産業は農産物加工業でいんだというふうな割り切るわけにはまいらないと存じます。あくまで日本のたばこ産業全体が安定的な維持発展を遂げてまいりますためには、たばこ企業全体の中の原料供給部門としての日本のたばこ農業の位置づけが重要な意味を持つてくるのであらうと存じます。

そういった意味で、葉たばこ耕作農業につきましても全体の合理化の努力の中でそれなりの努力をしていただかなければならないとは存じますけれども、そういったことを通しまして、日本のたばこ産業全体が今後とも安定的に発展を遂げるように、その中で我が国の葉たばこ農業も安定的な発展を遂げるようにということを念頭に置いて私どもは今後事業を進めていかなければならないと考えております。

○神田委員 基本的な考え方について大臣の方からかなり明確な御答弁をいただきましたが、一つは、耕作面積の確保の問題で、減反問題についてであります。地方を回っておりますと、減反に対する不安というものが非常に目立っております。この辺のところはどういうふうにお考えでありますか。

○長岡説明員 現在、国内産の葉たばこの在庫が約三十七カ月分、正常在庫を二年分といたしますと、約一年分の過剰在庫があるわけでございます。

す。加えて消費の停滞傾向が続いておりますので、そういった中で輸入製品に対する市場開放の進展、あるいは原料の有効使用技術の向上等によりまして、需給の面におきまして再び均衡が生じてきている状態であることは事実でございます。したがって、公社といたしましては、今後懸命の販売努力、あるいは先ほども申し上げましたように、国内産の葉たばこの使用拡大あるいは葉たばこの状態での輸出の努力等を続けていくことはもちろんでございますけれども、今後の我が国のたばこ産業全体の長期的な維持発展を図ってまいりますためには、できるだけ早い時期に過剰在庫状態を改善する必要があると考えております。そして、そういった面で耕作農家の御理解を得て需給調整のための措置、具体的に申しますれば、ある程度の減反についても耕作農家に御協力をお願いせざるを得ないのではないかと考えております。

ただ、過去の経緯等から考えまして、耕作農家にだけ御無理をお願いするわけにはまいりませんので、日本のたばこ産業全体がこれだけの合理化努力を払っていかねばならないということ、また公社としてもこれだけの合理化をいたすつもりでございますというところをできるだけ御説明するように努めまして、耕作農家の御理解を求めたいと考えております。

○神田委員 次に、生産対策費の関係であります。乾燥施設あるいは農業機械、さらには組合手数料、こういったことで現在支出されているわけでありまして、これらの問題については引き続き現行制度といえますが、現在行われているものを続けてほしいという要望が強くありますが、その点はいかがでありますか。

○生平説明員 ただいまの御質問の内容につきましては、第二次生産対策事業というところでいろいろやっております。この第二次生産対策事業は五十九年度をもって終わることになっておりますけれども、現在国内生産の抱えている生産性の向上とか品質の維持向上ということは、製品たばこ

の今後の競争が激しくなっていくことを考えますと、大変重要な課題であると考えております。したがって、国内生産の基盤を強化していかねければならないと考えており、高効率な施設、機械の整備に対する助成などの生産対策事業は、今後とも引き続き実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

○神田委員 さらに葉たばこの鑑定問題等もありませんが、これらについてはどういうふうな方向で行いますか。

○生平説明員 基本的には現行と変わりがないような仕組みを考えておりますが、現在標本たばこというものを等級別に設定して、これに比べて鑑定を行いまして、買っているわけでございます。今後はその標本を選ぶ場合に、会社側それから耕作農家双方を代表する者によって標本を設定いたしまして、実際に鑑定をして買うのは専門の技能が必要でございますので、会社の専門職員がやる、買う場合にいろいろ苦情なり不満が出たというような場合には必要な救済措置を考へるということでやっております。

○神田委員 さらに災害補償の問題であります。昨日も私の地元のたばこ生産地が雷雨、突風で大被害を受けたというようなことをきかちと聞いたのでありますが、災害補償の問題にどういうふうにお取り組みになりますか。

○生平説明員 災害補償の関係につきましては耕作組合中央会との約定事項になるわけでございまして、基本的にはその災害の種類あるいは補償率、そういう内容につきまして現行と同じような形で維持してまいりたいと考えております。

○神田委員 さらに細かいことでありますが、現在概算払い制度が行われておりますが、この概算払い制度は継続してほしいという希望が非常に強いわけでありまして、この点はいかがでありますか。

○生平説明員 概算払い制度につきましても耕作組合中央会との約定事項になると考えておりますが、新しい制度におきましても現在と実質的に同

じように維持してまいりたいと考えております。

○神田委員 さらに納付運搬費等の問題はどうかですか。

○生平説明員 納付運搬費につきましては同様と考えております。

○神田委員 先ほど総裁の方からお話がありましたが、在庫がやはり非常に大きいというのが問題であります。何とかもう少し国内産の葉を使うことができないのかというのが切実な要求であります。どういふところに外国産葉を使う理由があるのか、なぜ国内産葉をもう少し率として使うことができないのか、量として使用することができないのか、この辺はどうでありますか。

○長岡説明員 二つの面からそういう問題が出てくるのだらうと思います。

一つは、たばこをつくっていく上で、たばこの本当の味を出すに申しますか、香気味の原料にするためには、我が国の葉たばこも品種改良その他で改良はどんどん進んではおりますものの、やはりアメリカ等の一部の葉たばこに比べますとどうしても劣る点がございまして、そういうたばこをのまぜてたばこをつくりませんと消費者の方に吸っていただけないというような面がございす。

また、もう一つの面はコストの面でございす。今申し上げた香気味を出すための原料の一部は輸入に依存するにいたしましたも、それでは全体としてニコチンやタールの量を減らして軽いたばこをつくるための緩和的な、緩和補充料と呼んでおりますけれども、そういうたばこ材料にもっと使えるのではないかとということになりますと、これは今度はコストの問題がございまして、率直に申しまして現在でも強力な競争相手であるアメリカのたばこ企業と私どもとを比べた場合に製造コストの面でハンディキャップを負っておりますけれども、国産葉をどんどん使い込むことによってますますその負担がふえるということではやはり国際競争に勝ち抜いていくわけにはいかないうといったような制約があるわけがございす。

したがいますして、国産葉を使っていくことについてはおのずからある程度の制約があるわけがございすけれども、私どもはその制約を承知の上でこしはばくは一年分の過剰在庫解消のために国産葉の使い込みをもっとふやしていくという努力はいたしたいと考えております。

○神田委員 最後に大臣に、この法案、どうも各新聞の社説は一致に問題があるというふうな形で指摘がされております。その中でポイントになっておりますのが、買い上げ問題等生産者にかかわるところの問題が非常に大きいわけでありまして、私はこの辺のところはもう少し大蔵省なり専売局なりが誠意を持って説明をしなければいけないところじゃないかと思うのです。六大新聞の社説は全部この法案について非常に不十分だという形で主張をされておりますが、この点について大蔵大臣としてどういふふうにお考えでありますか。

○竹下國務大臣 今まさに神田委員御指摘のような論調で、特に案がまとまった折にそういうような御批判を受けたことは私も十分承知をいたしております。私なりに反省をも加えて考えてみますと、臨時行政調査会でおっしゃいましたように開放体制に即応する問題と、そして商法また労働三法等々当事者能力を与え、活力を生かしていくという点、これらの大筋は私も一応評価をさせていただいておると理解をいたしております。したがって、各紙の論調等を見ますならば、今まさにおっしゃいますように私も国内産葉を抱えた現状をもっと説明をして、これが最も現実的であるというこの理解を深めていく努力を全くしなかったわけではございませんけれども、それが欠けておったとすれば、その点は素直に反省の糧としなければならぬと思っております。したがって、今後の運営の中で、なるほどこのいろいろ指摘されておった点が現実的な姿において効果をあらわしたというふうな方向で結果的に力をしていかなければならぬ、そのように考えて

おります。

○神田委員 終わります。

○熊川委員長代理 菅原喜重郎君。

○菅原委員 ます大蔵大臣に質問申し上げます。今回たばこ専売制度が廃止になるわけがございしますが、このためにたばこ耕作農家の先行きに対する不安は非常に増大している次第でございす。開放経済体制と外国産たばこ輸入自由化に対応するためやむを得ない措置と政府は弁明しておりますが、一世紀にわたる葉たばこ耕作者の政府への貢献は、国内産業の振興とあわせ、絶大なものがあるものであります。このため大蔵大臣としても、国の責任のもとに、たばこ耕作の生産性向上、品質改善、国際的コスト競争力付与のための政策実現に積極的財源手当てを講ずるようまず強く求めるものであります。

私は、急激な国際自由化の波にたばこ耕作者のみならず農家全般が立たされながら農家経営の基盤が国際競争力に対して脆弱である一面には、今日までの国の農業指導に一つの欠陥があったからであると思ひます。それはいつも安易な価格政策指導の政治であり、枠づけされた非弾力的補助行政であると私は考えております。このためどれほど積極的に考える農民の創意性を生かし得てきたか疑問でありまして、トータル的には保護費用の上昇に反しまして自給率の低下を見ているというのが現実であります。私は輸出を忘れた産業は衰退すると思ひます。今保護を要する葉たばこ生産も他の農業生産も、政策次第では輸出産業化でき得ると長年の農村活動から一つの信念を持つものであります。このためには政府は農業に対する金の使い方を根本的に変えるべきだと思ひます。価格支持政策や補助金行政に力を置くのでなく、今後はコストダウンにつながる基盤整備、利水設備、研究開発などに積極的役割を果たさなければならぬと思ひます。

今、農業に對しまして、農産物の輸出産業化を頭から否定して指導している向きがあります。これは国際化に對應できる発想は浮かんでこない

ものだと思ひます。輸出市場に向けての品種開発等マーケティングがなされれば、葉たばこ産業も日本農業も輸出産業化に成功すると思ひます。この新しい農業革命を起こすためには、市場改革、土地改革、技術改革、人材革命が必要であります。政府の役割は、政府介入を緩和し、優秀な農業者が自由に活動し技術革新を実現できる状況を設定することでありす。また公共財の供給であります。このことには品種改良も含めておりますが、とりわけ基盤整備の投資は土地利用権の集積を生むものですから、水資源の確保とともに、また国土保全、国土改良としても、これは社会資本投資の規定の中で強権のもと、政府が全額投資で行う気概を持つべきだと私は主張してまいります。さらに、人材育成に對應するものでありますから、補助金から自由に企画、投資、改革できる経営へ、長期低利の融資制度の拡充が必須であります。

私は、葉たばこ生産を含め、農業は典型的な研究開発集約型産業であると思ひます。私はかつてノルウェーの園芸学校にも学んだ経験から、たばこ耕作の将来に技術的にもある希望を持つものでありますので、ぜひ大臣にも以上の意見を総合され、耕作農民に不安のない施設を講ずる上での財政的責任を果たしていただきたいと思ひますのであります。つきましては、ここに、新会社移行に際しての農業政策の負担にかかわる大臣の基本的考え方を伺ひます。

○竹下國務大臣 今、菅原委員の多年の経験と、ある意味において抱負経験とでも申しましようか、そういう御意見を交えての御質問でございす。私のように一財政当局担当がお答えするには余りにも抱負経験が偉大であつて、御満足のいくようなお答えをする能力が私にあるとは思ひておりません。が、しかし、大筋、いわゆる価格政策とかあるいは非能率的な補助金政策とかいうこと、構造政策あるいはバイオテクノロジーの分野にまでお触れになつての御意見でございす、私もそれなりの筋としては私なりに理解を

させていただけの筋道ではないかというふうに認識をいたしておるわけでありませう。

そこで、具体的な問題につきましては、いわゆる農業政策負担、こういう問題でございます。

そもそも今度の改革におきましては、専売公社を合理的な企業経営が最大限可能な特殊会社に改組する。しかしながら、ここで国際的に見て割高な国内産業たばこの現状を考慮してみますと、どうしても当該特殊会社に製造たばこの製造を独占させる、いわゆる製造独占、これをきちんと残すということがやはり基本的に必要じゃないか。したがって、私どもは今度の問題がいわゆる分割・民営に至るワンステップというふうには位置づけていないわけでございます。言ってみれば、恒久的な措置という物の考え方の上に立っておるわけでありませう。

そこで、それに対応するためには、やはりこの製造独占はもとよりでありませうが、いわゆる国際競争に耐え抜いていくために、あるいは葉たばこ耕作者の皆さん、また小売店の皆さん、また労働組合はもとより、含めて専売当局当事者の皆さん、そういう大きな日本のたばこ産業を支えてくたすっておりますもの軍団、集団とでも申しませうか、そういう方々を、いわば自由な、少しでも活力というものが発揮できる形にということで、特殊法人とはいえず、商法あるいは労働三法の適用を受ける新会社ということにして、言ってみれば競争に耐え得る基盤あるいは環境というものをごの法律によって整備確立していこう、こういう考え方に立っておりますので、したがって、いわゆる一般会計で言う農政負担とでも申しませうか、そういうものの助成措置というのを前提として考えた場合に、活力というものがそこ

し上げておくべきではなからうか。その中でいろいろな工夫が、今おっしゃいましたバイオテクノロジーに至るまでの問題が、将来まさに国際競争力のあるいわゆる葉たばこ生産とし、また、委員は農業全体の問題に対する抱負を経緯をお述べになったわけでございますが、そういう問題の一つとして位置づけられる場合に、最初からこの助成措置というものの期待感というものがむしろ外にあってこそ本当の活力というものが出てくるではなからうか。非常につたない私の知識でございますが、現状の認識をそのまま申し上げたわけでありませう。

○菅原委員　さらに大臣にお伺いしますが、一応大臣の御返答の中の趣旨は了としておりますけれども、ただ、この中で、助成措置ではなくして自由な融資制度の面についての大臣の意見をお伺いしたい、こう思います。

○竹下国務大臣　これは、従来からも農林水産省で御担当いただいております例え葉たばこ耕作の畑地農業としての位置づけの中で、土地改良でございますとかあるいはもろの近代化融資等に対しまして大変な御配慮を農林水産省から今日までも賜っておりますわけでございますので、農林水産省におかれましてはもうそういう姿勢でこれから対応していただけるものだろうという強い期待を私も同様に持つておるところであります。

○菅原委員　次に、専売関係の方にお伺いします。

葉たばこ耕作の生産性向上のために各種の施策が農林省と公社で講じられていようございませうが、今後の方針、新会社になってからの方針についてお伺いしたいと思います。

○生平説明員　お答えいたします。

今後、製品競争力の確保に向けまして、たばこの生産性向上は大変重要な課題であるというふうに考えております。これまでも生産性の向上、品質の維持向上を目指しまして高効率な施設、機械の導入を促進するための施設整備事業、私どもこれを品質改善高効率生産施設整備事業と言つて

おりますが、この整備事業を実施してきておりまして、また、全国に百九十カ所の実証展示農場というものを設けまして、産地の条件に適合した耕作体系の普及を図つてきているところでございませう。今後、国内葉たばこ生産の基盤強化を図るために主産地形成を推進するとともに、引き続きこうした高効率な施設、機械の整備に対する助成などの生産対策を実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

○菅原委員　たばこ生産は十アール当たり平均四十八万円の粗収入を上げておりますが、労力が三百五十時間、一時間当たり千三百七十円相当で、十アール当たり四十三人を要しております。これを米と比較しますと、十アール当たり米は十五万円の粗収入に労働力が六十時間、一時間当たり二千五百円、十アール当たり七・五人でございませう。こういう点では非常に労働収益性が低いわけでございますが、かつて十アール当たり二百人を超えた在来種の栽培から比べますと大変な進歩ではございます。しかし今、米と比較しますとまだまだ差があるわけでございますので、ひとつ今後とも日本の葉たばこ産業育成のために責任ある指導と財源対策、また諸政策に万全を期していただくよう要望いたしまして、時間が来ましたので質問を終わります。

○熊川委員代理　津川武一君。

○津川委員　昭和五十一年のことでありました。私のふるさと津軽の岩木山麓に公社が出てきました。たばこの栽培を勧め、そこで農民はこれにこたえて栽培を始めた。ぐんぐん耕作面積がふえていった。公社はそこでたばこ研究センターをつくりたいから協力してくれ、農民はこれにこたえた。しかし、センターもつくらない。その後、耕作面積もじりじり後退する一方。そうした中で、今回の法改正で、公的規格を帯びていた公社から、たとえ買入れや栽培で独占的な体制を持っておるかもしれないけれども株式会社に移されるのでは、この後退はさらに加速されるのではないかと、これが正直なところ耕作農民の、そして国民

の心配であります。この点が一つの問題。

もう一つは、たばこの生産額は、先ほども話になりましたが、五十七年度で二千三百十五億円で、お米の三兆一億円とはかなり離れておりますが、それでもミカンの千九百八十億円を超えて第二の生産額になっております。日本の畑作では欠かすことのできない主要作物でございます。収益の面でも、他の畑作物が軒並みに赤字になっているのに、これも五十七年度ですが、夏秋トマトは十アール当たり九十二万円の経費をかけて粗収入が四十四万円、これが今の日本の畑作農業ですが、たばこは四十万円の経費をかけて四十八万円の粗収入を上げております。こうなると、農家の経営に大きく寄与しておるのでございませう。特に、こういう立場でたばこ耕作農家に専業農家が三〇％も上っているという、ほかの農業には見られない状況があるわけでありませう。こういうことはなぜできたか。これは公社が公的な性格を帯びているから、公的に行動したからなんです。

今度この法律改正で、先ほど話しましたけれども、買入れや耕作させる面で独占的な力を持つていこうといえども株式会社に移行される。そこで、今まで公社がやってきた、あの乾燥施設を整備する構造改善に対する援助とか、試験研究所も持つておる、病虫害に対する対策が非常によろしい、災害補償制度が他の共済制度よりもうんという心配を持つております。後退させてはいけません。この点で、大蔵大臣の御答弁をお願いいたします。

○長岡説明員　大臣のお答えの前に私からお答え申し上げますが、日本の葉たばこ農業……

○津川委員　ちょっと。総裁のお話は十分聞きましたので、大臣に具体的に答えていただきたい。時間が二十分なので、随分皆さん答えていただけたけれども、抽象的で同じことをしゃべっているもので、ここで同じことを繰り返していただかなくてもいいです。

○竹下国務大臣 チガル、厳密に言う津軽でございましょうが、その津軽の地域の経験からして、恐らく御質問の根拠はそこにあつたろうと思つております。私の田舎も大体津軽クラスでございます。が、それは別といたしまして、たばこ耕作が地域農業にとって重要な地位を占めておることとは、今御指摘なすつたとおりでございます。今日まで、我が国のたばこ産業にとって考えてみましても、原料たる葉たばこのいわば安定供給部門としての役割を果たしてこられたというふうに私も理解しております。

今度の改革におきまして、たばこ事業関係者の方々に急激な変化を与えてはいかぬということではいろいろ慎重な配慮を行つてまいりました。そこで、今御質問なさいました耕作の方々、これも、我が国のたばこ耕作の現状にかんがみまして、いわゆる全量買い取り制の問題、それから審議会の設置の問題、それから審議会の審議基準の明定というような措置を具体的に講じておるわけでございます。

何としまして製造独占だ、しかもそれがいわば競争原理を持つ特殊法人とはいへ株式会社だ、そうすると、どうしてもいわゆる買い手独占という感じになるのが不安だ、こういうお話でございますが、だからこそ、新会社の中に葉たばこ審議会を設けまして、その委員の委嘱を申し上げます方方については大蔵大臣の認可に係らしめることによって、したがっていわゆる公正さが担保されていくであろうということを期待して配慮した中身であるというふうに御理解を賜りたいと思うわけでありませう。

○津川委員 そこで、たばこ農業というものは公社だけの問題じゃなくて、日本農業の問題なんです。実は、たばこ専業農家は本当に喜んで、みんながうらやましがっている。そこまでの耕作面積があればよいんだ。今度後退するでしょう。そうすると、専業農家が専業から転落していく。これをどうするかということ、これは農政の問題に

なるわけですね。

もう一つには、私たちの方の、青森県の東北町、上北町、天間林村、七戸町、ここは今は農家の収入がいいことではベストテンの方の上位にあります。なぜこうなるか。これはたばこです。大きなたばこ耕作、もう一つはナガイモ畑作、こうなっているわけですね。したがって、たばこは、その存在ひとりでは歩かないで、農家の畑作経営全体を守っていくという問題で、これが今度の公的価格を失ったものによってやられるようになってくる、皆さんが心配になるわけでありませう。

そこで、公的価格は、公社が及ぼす株式会社から減る。そうするとこれを公的立場でやれるのは農水省になってくる。試験研究所はある、今度株式会社になってくるとこれは減らされるのじゃないかと思う。時によると、廃止になると思ふ。共済組合制度に農民の受け持ち部分が非常に少ない。これも今度株式会社になると付加されてくる、こんな心配がございませう。そうすると、公的な立場をバックアップするのは農水省になりますので、農水省はこのことをどう受けているのか。例えば試験研究所なんか必ず残せるのか、ここらあたりを農水大臣からお答え願ひます。

○山村国務大臣 葉たばこは、我が国の畑作におきまして農業経営にとりまして極めて重要なものでございませう。今先生言われましたが、米が我が国農産物では群を抜いて第一位でございますが、続いて豚、生乳、鶏卵、肉用牛、ブロイラー、たばこという順になっておりまして、畜産物を除くと農産物の中では二位という地位でございます。したがって、農林水産省といたしましては従来から各種の補助事業及び制度融資を実施しているところでありませうが、今後とも、葉たばこ生産農家の経営の安定化を図る観点から、大蔵省、新会社とも十分連携をとりながら適切な生産振興対策を講じてまいらる所存でございます。

○津川委員 そこで、現在のたばこ試験場、公社員から御答弁申し上げます。

が今度株式会社に移ったときにこれをそのまま続けられるのか、ここが非常に心配になってくるわけ。たばこの試験研究、今公社から公的性質を持つてやれる。今度株式会社になってくると、この点で大きな後退が出てくる心配があるわけ。そこで、たばこの試験研究所を現状のままで維持していくか、さらにふやしていく必要がある。たばこに対する試験研究の予算なんか減つては大変なことになりますので、この点を、公社に移す場合非常に端的な形であらわれますので、念を押して答弁していただきます。

○生平説明員 大変たばこの産地というのが動いておりまして、現在たばこ試験場が全国に五つありますが、現在たばこの大産地の中心でないような状態になっている試験場などもございませう。そういうことで、全体としてこのまま配置していかうかという問題はございませうけれども、しかし新しい品種の開発、導入、あるいは今後生産性を上げていかなければならない、そういう技術開発、試験研究を進めていくためには一層この試験場の役割というものは大事であるというふうに考えておりますので、基本的には続けていくべきであるというふうに考えております。

○津川委員 今の公社の答弁を了として、竹下大蔵大臣、これを守つていただくよう要請しながら質問を進めていきます。

その次は等級の問題でございます。一等級になりますと我々のところのバーレー種でもキロ二千円から、五等級になると三百円を切りまして、十アル当たり一等級だと五百四十万円からの粗収入になる。五等級になると八十一万円。これは余りにもひどいのです。四等級でも三分の一、一等、二等、三等というところはありますが、特等、一等、二等というところが農家の望む努力でございます。

私、耕作農家のところへ行つてみましたら、非常に喜んで、家を挙げてお祝の宴をやっている。どうしたんだと言つたら、一等とつたからと言ふ。五等とると泣きべそかいてる。ここに根本

の問題があるわけですね。だから、仮に耕作面積が減つても等級が上がる、こういう保証があるならば、ここでもたばこ農業は安定するわけですね。この等級を落とすものは何であるかというところ、乾燥の技術なんです。今までは一枚一枚取つておつた。最近では下の方を取つて後に半分残してやる、そういうことになってきておりますけれども、この等級を上げられるように乾燥の技術を改善していくこと。もう一つ、品質が落ちるのは病虫害、したがって病虫害駆除をやるならば耕作農民は納得していくと私は思う。もう一つは台風で葉が壊れること。等級を上げて、農民をたばこ耕作に奮起させるために皆さんに協力させるとすれば、この三つの対策が絶対欠かせないと思ひます。が、公社、どうでございますか。

○生平説明員 ただいま等級を上げていくというお話でございますが、品質の向上を図るという趣旨だと思ひます。昭和四十九年以降生産性の向上は図られてまいりましたけれども、その反面、葉たばこの品質の低下を来しております。ここ数年、品質回復の指導に努力をいたしました結果かなり向上してきているというふうに考えております。今後は、作柄の正常化と、それから今先生おっしゃいました適正な乾燥管理、これを基本としてその維持向上のための指導を実施していきたいと考えております。

具体的方法につきましては、圃地の調査による適地を選定するというところ、それから適正な施肥、特に良質の堆肥をたくさんつくつてこれを使つていくというようなことによりまして地力の維持増進、それから、適熟葉と言つておりますが、よく熟れました葉たばこを適期に収穫するというところでございませう。その収穫、それから乾燥管理、そういうことを適正にやるということに特にウェイトをかけて指導してまいりたいと考えております。

○津川委員 本当にいい等級にたばこを上げるといふこと、農家の一つの目標が土づくり、そつち

にあると同時に、ここが一つの目標なんです。

そこで、私たちのバーレー種で言うところ、一等だと二千四百円、五等だと二百九十円なんです。四等でも九百五十円。同じ農民が一生懸命つくって、買入れにこれほどの差のある農作物も私は知らない。全量買上げでお米というのはこんな差がない。公的機関が関与してこれだけの差をつけていいのかということひとつ考えを聞かせていただきたい。

時間が来たのでまとめて質問しますが、乾燥、私も現場に何回か行ってみますけれども、本当に大変です。暑くて汗だくになって、日射病になって苦しくて、次の日だるくて、その上に人手が要る。昔は一枚一枚茎から葉を外して乾燥した。今は半分ぐらい葉を取って、残り半分は茎のまま乾燥するようになり、私もよかったです。乾燥を全部つけたままで乾燥させられないか。そうしたら省力のためになる。たばこの労働力が余計かかるのはここにある。それから、農民をあの苦しい労働苦からも解放する。健康のためにも必要なんです。全部葉をつけたまま、一本のままで乾燥させていく技術開発が農民の要求であり、国政としてやるべきことであるのですが、この点を二つ目に答えていただきます。

最後の問題としては、もう一つ葉の品質を落とすものとして、病虫害の中に菌核病、これが一番困っているのです。菌核病をなくする特效薬をつくる、特別試験研究をするということではなければならぬと思っております。私はかつてリンゴの腐乱病に政府に頼んで一億円の特別試験研究費を出してもらったことがあります、こころあたりやはい考えていただきたい。

この三つに答えていただいて、質問を終わります。

○生平説明員 最初に、価格差が非常に大きいという指摘でございます。

確かに日本の場合には、上級葉と下級葉といいますが、その間の価格差が大変大きくござい

ます。これは、一つは良質葉の生産を進めていかなければならないという日本の葉たばこの特性というもののから、特にそういう価格差というものを

つけて買入れをしようというところとございまして、例えばアメリカのような葉たばこですと、全体の品質がいいということがあるからだと思いますが、日本のように価格差はございせん。

それからもう一つは、五等とか四等というような葉たばこにつきましては、全体に国産の葉たばこにつきましては使用上いろいろ使いにくいという問題がございまして、特に四等、五等というふうになりまして、そういう点が大きい。いろいろなそういう特性がございまして、したがって買入れをしなした後は、製造工場におきましてまたさらにいろいろなコストをかける、イオン水をかけますとか、いろいろな加工処理をやりまして、さらに金がかかるというふうな形で使用している。それでも現在のところ、下級といいますが、五等、四等のような葉たばこの在庫が比較的多くなっているというところとございまして、さらに加工の技術あるいはブレンドの技術、あるいはそれをカバーするための香料なんかの開発をするというところが急務というところで、一生懸命やっているところとございまして、そういうような実情から、現在のような価格体系で当面いくべきではないかというふうに考えておるところとござい

ます。それから、先ほど病気のことがありましたが、それは専門の国内部長からお答えいたします。

○佐藤説明員 在米種、バーレー種の労働時間を節減するために、幹干し乾燥について御指摘がございしましたけれども、私どもも将来、在米種、バーレー種の労働時間を減らす一番のポイントはこの乾燥問題と考えておりまして、いかにして全葉幹干しを進めていくかということとござい

ます。ただ、これは一挙にできませんで、現在は逐次その全葉幹干しの葉数をふやしていくということを行っておりますが、アメリカ等では既に全葉幹干

しというところを行っております。ただ、これは気象条件が日本と非常に違うものでござい

ます。確かに、特に東北地帯では五十四年から五十六年にかけて夏に大変低温が続いた。そういうことで、通常はたばこの場合には菌核病は余り発生いたしませんけれども、低温のためにかなり出たということがござい

ます。お天気がいいと、今度は余り対策も講じなくてもほとんど出てこないという状況でござい

ますが、五十四年の大発生にかんがみまして、その後、菌核病に対する農薬、こういうものの登録も新たに追加して、現在対処している次第でござい

ます。○津川委員 終わります。

○熊川委員 以上で連合審査は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ タバコ属の植物をいう。

二 葉たばこ たばこの葉をいう。

三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供し得る状態に製造されたものをいう。

第二章 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ

(原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ)

第三条 日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)は、毎年、その製造する製造たばこの原料の用に供しようとする国内産の葉たばこ(以下「原料用国内産葉たばこ」という。)の買入れを行おうとする場合においては、すべて、あらかじめ、会社に対し、その買入れの目的をたばこを耕作しようとする者(以下「耕作者」という。)と原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約においては、たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格(以下「葉たばこの価格」という。)を定めるものとする。

3 会社は、大蔵省令で定めるところにより、耕作者の会社に対する第一項に規定する契約の申込みに必要な事項を公告するものとする。

4 会社は、第一項に規定する契約に基づいて生

産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れれるものとする。

5 前項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位に係る決定の方法については、大蔵省令で定める。

第四条 会社が前条第一項に規定する契約を締結しようとするときは、会社の代表者は、会社の原料用国内産葉たばこの買入れに係るたばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、葉たばこ審議会に諮らなければならない。この場合において、会社は、当該葉たばこ審議会の意見を尊重するものとする。

2 葉たばこ審議会は、前項に規定する葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。

第五条 会社は、毎年、たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)第二条に規定するたばこ耕作組合中央会(次条において「中央会」という。)の意見を聴いて原料用国内産葉たばこの買入れに係るたばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳を定め、大蔵省令で定めるところにより、公告するものとする。

2 会社は、前項の規定により公告されたたばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳の範囲内において、第三条第一項に規定する契約を締結するものとする。

第六条 会社は、たばこ耕作組合法第二条に規定するたばこ耕作組合の組合員である耕作者(以下この条において「組合員である耕作者」という。)と第三条第一項に規定する契約を締結しようとする場合において、当該組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格、耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが災害により損害を受けた場合の取扱い、代金の支払方法その他の当該契約の基本的事項を約定することを委託したときは、中央会と当該契約の基本的事項を約定するものとする。この場合において、当該約

定は、会社と当該組合員である耕作者との間で締結される同項に規定する契約の一部とみなす。

(葉たばこ審議会)

第七条 会社の代表者の諮問に応じ、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要事項を調査審議するため、会社に葉たばこ審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、会社の代表者に建議することができる。

3 審議会は、委員十一人以内で組織する。

4 委員は、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから大蔵大臣の認可を受けて、会社の代表者が委嘱する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三章 製造たばこの製造

(会社以外の製造の禁止)

第八条 製造たばこは、会社でなければ、製造してはならない。

(製造たばこの販売価格)

第九条 会社は、その製造に係る製造たばこで現に販売をしていない品目の製造たばこを第二十条の登録を受けた者(以下「卸売販売業者」という。)に販売しようとする場合においては、当該製造たばこの品目ごとに一の販売価格の最高額(たばこ消費税法(昭和五十九年法律第...号)に規定するたばこ消費税に相当する金額を含む。以下この条において「最高販売価格」という。)を定めて、当該製造たばこを製造場から移出する時まで、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社が既に前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る最高販売価格を変更しようとするときは、その実施の時期を定めて、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 大蔵大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、会社が当該申請に係る最高販売価格で当該製造たばこを販売した場合に、消費者の利益を不当に害することとなると認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 大蔵大臣は、第一項又は第二項の認可をした最高販売価格が経済事情の変動その他の事由により前項の趣旨に照らして不適当となつたと認める場合には、会社に対し、相当の期間を定めて、当該最高販売価格の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

5 会社は、その製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた最高販売価格を超える金額を受領してはならない。

6 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十条第一項の許可を受けた者(以下「小売販売業者」という。)に販売しようとするときに準用する。この場合において、第一項中「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第...号)に規定するたばこ消費税に相当する金額」とあるのは「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第...号)に規定するたばこ消費税、地方税法(昭和二十五年法律第...号)第二章第四節に規定する道府県たばこ消費税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ消費税に相当する金額」と、第五項中「卸売販売業者」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

(製造たばこの円滑な供給)

第十条 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。

第四章 製造たばこの販売

(製造たばこの特定販売業者の登録)

第十一条 自ら輸入(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第一条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。)をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、大蔵大臣の登録を

受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者(営業に關し成年者と同じの能力を有する者を除く。)又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

四 営業所の所在地

五 その他大蔵省令で定める事項

3 前項の申請書には、第十三条各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第十二条 大蔵大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を製造たばこ特定販売業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

(登録の拒否)

第十三条 大蔵大臣は、第十一条第一項の登録を受けた者(以下「登録業者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により第十一条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 破産者で復権を得ないもの

四 法人であつて、その代表者のうちに前三号の一に該当する者があるもの

五 未成年者(営業に關し成年者と同じの能力

を有する者を除く。又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号から第三号までの一に該当するもの。

(特定販売業者の承継)

第十四条 第十一條第一項の登録を受けた者(以下「特定販売業者」という)について相統又は合併があつたときは、相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、当該選定された者。以下この条及び第二十七條において同じ)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その特定販売業者の地位を承継する。ただし、当該相統人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が前条各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相統人は、相統後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの販売を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に関しては、当該相統人を特定販売業者とみなす。

3 第一項の規定により特定販売業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により製造たばこの販売を業として行う者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(特定販売業者の商号等の変更の届出)

第十五条 特定販売業者は、第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(特定販売業者の廃止)

第十六条 特定販売業者は、その営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 特定販売業者がその営業を廃止したときは、その者に係る第十一條第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第十七条 大蔵大臣は、特定販売業者が次の各号

の一に該当するときは、第十一條第一項の登録を取り消し、又は期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

一 第十三條第一号又は第三号に掲げる者に該当することとなつたとき。

二 第十四條第三項又は第十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この項又は第三十四條第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十三條第一項又は第三十九條第一項の規定に違反して製造たばこを製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売したとき。

五 正当な理由がないのに、二年以内にその営業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその営業を休止したとき。

六 不正の手段により第十一條第一項の登録を受けたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号に該当する者があるとき。

八 未成年者(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く)又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号に該当する者であるとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならぬ。

(登録等の通知)

第十八条 大蔵大臣は、第十二條の規定による登録、第十三條の規定による登録の拒否又は前条第一項の規定による登録の取消し若しくは営業の停止の命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならぬ。

い。この場合において、第十三條の規定による登録の拒否又は前条第一項の規定による登録の取消し若しくは営業の停止の命令の通知にあつては、その理由を示さなければならぬ。

(登録の抹消)

第十九条 大蔵大臣は、第十六條第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第十七條第一項の規定により登録を取り消したときは、当該特定販売業者の登録を抹消しなければならない。

(製造たばこの卸売販売業者の登録)

第二十条 製造たばこの卸売販売(消費者に対する販売以外の販売をいう。以下同じ)を業として行おうとする者は、当分の間、大蔵大臣の登録を受けなければならない。ただし、会社又は特定販売業者がその製造し、又は輸入した製造たばこの卸売販売を行おうとする場合は、この限りでない。

(準用)

第二十一条 第十一條第二項及び第三項、第十二條並びに第十三條の規定は前条の規定による製造たばこの卸売販売に係る登録について、第十四條から第十六條までの規定は卸売販売業者に對して、第十七條から第十九條までの規定は製造たばこの卸売販売に係る登録の取消し等について、それぞれ準用する。この場合において、第十一條第二項中「前項」とあるのは「第二十条」と、第十二條中「前条第一項」とあるのは「第二十條」と、「製造たばこ特定販売業者登録簿」とあるのは「製造たばこ卸売販売業者登録簿」と、第十三條中「第十一條第一項」とあるのは「第二十條」と、第十四條第一項中「第十一條」とあるのは「第二十條」と、第十五條第一項中「第十一條」とあるのは「第二十條」と、同項第三号中「この項又は第三十四條第二項」とあるのは「この項」と、同項第四号中「第三十三條第一項又は第三十九條第一項」とあるのは「第三十九條第二項」と、「製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売した」とあるのは「販売した」と読み替へるものと

する。

第二十二條 製造たばこの小売販売(消費者に対する販売をいう。以下同じ)を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所(以下第三十七條まで及び第四十九條において「営業所」という)ごとに大蔵大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く)又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

四 営業所の所在地

3 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第二十三条 大蔵大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、許可をしないことができる。

一 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第三十一條第一項の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行ふのに不適當である場合として大蔵省令で定める場合であるとき。

四 製造たばこの取扱いの予定高が大蔵省令で定める標準に達しないと認められるとき。

五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他小売販売を業として行うのに不適当である場合として大蔵省令で定める場合であるとき。

六 申請者が法人であつて、その代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者又は破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき。

七 申請者が未成年者(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く)又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号若しくは第二号に規定する者又は破産者で復権を得ないものに該当する者であるとき。

(許可の条件等)
第二十四条 大蔵大臣は、第二十二條第一項の許可に際し、許可の条件又は期限を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件又は期限は、第二十二條第一項の許可の趣旨に照らして、必要な最小限度のものでなければならぬ。

(営業所の移転)

第二十五条 小売販売業者は、その営業所を移転しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、その移転先の営業所が第二十三條第三号に該当し、又は移転先の営業所が同條第四号に該当するときは、大蔵大臣は、同項の許可をしないことができる。

(出張販売)

第二十六条 小売販売業者は、その営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売をしようとする場合においては、大蔵省令で定めるところにより、その場所ごとに、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

2 第二十四条の規定は、前項の許可を与える場合について準用する。

(小売販売業の承継)

第二十七条 小売販売業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その小売販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が第二十三條各号(第三号及び第四号を除く)の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの小売販売を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に關しては、当該相続人を小売販売業者とみなす。

3 第一項の規定により小売販売業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により小売販売を業として行う者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第二十八条 前条第一項及び第三項の規定は、小売販売業者が自らを代表者とする法人(定款に製造たばこの小売販売を業として行う旨の定めがあるものに限り)を設立した場合その他これに類する場合として大蔵省令で定める場合について準用する。

(小売販売業の休止)

第二十九条 小売販売業者は、その営業所における営業を引き続き一月を超えて休止しようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第三十条 小売販売業者の商号等の変更等の届出(小売販売業者の商号等の変更等の届出)

第三十一条 小売販売業者は、第二十二條第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 小売販売業者は、その営業所における営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。第二十六條第一項の許可を受けて行う小売販売を取りやめたときも、同様とする。

(許可の取消し等)

第三十一条 大蔵大臣は、小売販売業者が次の各号の一に該当するときは、第二十二條第一項の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

一 第二十三條第一号に掲げる者に該当することとなつたとき。

二 第二十四條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む)の規定による条件に違反したとき。

三 第二十五條第一項、第二十六條第一項、第三十六條又は第三十九條第二項の規定に違反したとき。

四 第二十七條第三項(第二十八条において準用する場合を含む)、第二十九條又は第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 この項の規定による命令に違反したとき。

六 破産者となつたとき。

七 正当な理由がないのに、一月以内にその営業を開始せず、又は一月を超えて引き続きその営業を休止したとき。

八 不正の手段により第二十二條第一項の許可を受けたとき。

九 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)第四條の規定に違反して処罰されたとき。

十 法人であつて、その代表者のうちに第一号、第六号又は前号に該当する者があるとき。

十一 未成年者(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く)又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号、第六号又は第九号に該当する者であるとき。

2 第十七條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

(許可等の通知)
第三十二条 大蔵大臣は、第二十二條第一項の規定による許可、第二十三條の規定による不許可

又は前条第一項の規定による許可の取消し若しくは営業の停止の命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。この場合において、第二十三條の規定による不許可又は同項の規定による許可の取消し若しくは営業の停止の命令の通知にあつては、その理由を示さなければならない。

第五章 小売定価

(小売定価の認可)

第三十三条 会社又は特定販売業者は、その者の現に販売をしていない品目の製造たばこ(その者が自ら製造し、又は輸入するものに限る。以下この条において同じ)の販売をしようとする場合においては、当分の間、政令で定めるところにより、その品目ごとに一の小売定価を定めて、当該製造たばこを製造場から移出し、又は輸入する時までに、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社又は特定販売業者は、既にその者が前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る小売定価を變更しようとするときは、政令で定めるところにより、その実施の時期を定めて、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 前二項の場合において、二以上の者から製造たばこの同一の品目について小売定価の認可の申請があつた場合その他これに準する場合における認可の方法及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条 大蔵大臣は、前条第一項又は第二項の小売定価の認可の申請があつた場合には、次の各号の一に該当するときはを除き、同條第一項又は第二項の認可をしなければならない。

一 当該申請に係る小売定価による販売が消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき。

二 当該申請に係る小売定価が、会社にあつては第九條第一項(同條第六項において準用す

る場合を含むに規定する最高販売価格、特定販売業者にあつてはその輸入価格（関税定率法明治四十三年法律第五十四号第四条から第四条の八までの規定により計算される価格をいう。）に照らして不当に低いと認めるとき。

2 大蔵大臣は、前条第一項又は第二項の認可をした小売定価が経済事情の変動により前項の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認められる場合その他政令で定める事由に該当する場合に、当該小売定価の認可を受けた者に対し、相当の期間を定めて、当該小売定価の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

（小売定価の公告）

第三十五条 大蔵大臣は、第三十三条第一項又は第二項の規定により小売定価を認可したときは、大蔵省令で定めるところにより、当該認可に係る小売定価を公告するものとする。

（小売定価以外による販売等の禁止）

第三十六条 小売販売業者は、第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価によらなければ製造たばこを販売してはならない。ただし、小売販売業者が他の小売販売業者に臨時の在庫補充用として製造たばこを販売する場合その他の大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

2 小売販売業者は、第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価がない製造たばこを販売してはならない。

（小売定価の揭示）

第三十七条 小売販売業者は、その営業所において販売する製造たばこの品目ごとの第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価を当該営業所に提示しなければならない。

第六章 雑則

（製造たばこ代用品）

第三十八条 製造たばこ代用品は、これを製造たばことみなしてこの法律の規定を適用する。

2 前項に規定する製造たばこ代用品とは、製造

たばこ以外の物であつて、喫煙用に供されるもの（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻、麻葉取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻葉、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第二号に規定するあへん並びに薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。

（注意表示）

第三十九条 会社又は特定販売業者は、製造たばこで大蔵省令で定めるものを販売の用に供するために製造し、又は輸入した場合には、当該製造たばこを販売する時までに、当該製造たばこに、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に注意を促すための大蔵省令で定める文言を、大蔵省令で定めるところにより、表示しなければならない。ただし、輸入した製造たばこを博覧会において展示し即売する場合その他大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

2 卸売販売業者又は小売販売業者は、前項本文の規定により製造たばこに表示されている文言を消去し、又は変更して、製造たばこを販売してはならない。

（広告に関する勧告等）

第四十条 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合には、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴いて、製造たばこに係る広告を行う者に対し、当該広告を行う際の指針を示すことができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定により示された指針に従わずに製造たばこに係る広告を行った者に対し、必要な勧告をすることができる。

4 大蔵大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、製造たばこの広告を行った者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（報告）

第四十一条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者に対して、その業務に関する報告を求めることができる。

（立入検査）

第四十二条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（事務の一部委任）

第四十三条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を会社に取扱いさせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を会社に取扱いさせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができる。

3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（権限の委任）

第四十四条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は税関長に行わせることができる。

（輸出等の適用除外）

第四十五条 製造たばこの輸出（関税法第二条第一項第二号に規定する輸出又はこれに準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をし、又は製造たばこを輸出のために販売する場合においては、第九条、第十条、第四章、第五章及び第三十九条の規定は適用しない。

（政令への委任）

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第四十七条 第八条の規定に違反して製造たばこを製造した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の犯罪に係る製造たばこは、没収する。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないで当該製造たばこを取得したと認められる場合においては、この限りでない。

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定に違反して、自ら輸入をした製造たばこの販売を業として行つた者

二 第十七条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の規定に違反して、製造たばこの卸売販売を業として行つた者

二 第二十一条において準用する第十七条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して、製造たばこの小売販売を業として行つた者

四 第二十四条第一項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反した者

五 第二十五条第一項の規定に違反して、営業

所を移転して製造たばこの小売販売を行つた者

六 第二十六条第一項の規定に違反して、営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売を行つた者

七 第三十一条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

八 第三十六条の規定に違反して、製造たばこの小売販売を行つた者

第五十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十二条 第十四条第三項(第二十一条において準用する場合を含む)、第十五条(第二十一条において準用する場合を含む)、第十六条第一項(第二十一条において準用する場合を含む)、第二十七条第三項(第二十八条において準用する場合を含む)、第二十九条又は第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)

二 製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百一十二号)

(原料用国内産業たばこ買入れ契約に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前のたばこ専売法(以下「旧法」という。)の第八條第一項の規定によるたばこの耕作の許可を受けている者(旧法第二十六条の二に規定する農業用たばこ耕作者(以下「農業用たばこ耕作者」という。))を除く。附則第五条において「耕作許可者」という。又は旧法第十条第二項の規定によるたばこの耕作の引継ぎの許可を受けている者(農業用たばこ耕作者のたばこの耕作について同項の許可を受けている者を除く。))は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))において会社と第三條第一項に規定する契約を締結したものとみなす。

2 前項の場合において、旧法第八條第一項の規定により許可された耕作地の位置及び面積並びにたばこの種類(同条第三項の規定によりその変更が許可された場合には、当該変更後の耕作地の位置及び面積並びにたばこの種類)、旧法第十三條の規定により日本専売公社(以下「公社」という。))が定めた耕作及び収穫の方法並びに旧法第十八條第一項の規定により公社が定めた乾燥調理の方法は、前項に規定する契約により定められたものとみなす。

3 第一項の場合において、この法律の施行の際現に旧法第五條第二項の規定により公社が収納の価格を公告しているときは、当該収納の価格は、第一項に規定する契約により定められたものとみなす。

4 第一項の場合において、この法律の施行の際旧法第五條第二項に規定する収納の価格を公社が公告していないときは、公社は、第七條第一項に規定する葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重して第一項に規定する契約に係る葉たばこの価格を定めるものとする。

5 第一項に規定する契約の内容については、前三項に規定するもののほか、旧法第十条第一項及び第二項、第十八條第二項、第十九條第一項ただし書及び第七項並びに第二十四條の規定を参酌して、第一項の規定により会社と第三條第一項に規定する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。この場合において、第六條の規定を準用する。

第四條 施行日前に旧法第八條第三項又は第十條第二項の規定により公社に対しされた許可の申請(農業用たばこ耕作者が行う申請又は農業用たばこ耕作者のたばこの耕作を引き継ぐこととする者が行う申請を除く。))については、施行日に会社に対しされた前条第一項に規定する契約の変更若しくは解約又は引継ぎの申込みとみなす。

第五條 施行日前に旧法第二十四條に規定する災害にかかりその耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが著しい損害を受けた耕作許可者に対して、この法律の施行の際公社が同条の規定による補償金を交付していない場合には、公社は、なお従前の例により当該補償金を交付することができ。

第六條 この法律の施行の際現に旧法第二十六條第一項の規定による試作の許可を受けている者又は同条第二項の規定において準用する旧法第十條第二項の規定による試作の引継ぎの許可を受けている者は、施行日において会社と当該試作に係る原料用国内産業たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなす。

2 附則第三條第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「旧法第十三條の規定により日本専売公社(以下「公社」という。))が定めた耕作及び収穫の方法並びに」とあるのは「並びに」と、「公社」とあるのは「日本専売公社(以下「公社」という。))が」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する契約の内容については、前項に規定するもののほか、旧法第二十六條第二項において準用する旧法第五條第一項、第十條

第一項及び第二項、第十八條第二項並びに第十九條第一項本文の規定を参酌して、第一項の規定により会社と当該試作に係る原料用国内産業たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。

(製造たばこの販売価格に関する経過措置)
第七條 この法律の施行の際現に旧法第三十四條第一項の規定により公社が公告している製造たばこ(公社の製造した製造たばこに限る。))の品目ごとの小売定価から当該小売定価に大蔵大臣の定める率を乗じて得た金額を控除した金額は、施行日に第九條第六項の規定において準用される同条第一項の規定により公社が大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの販売価格の最高額とみなす。

(特定販売業の登録に関する経過措置)
第八條 公社は、施行日において第十一條第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

2 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第六十九條第二項に規定する政令で定める者で施行日の前日に沖縄県において旧法第二十八條の規定により製造たばこの輸入に関し公社の委託を受けている者は、施行日において第十一條第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

3 前二項の規定により第十一條第一項の規定による登録を受けた者とみなされる者は、施行日から起算して三十日以内に同条第二項に掲げる事項を記載した書類及び同条第三項に規定する書類を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

4 前項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

(登録の拒否等に関する経過措置)
第九條 施行日前に旧法第九章の規定(第七章各条に相当する規定として政令で定めるものに限る。))により処罰(旧法第七十九條第一項において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律

第一項及び第二項、第十八條第二項並びに第十九條第一項本文の規定を参酌して、第一項の規定により会社と当該試作に係る原料用国内産業たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。

第一項及び第二項、第十八條第二項並びに第十九條第一項本文の規定を参酌して、第一項の規定により会社と当該試作に係る原料用国内産業たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。

請をした場合において、この法律の施行の際公社が同項の処分を行つていないときは、公社は、その使用に適するものを買戻さなければならぬ。

(旧法の処分に係る不服申立て等に関する経過措置)

第二十二條 施行日前に旧法第三十條第一項、第三項若しくは第四項又は第四十三條第一項若しくは第二項の規定に基づいて公社が行つた処分(以下この条及び次条において「旧法の処分」という。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てであつてこの法律の施行の際公社の総裁が裁決又は決定をしていないものは、施行日において大蔵大臣が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分についてすることができ行政不服審査法による不服申立ては、大蔵大臣に対するものとする。

第二十三條 旧法の処分又は旧法の処分についての行政不服審査法による不服申立てに対し公社の総裁がした裁決若しくは決定(次項において「旧法の処分等」という。)に係る行政事件訴訟法(昭和三十三年法律第三十九号)による訴訟であつてこの法律の施行の際現に係属しているものは、政令で定めるところにより、施行日において大蔵大臣(第四十四條の規定により権限の委任を受けた者を含む。次項において同じ。)が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分等について提起することができ行政事件訴訟法による訴訟は、政令で定めるところにより、大蔵大臣を相手方として提起するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第二十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税犯則取締法の適用に関する経過措置)

第二十五條 この法律の施行前における旧法の違反事件及び施行後における附則第十三條においてなおその効力を有するものとされる旧法第三

十三條に係る違反事件について、旧法第七十九條第一項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十九條第一項の規定により華用される国税犯則取締法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十六條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本たばこ産業株式会社法案

日本たばこ産業株式会社法

(会社の目的)

第一條 日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)第一條に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に關する事業を經營することを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二條 政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならぬ。

2 会社は、新株を発行しようとするときは、大

蔵大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

(政府保有の株式の処分)

第三條 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

(商号の使用制限)

第四條 会社以外の者は、その商号中に日本たばこ産業株式会社という文字を使用してはならない。

(事業の範囲)

第五條 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業

二 前号の事業に附帶する事業

三 前二号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(一般担保)

第六條 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(取締役等の選任等の決議)

第七條 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(定款の変更等)

第八條 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(事業計画)

第九條 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画を定め、大蔵大臣の認可を受

けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第十條 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書(大蔵大臣に提出しなければならない)を提出しなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第十一條 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(監督)

第十二條 会社は、大蔵大臣がこの法律及びたばこ事業法の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十三條 大蔵大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十四條 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第十條 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書(大蔵大臣に提出しなければならない)を提出しなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第十一條 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(監督)

第十二條 会社は、大蔵大臣がこの法律及びたばこ事業法の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十三條 大蔵大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十四條 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第九條 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画を定め、大蔵大臣の認可を受

第九條 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画を定め、大蔵大臣の認可を受

2 前項の場合において、犯人が收受したものは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十五条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした会社の取締役、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項の規定に違反して、新株、転換社債又は新株引受権附社債を発行したとき。

二 第五条第二項の規定に違反して、事業を行つたとき。

三 第九条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

四 第十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第十一条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十八条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(設立委員)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 大蔵大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

(定款)
第三条 設立委員は、定款を作成して、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)
第四条 会社の設立に際して発行する株式に關する商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十八号ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四号ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又は日本たばこ産業株式会社法」とする。

第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本専売公社(以下「公社」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に關する株式引受人としての権利は、政府が行行使する。

(出資)
第六条 公社は、会社の設立に際し、会社に対し、別に法律で定めるものを除き、その財産の全部を出資するものとする。この場合において、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三号の十九の規定は、適用しない。

(創立総会)
第七条 会社の設立に係る商法第八十号第一項の規定の適用については、同項中「第七十七号ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本たばこ産業株式会社法附則第五号第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

第八条 附則第六号の規定により公社が行う出資

に係る給付は、たばこ事業法の施行の時にに行われるものとし、公社は、商法第五十七号の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)
第九条 公社は、商法第八十八号第一項の規定にかかわらず、公社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)
第十条 公社が出資によつて取得する公社の株式は、公社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)
第十一号 商法第六十七号、第六十八号第二項及び第六十一号の規定は、公社の設立については、適用しない。

(権利義務の承継)
第十二号 公社は、公社の成立の時に解散するものとし、この附則に別段の定めがあるものを除き、その一切の権利及び義務は、その時において公社が承継する。

2 前項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(職員の経過措置)
第十三号 公社の解散の際現に公社の職員として在職する者は、公社の成立の時に、公社の職員となるものとする。

2 前項の規定により公社の職員が公社の職員となる場合においては、その者に対して、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

3 公社は、前項の規定の適用を受けた公社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の公社の職員としての引き続いた在職期間を公社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(商号についての経過措置)
第十四号 第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本たばこ産業株式会社という文字を使用している者については、この法律

の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)
第十五号 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第九号中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(会社の設立に伴う租税関係法令の適用に關する経過措置)
第十六号 会社の附則第六号の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができる。

2 公社の取得した附則第六号の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 公社の取得した附則第六号の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地(公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九号第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 公社の取得した附則第六号の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日までとの間に取得したものに限る。)のうち、地方税法第五百九十九号第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七号第一項

に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第六条の規定により公社が行う株券の出資に係る給付は、有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)第一条に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。

6 附則第九条の規定により公社が受ける設立の登記及び附則第六条の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い公社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 公社の設立後最初の営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十二条の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度(以下この条において「基準年度」という。)から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは「日本専売公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」と、「のうち最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は適用しない。

8 前項に定めるもののほか、公社の設立に伴う公社に対する法人税に関する法令の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、公社の設立及び公社の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

(株式保有の経過措置)

第十八条 政府は、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、公社の発行済株式の総数の三分の二以上に当たる株式を保有していなければならぬ。

(資金運用部資金の貸付けに関する経過措置)

第十九条 資金運用部資金(資金運用部資金法(昭

和二十六年法律第百号)第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。)は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、公社の成立後三年間を限り、第五条第一項に規定する公社の事業に要する経費に充てる資金としての貸付けに運用することができ。

(日本専売公社法等の廃止)

第二十條 次に掲げる法律は、たゞこの事業法の施行の時に廃止する。

一 日本専売公社法

二 日本専売公社法施行法(昭和二十四年法律第六十二号)

(日本専売公社法の廃止に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による廃止前の日本専売公社法(以下「旧法」という。)の廃止前に旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第二十二条 旧法の廃止後においても、公社の役員又は職員であつた者のその職務に関して知つた秘密については、旧法第十七条の規定は、なおその効力を有する。

第二十三条 旧法の廃止の日の前日までの期間について公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

2 附則第十三条第一項の規定の適用を受ける者の旧法の廃止前に旧法第二十四条の規定により受けた懲戒処分及び旧法の廃止前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、旧法の廃止後に懲戒処分を行うこととなるときは、公社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

第二十四条 旧法の廃止の日の前日までに行われていない旧法第四十三条の六の規定による報告については、なお従前の例による。

第二十五条 旧法の廃止の日の前日までにその処理が完了していない公社の決算並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び予算の区分に

従いその実施の結果を明らかにした報告書については、なお従前の例による。

第二十六条 旧法の廃止の日の前日までにその納付が完了していない専売納付金については、なお従前の例による。

第二十七条 たゞこの事業法附則第二条の規定による廃止前のたゞこの専売法第七十九条第一項又は塩専売法(昭和五十九年法律第 号)による改正前の塩専売法第五十五条第一項において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基づき、旧法の廃止の日の前日までにされた通告の処分により納付される金銭及び物品であつて旧法の廃止の日の前日までにその納付がされていらないものについては、公社がこれを受領するものとする。

2 公社は、前項の規定により受領した金銭についてはその金額を、物品については当該物品の価額に相当する金額を、受領の日の属する月の翌月十五日までに、政府に納付しなければならぬ。

3 第一項に規定する通告の処分により納付される金銭及び物品を公社が受領したときは、その通告の旨が履行されたものとみなす。

第二十八条 旧法の廃止前に交付した旧法第四十三条の二十五に規定する補助金等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「罰則を含む」とあるのは「第二十一条及び第二十三条の規定を除き、罰則を含む」と、「日本専売公社」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、「日本専売公社の総裁」とあるのは「日本たばこ産業株式会社の代表者」とする。

第二十九条 旧法の廃止前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

第三十条 旧法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 附則第二十一条から前条までに規定

するもののほか、旧法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第三十二条 公社は、当分の間、第五条第一項に規定する事業のほか、塩専売法第四条の規定により同法第三十八条に規定する事業を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、塩専売法で定める。

理由

たゞこの専売制度の廃止に伴い、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るため、日本専売公社を改組して日本たばこ産業株式会社を設立し、これに、製造たばこの製造及び販売等の事業を経営させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

塩専売法案

塩専売法

塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 製造(第五条―第十七条)
- 第三章 輸入(第十八条)
- 第四章 販売(第十九条―第三十七条)
- 第五章 塩専売事業の実施のための日本たばこ産業株式会社の特例(第三十八条―第六十一条)
- 第六章 雑則(第六十二条―第六十四条)
- 第七章 罰則(第六十五条―第七十条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、塩の需給及び価格の安定を確保するとともに、あわせて国内塩産業の基盤を強化し、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。ただし、ナトリウム、カリウム、シルベニウムその他大蔵省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において「再製」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用価値を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。

3 この法律において「加工」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用価値を高めるため塩を焼き、洗ひ、砕き、圧搾する等溶解以外の方法により塩の形状を変え、又は塩の不純物を除去し、若しくは塩を変質させることをいう。

(専売権)

第三条 塩の一手買取り、輸入、再製、加工及び販売の権能は、国に専属する。

(専売権の実施)

第四条 前条の規定により国に専属する権能及びこれに伴う必要な事項は、この法律の定めるところにより、日本たばこ産業株式会社(昭和五十九年法律第 号)に基づいて設立される日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)に行わせる。

第二章 製造

(製造者の指定等)

第五条 会社又は会社の指定を受けた者でなければ、塩の製造(再製を除く。以下同じ)をしてはならない。ただし、試験のため塩を製造する者その他大蔵省令で定める者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により塩を製造しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならぬ。

3 会社は、第一項の指定について決定しようとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(指定の申請)

第六条 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 製造の方法

三 製造場の規模及び位置

四 製造場の設備の構造

五 製造着手の予定年月日

六 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

七 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の申請書には、事業計画書及び事業収支見積書を添付しなければならない。

(指定の基準)

第七条 会社は、次の各号の一に該当するとき、第五條第一項の指定をしないことができる。

一 申請者が次のイからヘまでのいずれかに該当するとき。

イ この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第十五條第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

ハ 第十九條第一項に規定する販売人

ニ 申請に係る塩の製造の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すると認められない者

ホ 法人であつて、その代表者のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ 未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ)又は禁治産者であつて、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

二 申請に係る製造場の位置若しくは設備又は製造の方法が不適当であると認められるとき。

三 申請に係る事業の塩の製造の原価が妥当でないとき。

四 需給調整上塩の製造数量を制限する必要があるとき。

(製造方法の変更等)

第八条 第五條第一項の指定を受けて塩を製造する者(以下「製造者」という。)は、第六條第一項第二号に規定する製造の方法又は同項第三号に規定する製造場の規模若しくは位置を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。製造場を設置し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 前条第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認(製造場の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

3 第五條第三項の規定は、第一項の承認(重要事項に係る承認として大蔵省令で定めるものに限る。)について準用する。

第九条 会社は、需給の状況を勘案して、必要な塩の買入れの数量を決定し、製造者の製造場ごとに割り当てて買入れるものとする。

2 会社は、大蔵大臣の認可を受けて前項の買入れの価格を定め、あらかじめ、公告する。

(会社への売渡し等)

第十条 製造者は、正当な理由がある場合を除き、前条第一項の規定により会社が割り当てた数量に相当する塩を同条第二項に規定する買入れの価格により会社に売り渡さなければならない。

2 会社は、前項の規定により会社に売り渡される塩について、製造者に対し、期日及び場所を指定して引渡しを求めることができる。

3 製造者は、その製造した塩を大蔵省令で定める数量を超えて自ら消費してはならない。

(製造の引継ぎ)

第十一条 製造者について相続があつたときは、相続人はその地位を承継する。この場合において、当該相続人は、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

2 前項のほか、製造者の塩の製造を引き継ぐとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、製造者となす。

3 第七條第一号の規定は、前項の承認について準用する。

(住所等の変更)

第十二条 製造者は、第六條第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

(製造の廃止及び休止)

第十三条 製造者は、塩の製造を廃止しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

2 製造者は、その製造場における塩の製造を引き続き十日を超えて休止しようとするときは、理由を付して会社に届け出なければならない。

(帳簿及び報告)

第十四条 製造者は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿を作成し、業務に関する報告を会社に提出しなければならない。

2 会社は、この法律の施行に必要な限度において、第五條第二項の規定により会社に届け出た塩を製造する者から、その製造した塩に関する報告を提出させることができる。

(指定の取消し)

第十五条 会社は、製造者が次の各号の一に該当するときは、製造者の指定を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第七條第一号ハに掲げる者に該当することとなつたとき。

三 正当な理由がないのに、第十条第二項の規定

定により指定された期日及び場所において塩の引渡しを行わなかつたとき。

四 正当な理由がないのに、一年を超えて引き続きその製造を休止したとき。

五 この法律の規定による届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。

六 第六十二条第一項の規定による立入検査に応じなかつたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号又は第二号に該当する者があるとき。

八 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号又は第二号に該当する者であるとき。

2 会社は、前項の規定により製造者の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、本人にその旨を通知し、当該製造者又はその代理人に意見を述べ、証拠を提出する機会を与えなければならぬ。

3 第五十三条第三項の規定は、第一項の指定の取消しについて準用する。

(廃業後の処置)

第十六条 製造者がその指定を取り消され、又はその製造を廃止した場合において塩を所有するときは、その塩については、その者を引き続き製造者とみなす。

(再製及び加工)

第十七条 会社又は会社の委託を受けた者でなければ、塩を再製し、又は加工してはならない。

ただし、塩を薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項第一号に規定する医薬品に該当する塩その他用途又は性状が特殊な塩であつて大蔵省令で定めるものに再製し、又は加工する者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により塩を再製し、又は加工しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならぬ。

3 会社は、この法律の施行に必要な限度において、前項の規定により会社に届けて塩を再製し、又は加工する者から、その再製し、又は加工

工した塩に関する報告を提出させることができる。

第三章 輸入

(輸入)

第十八条 会社又は会社の委託を受けた者でなければ、塩(旅行者が自己の用に供するため携帯して輸入する塩であつて大蔵省令で定めるものを除く)を輸入してはならない。

ただし、前条第一項ただし書の規定する用途又は性状が特殊な塩に準ずる塩として大蔵省令で定めるものを輸入する者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により塩を輸入しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならぬ。

第四章 販売

(販売人の指定等)

第十九条 会社は、その指定した塩の元売人又は小売人(以下「販売人」という。)に塩を販売させることができる。

2 会社又は販売人でなければ、塩を販売してはならない。

ただし、第十七条第一項ただし書の規定により再製し、又は加工した塩及び前条第一項ただし書の規定により輸入した塩については、この限りでない。

3 元売人は、会社又は他の元売人から塩を買受けて、他の元売人又は小売人に販売するものとする。

ただし、大蔵省令で定める数量を超えるときは、直接消費者に販売することができる。

4 小売人は、元売人から塩を買受けて、消費者に販売するものとする。

(販売の特例)

第二十条 製造者は、前条第二項本文の規定にかかわらず、会社の承認を受けて、その製造した塩を輸出のため買い受けようとする者に販売し、又はその製造した塩で次の各号に該当するものを元売人に販売することができる。

一 塩化ナトリウムの含有量が百分の九十九・五以上の塩

二 第二十七条第一項に規定する化学製品の製

造又は漁獲物の塩蔵の用に供される塩

三 添加物を混入した塩

四 その他大蔵省令で定める規格を有する塩

2 前項の承認を受けようとする者は、その者が販売しようとする同項に規定する塩につき、その規格、数量、販売先その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

3 第一項の承認を受けた製造者は、前項に規定する規格、数量又は販売先を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

4 会社は、塩の需給の安定に悪影響を及ぼす場合又は流通秩序に混乱を生ずるおそれがある場合を除いては、第一項及び前項の承認をしななければならない。

5 会社は、第一項の承認を受けた者が当該承認に係る事項に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

(指定の申請)

第二十一条 販売人になろうとする者は、元売人又は小売人の別を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 営業所及び貯蔵所の位置

三 貯蔵所の設備の構造

四 販売品種

五 一年の販売予定数量

六 販売に充てることができる資金の総額

七 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

八 その他大蔵省令で定める事項

(指定の基準)

第二十二条 会社は、次の各号の一に該当するときは、販売人の指定をしないことができる。

一 申請者が次のイからトまでのいずれかに該当するとき。

イ この法律の規定により罰金以上の刑に処

せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第三十五条第一項の規定により販売人の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

ハ 塩の製造、再製若しくは加工を行う者、会社の委託を受けて塩の輸入を行う者又は塩を直接の原料とする製品の製造者

ニ 元売人と小売人とを兼ねようとする者

ホ 破産者で復権を得ていないものその他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる者

ヘ 法人であつて、その代表者のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

ド 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

二 営業所又は貯蔵所の設備が塩の販売を行うのに不適当と認められるとき。

三 塩の販売予定数量が大蔵省令で定める標準に達せず、その他著しく不適当と認められるとき。

(指定の期間等)

第二十三条 販売人の指定は、五年以内の期間を定めて行う。

2 会社は、販売人の指定をした場合には、指定書を交付する。

3 会社は、第一項の期間が満了した場合において、引き続き指定することが適当であると認めるときは、第二十一条の申請をまたないで、その販売人を引き続き指定することができる。

(営業所の移転等)

第二十四条 販売人は、第二十一条第二号に規定する営業所又は貯蔵所の位置を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

営業所若しくは貯蔵所を設置し、又は廃止しようとする

4 特別価格で塩を買い受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める金額に相当する金額を会社に対して支払わなければならない。

第二十八条 会社は、会社から塩を買ひ受ける者に対し、その代金を一時に支払うことが困難で

第二十四條第一項の規定は、販売人について準用する。

（差益及び差損）

第三十三條 会社は、売渡価格又は販売上 limit 価格

代理人が第一号又は第二号に該当する者であるとき。

代え、一月以内の期間を定めて、塩の販売の停止を命ずることができる。法人が販売人である場合にはその代表者が、未成年者又は禁治産者が販売人である場合にはその法定代理人が、同項第一号の規定に該当するときは、同様とする。

第十五条第二項の規定は、第一項の指定の取消し及び前項の販売の停止について準用する。

(廃業後の処置)

第三十六条 販売人がその指定を取り消され、又はその営業を廃止した場合において塩を所有するときは、その塩については、その者を引き続き販売人とみなす。

2 前項の規定により販売人とみなされる者については、第三十二条第二項の規定は、適用しない。

(輸出前の譲渡等)

第三十七条 会社又は製造者から輸出のため塩(第十九条第二項ただし書に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を買い受けた者は、会社の承認がなければ、その買い受けた塩を輸出前に譲り渡し、又は自ら消費してはならない。

2 会社は、この法律の施行に必要な限度において、会社又は製造者から輸出のため塩を買い受けた者から、その買い受けた塩に関する報告を提出させることができる。

第五章 塩専売事業の実施のための日本たばこ産業株式会社の特例

(塩専売事業に関する業務)

第三十八条 会社は、日本たばこ産業株式会社(以下「会社法」という。)第五条第一項に規定する事業のほか、第四条の規定により塩の専売に係る事業(以下「塩専売事業」という。)を行う。

2 前項に規定する塩専売事業に係る業務は、次に掲げるものとする。

一 塩の製造、再製及び加工を行うこと。

二 塩を買い入れること。

三 塩を販売すること。

四 塩の輸出及び輸入を行うこと。

五 塩の生産者及び販売者の指導及び助成に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律に定められた事項を実施すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 会社は、大蔵大臣の認可を受けて、前項各号の業務に直接関連し、かつ、業務の運営に必要な事業に投資することができる。

(業務方法書)

第三十九条 会社は、前条に規定する業務の開始の際、塩専売事業に係る業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(塩専売責任者等)

第四十条 大蔵大臣は、会社の推薦を受けて、代表取締役のうちから塩専売事業の責任者(以下「塩専売責任者」という。)を、取締役のうちから塩専売事業の担当者(以下「塩専売担当取締役」という。)を指名する。

2 塩専売責任者は、塩専売事業の実施に關し、その業務を総理する。

3 この法律の規定による会社の処分その他塩専売事業に関する重要な業務に係る事項として大蔵省令で定めるものは、塩専売責任者が決定するものとし、取締役会は、これらの事項について、議決することができる。

4 塩専売担当取締役の職務及び権限に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(塩専売事業の監査)

第四十一条 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、監査役を指名して、会社の塩専売事業に係る特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

2 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、大蔵大臣に意見を提出することができる。

(塩専売責任者等の解任等)

第四十二条 大蔵大臣は、塩専売責任者又は塩専売担当取締役が次の各号の一に該当するときは、第四十条第一項の規定による指名を取り消し、又は会社に対し、これらの代表取締役若しくは取締役の解職若しくは解任を命ずることができる。

一 心身の故障のため塩専売事業に係る職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 塩専売事業に係る職務上の義務違反があるとき。

(塩専売事業運営委員会)

第四十三条 会社は、塩専売事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、塩専売事業の運営に係る次の事項を議決する。会社の株主総会及び取締役会は、これらの事項について、議決することができる。

一 事業計画、予算及び資金計画

二 弁済期限が一年を超える資金の借入れ

三 重要財産の譲渡及び担保への提供

四 業務方法書

3 取締役会が商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十一条第一号各号に掲げる書類を承認するには、同項第一号から第三号までに掲げる書類のうち塩専売事業に係るものについて、委員会の承認があることを要する。

4 委員会は、会社の塩専売事業の運営に關し、塩専売責任者に意見を述べることができる。

(委員会の組織)

第四十四条 委員会は、次の七人の委員で組織する。

一 塩専売責任者

二 塩専売担当取締役のうち塩専売責任者が指名する者 一人

三 塩専売事業に關し、優れた経験と識見を有する者 五人

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命等)

第四十五条 前条第一項第三号に掲げる委員(以下この条及び次条において「任命委員」という。)は、大蔵大臣が任命する。

2 任命委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任命委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任命委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第四十六条 大蔵大臣は、任命委員が次の各号の一に該当するときは、その他委員たるに適しないと認めるときは、その任命委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(政令への委任)

第四十七条 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持の義務等)

第四十八条 会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは職員若しくは委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは職員又は委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(塩専売事業運営基本金)

第四十九条 会社は、この法律による塩専売事業に關して塩専売事業運営基本金(以下「基本金」という。)を設け、附則第四条第四項の規定により政府から拠出があつたものとされた財産の備

額に相当する金額のうち政令で定めるところにより算出された金額をこれに充てるものとする。

2 基本金は、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、取り崩してはならない。

(塩専売事業勘定)

第五十条 会社は、塩専売事業に係る経理については、その他の経理と区分し、別に塩専売事業勘定を設けて整理しなければならない。

2 塩専売事業勘定とその他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

(事業計画等)

第五十一条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の塩専売事業に係る事業計画、予算及び資金計画を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 会社法第九条に規定する事業計画には、塩専売事業に係る事業計画を含まなければならない。

(貸借対照表等)

第五十二条 会社は、会社法第十条に規定する場合において、別に塩専売事業に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監査役の意見を添えて大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(塩専売価格安定準備金)

第五十三条 会社は、附則第四条第四項の規定により政府から拠出があつたものとされた財産の価額に相当する金額から第四十九条第一項に規定する基本金に充てられる金額を控除して得た金額を塩専売価格安定準備金(以下「準備金」という。)として整理しなければならない。

2 会社は、毎営業年度、塩専売事業勘定において利益を生じたときは、前営業年度から繰り越した塩専売事業勘定における損失を埋め、なお残余があるときは、大蔵省令で定めるところにより、準備金として積み立てなければならない。

い。

3 前二項の規定により積み立てた準備金は、毎営業年度の塩専売事業勘定において生じた損失を埋めるときは、取り崩してはならない。

ただし、特別の理由がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 会社は、毎営業年度、塩専売事業勘定において損失を生じたときは、準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、塩専売事業勘定に係る繰越欠損金として整理しなければならない。

5 会社が、第二項の規定により準備金として積み立てた金額は、その積立てをした営業年度の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定による所得の金額の計算上、損金の額に算入するものとし、第三項の規定により取り崩した準備金の金額に相当する金額は、その取崩しをした営業年度の法人税法の規定による所得の金額の計算上、益金の額に算入するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、準備金に係る経理に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(借入金金の認可等)

第五十四条 会社は、塩専売事業に必要な費用に充てるため弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社の塩専売事業に係る借入金(次条の規定により政府が債務保証をしたものを除く)の総額は、塩専売事業勘定に係る純資産に相当する額として大蔵省令で定める額を超えてはならない。

3 会社は、塩専売事業に必要な費用に充てるための社債を募集してはならない。

(債務保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の塩専売事業に係る債務(国際復興開発銀行等からの外

資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く)について、保証契約をすることができ、

(余裕金の運用)

第五十六条 会社は、塩専売事業に係る業務上の余裕金については、次の方法によるほか、運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分)

第五十七条 会社が解散した場合又は塩専売事業が廃止された場合における塩専売事業に係る財産については、会社は、別に法律で定めるところにより、国に納付するものとする。

(大蔵省令への委任)

第五十八条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、会社の塩専売事業に係る財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(監督)

第五十九条 塩専売事業の実施に關する大蔵大臣の会社に対する監督については、会社法第十二条及び第十三条の規定を準用する。この場合において、同法第十二条及び第十三条第一項中「たばこ事業法」とあるのは、「塩専売法」と読み替へるものとする。

(取消命令等)

第六十条 大蔵大臣は、この法律に基づく指定、承認その他の会社の処分等(以下「会社の処分等」という)が法令に違反し又は不当であると認めるときは、会社に対し、会社の処分等の取消し、変更その他必要な命令をすることができ、

(他の法令の準用)

第六十一条 この法律に基づく会社の行為に關しては、請願法(昭和二十二年法律第十三号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、会社を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 雜則

(立入検査)

第六十二条 会社は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造者、会社から塩の再製、加工若しくは輸入の委託を受けた者、販売人、特別価格で塩を買い受けた者若しくはその塩を所有し、若しくは使用する者、第二十七條第五項の規定による支払を受け、若しくは受けようとする者又は輸出のため会社若しくは製造者から塩を買い受けた者の事務所、営業所、貯蔵所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、塩、機械、帳簿又は書類を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により会社が立入検査をさせることができる職員は、大蔵省令で定めるところにより、あらかじめ、大蔵大臣が指定する。

3 会社は、第一項の規定による立入検査を行ううとするときは、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

4 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不服申立て)

第六十三条 この法律に基づく会社の処分等に不服がある者は、大蔵大臣に対して行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(政令への委任)

第六十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

る。

第七章 罰則

第六十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定に違反して、塩を製造した者

二 第十八條第一項の規定に違反して、塩を輸入した者

三 第十九條第二項の規定に違反して、塩を販売した者

四 第三十一條の規定に違反して、塩を譲り受けた販売人

五 第三十七條第一項の規定に違反して、塩を譲り渡し、又は自ら消費した者

2 前項の犯罪に係る塩は、没収する。ただし、その塩が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 前項の犯罪が行われることをあらかじめ知らないうちにその犯罪が行われた時から引き続きその塩を所有していると認められるとき

二 前号に規定する犯罪が行われた後、その情を知らないでその塩を取得したと認められるとき

3 第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項、第十七條第二項又は第十八條第二項の規定による届出をしないで塩を製造し、再製し、若しくは加工し、又は輸入した者

二 第八條第一項の規定による承認を受けずに、製造の方法、製造場の規模若しくは位置を変更し、又は製造場を設置し、若しくは廃止した者

三 第十條第一項の規定に違反して、会社に対して塩の売渡しを拒んだ者

四 第十條第三項の規定に違反して、その製造

した塩を自ら消費した者

五 第十三條第一項の規定による承認を受けずに、塩の製造を廃止した者

六 第十七條第一項の規定に違反して、塩を再製し、又は加工した者

七 第二十七條第三項の規定による承認を受けずに、特別価格で買入れた塩を当該買受けに係る用以外の用に供し、又は他人に譲り渡した者

八 第二十九條に規定する販売上限価格を超えて塩を販売した販売人

第六十七條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條第一項(第三十二條第二項において準用する場合を含む)又は第二十七條第六項の規定による帳簿を作成せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第十四條第一項(第三十二條第二項において準用する場合を含む)若しくは第二項、第十七條第三項、第二十七條第六項、第三十三條第二項又は第三十七條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十四條第一項の規定による承認を受けずに、営業所若しくは貯蔵所の位置を変更し、又は営業所若しくは貯蔵所を設置し、若しくは廃止した者

四 第四十八條第一項の規定に違反して、秘密を漏らした者

五 第五十九條において準用する会社法第十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした会社の取締役、監査役、職員又は委員

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十五條第一項、第六十六條又は前条(同条第四号及び第五号を除く)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第六十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、監査役又は委員は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき

二 第五十九條において準用する会社法第十二條第二項又は第六十條の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき

第七十條 第十一條第一項、第十二條、第十三條第二項、第二十五條第一項又は第三十四條第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第五章並びに附則第四條、第五條及び第三十四條の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、この法律について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

(塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法の廃止)

第三条 塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法(昭和四十六年法律第四十七号)は、廃止する。

(提出等)

第四条 日本専売公社(以下「公社」という。)は、公社の設立に際し、会社に対し、公社の財産のうち塩専売事業に係るものとしてあらかじめ大蔵大臣の認可を受けたものを提出するものとする。

2 前項の規定により提出する財産の価額の決定

の方法その他財産の提出に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の場合においては、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三條の十九の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により公社が会社に提出した財産は、政府から会社に対し提出されたものとする。

5 第一項の規定により公社が行う財産の提出に伴い公社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

6 公社の第一項の規定により公社が行う提出に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 公社の取得した第一項の規定により公社が行う提出に係る土地で公社が引き継ぎ保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

8 公社の取得した第一項の規定により公社が行う提出に係る土地で公社が引き継ぎ保有する土地(公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

9 公社の取得した第一項の規定により公社が行う提出に係る土地で公社が引き継ぎ保有する土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。)のうち、地方税法

の方法その他財産の提出に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の場合においては、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三條の十九の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により公社が会社に提出した財産は、政府から会社に対し提出されたものとする。

5 第一項の規定により公社が行う財産の提出に伴い公社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

6 公社の第一項の規定により公社が行う提出に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 公社の取得した第一項の規定により公社が行う提出に係る土地で公社が引き継ぎ保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

8 公社の取得した第一項の規定により公社が行う提出に係る土地で公社が引き継ぎ保有する土地(公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

9 公社の取得した第一項の規定により公社が行う提出に係る土地で公社が引き継ぎ保有する土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。)のうち、地方税法

第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(事業計画等に関する経過措置)

第五條 公社の成立の日の属する営業年度の塩専売事業に係る事業計画、予算及び資金計画については、第五十一條第一項中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」とする。

(製造の許可を受けた者に関する経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に改正前の塩専売法(以下「旧法」という。)第四條の規定により公社の許可(かん水の製造に係るものを除く。)を受けている者(以下「旧法の製造者」という。)は、次項に規定する者を除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の塩専売法(以下「新法」という。)第五條第一項の規定により公社の指定を受けた者(以下「新法の製造者」という。)とみなす。

2 旧法の製造者で新法第五條第一項ただし書の規定に該当するものは、施行日に同条第二項の規定により公社に届出をした者とみなす。

(製造の許可の申請に関する経過措置)

第七條 施行日前に旧法第六條第一項の規定により公社に対しされた許可の申請(かん水の製造に係るものを除く。次項において同じ。)は、次項に規定するものを除き、施行日に新法第六條第一項の規定により公社に対しされた指定の申請とみなす。

2 施行日前に新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者が、旧法第六條第一項の規定により公社に対してした許可の申請は、施行日に新法第五條第二項の規定により公社に対してした届出とみなす。

(製造者の指定の基準に関する経過措置)

第八條 施行日前に旧法第七章の規定により処罰(旧法第五十五條において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基づいてされる通告処分を含む。)をされた者又は旧法第十八條第一項各号又は第二項のいずれかに該当して同条第一項の規定により製造の許可を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあつた日に新法第七章の規定により処罰をされ、又は新法第十五條第一項の規定により製造者の指定を取り消された者とみなして、新法第七條(新

旧法第六條第三項及び第十二條第一項の規定による許可の申請(かん水の製造に係るもの及び新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者がしたものを除く。)

旧法第八條第二項の規定による許可の申請(かん水の製造の引継ぎに係るもの及び新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者がしたものを除く。)

旧臨時措置法第十條第三項の規定による許可の申請

旧法第二十四條第一項の規定による指定の申請

旧法第二十四條第三項の規定による許可の申請

旧法第二十七條第二項の規定による許可の申請

旧法第四十一條第二項の規定による許可の申請

(買入価格等に関する経過措置)

第十條 この法律の施行の際現に旧法第五條第二項及び第二十八條第一項の規定により公社が定めて公告している取納の価格及び売渡価格は、それぞれこの法律の施行の際に新法第九條第二項及び第二十六條の規定により公社が大蔵大臣の認可を受けて定め、公告した買入の価格及び売渡価格とみなす。

(製造者の指定の取消しに関する経過措置)

第十一條 施行日前に旧法第十八條第一項各号又は第二項のいずれかに該当するに至つた旧法の

法第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(許可等の申請に関する経過措置)

第九條 施行日前に旧法又は附則第三條の規定による廃止前の塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法(以下「旧臨時措置法」という。)の規定により公社に対しされた許可等の申請で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ施行日にこの法律の規定により公社に対しされた同表の下欄に掲げる承認等の申請とみなす。

新法第八條第一項の規定による承認の申請

新法第十一條第二項の規定による承認の申請

新法第二十條第二項又は第三項の規定による承認の申請

新法第二十一條の規定による指定の申請

新法第二十四條第一項の規定による承認の申請

新法第二十五條第一項の規定による承認の申請

新法第三十七條第一項の規定による承認の申請

製造者で附則第六條第一項の規定により新法の製造者とみなされるものに対して、この法律の施行の際公社が旧法第十八條第一項の規定による処分を行つていない場合においては、当該新法の製造者とみなされる者を新法第十五條第一項各号のいずれかに該当した者とみなして、同項の規定を適用する。

(再製の委託等に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に旧法第二十一條第一項又は第二十二條の規定により公社が行つていた委託は、それぞれ施行日に新法第十七

條第一項又は第十八條第一項の規定により公社が行つた委託とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十一條第二項の規定により公社の許可を受けている者及び同項の規定により許可の申請をしている者は、施行日に新法第十七條第二項の規定により公社に対し届出をした者とみなす。

(販売人の指定に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行の際現に旧法第二十三條第一項の規定により公社の指定を受けている者(以下「旧法の販売人」という。)は、施行日に新法第十九條第一項の規定により公社の指定を受けた者(以下「新法の販売人」という。)とみなす。この場合において、当該新法の販売人とみなされる者に係る新法第二十三條第一項に規定する指定の期間は、旧法第二十六條第一項の規定により定められた指定の期間の満了の日までとする。

(販売の特例に関する経過措置)

第十四條 この法律の施行の際現に旧臨時措置法第十條第一項の規定により公社が旧法の製造者に対し行つていた許可は、施行日に新法第二十二條第一項の規定により公社が行つた承認とみなす。

(販売人の指定の基準に関する経過措置)

第十五條 施行日前に旧法第七章の規定により処罰(旧法第五十五條において準用する国税犯則取締法に基づいてされる通告処分を含む。)をされた者又は旧法第三十九條第一項各号又は第三項のいずれかに該当して同条第一項の規定により販売人の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあつた日に新法第七章の規定により処罰をされ、又は新法第三十五條第一項の規定により販売人の指定を取り消された者とみなして、新法第二十二條(新法第二十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(特別価格で売り渡された塩に関する経過措置)

第十六條 施行日前に旧法第二十九條第一項の規

定により公社から塩の売渡しを受けた者及び同

条第四項の規定による公社の許可を受けて当該

売渡しを受けた者から当該塩を譲り受けた者並

びに同条第五項の規定により公社の承認を受け

た者については、同条及び旧法第四十五条の規

定(これらの規定に係る罰則を含む)は、この

法律の施行後においても、なおその効力を有す

る。この場合において、旧法第二十九条第二項

及び第四項から第六項まで並びに第四十五條第

一項中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(延納の許可に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第三十一

条第一項の規定により公社が許可している延納

又は施行日前に同項の規定により公社に対しさ

れた延納の許可の申請は、それぞれ施行日に新

法第二十八条の規定により公社が認めた延納又

は公社に対する延納の申出とみなす。

(販売上限価格に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行の際現に旧法附則第二

十三項の規定により公社が販売価格を制限して

いる場合においては、その制限された販売価格

は、この法律の施行の際に新法第二十九条の規

定により公社が大蔵大臣の認可を受けて定めた

販売上限価格とみなす。

(販売人に対する指示等に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行の際現に旧法第三十六

条第一項の規定により公社が旧法の販売人に対

して行っている指示は、施行日に新法第三十二

条第一項の規定により公社が行った指示とみな

す。

(販売人の指定の取消しに関する経過措置)

第二十条 施行日前に旧法第三十九条第一項各号

又は第三項のいずれかに該当するに至つた旧法

の販売人で附則第十三条の規定により新法の販

売人とみなされる者に対して、この法律の施行

の際公社が旧法第三十九条第一項又は第二項の

規定による処分を行つていない場合においては

は、当該新法の販売人とみなされる者を新法第

三十五条第一項各号のいずれかに該当した者と

みなして、同項の規定を適用する。

(販売の差止めに関する経過措置)

第二十一条 施行日前に旧法第三十九条第二項の

規定により施行日以後の日を終期とする期間を

定めて塩の販売を差し止められた販売人は、施

行日に新法第三十五条第二項の規定により当該

期間の満了の日までの期間を定めて販売の停止

を命じられた者とみなす。

(廃棄後の塩の処分に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に旧法第四十条の規定によ

り公社が同条に規定する者に対して行つた指示

は、施行日に新法第三十二条第一項の規定によ

り公社が行つた販売方法の指示とみなす。

2 旧法第四十条に規定する塩であつて、この法

律の施行の際同条の規定による処分がされてい

ないものは、新法第三十六条第一項に規定する

販売人とみなされる者が所有する塩とみなす。

(輸出前の譲渡等の許可に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に旧法第四十

一条第二項の規定により公社が行つていた許可

は、施行日に新法第三十七条第一項の規定によ

り公社が行つた承認とみなす。

(提出すべき報告等に関する経過措置)

第二十四条 この法律の施行の際旧法第八条第一

項、第十三条第二項(旧法第三十六条第三項に

おいて準用する場合を含む)、第二十七条第一

項、第三十七条第二項又は第四十一条第三項の

規定による報告若しくは届出をしていない者に

つては、これらの規定(これらの規定に係る

罰則を含む)は、この法律の施行後において

も、なおその効力を有する。この場合におい

て、これらの規定中「公社」とあるのは、「会社」

とする。

(公社の売り渡した塩に関する経過措置)

第二十五条 施行日前に公社の売り渡した塩は、

附則第十六条の規定により旧法第二十九条がな

おその効力を有するものとして適用される場合

を除き、新法の規定により公社が売り渡したも

のとみなす。

(塩の納付に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行の際現に製造した塩

を有する旧法の製造者(旧法第二十条の規定に

より旧法の製造者とみなされる者を含む)及び

旧法第四十二条第二項の規定により公社に納付

を命じられた塩を有する者については、旧法第

五条、第十四条、第十五条、第四十二条及び第

四十五条の規定(これらの規定に係る罰則を含

む)は、この法律の施行後においても、なおそ

の効力を有する。この場合において、これらの

規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(再鑑定の上立て等に関する経過措置)

第二十七条 施行日前に旧法第十五条第一項の規

定により公社が行つた鑑定に不服があるときの

再鑑定の上立て及びその取消しの訴えの提起に

つては、なお従前の例により公社に対し行

ふものとす。

2 施行日前に旧法第十五条第二項の規定により

公社に対しされた再鑑定の上立てについては、

なお従前の例により公社が再鑑定する。

(災害補償に関する経過措置)

第二十八条 施行日前に旧法第十六条に規定する

災害により塩又はかん水に損害を受けた旧法の

製造者に対して、この法律の施行の際公社が同

条の規定による補償金を交付していない場合

は、なお従前の例により公社が補償金を交付す

ることが出来る。

(不服申立てに関する経過措置)

第二十九条 施行日前に旧法若しくは旧臨時措置

法の規定により公社が行つた処分(以下この条

及び次条において「旧法等の処分」という。)に

つての行政不服審査法による不服申立て(旧

法において不服申立てができないこととされた

処分に係るものを除く。次項において同じ。)に

あつて、この法律の施行の際公社の総裁が裁

決又は決定をしていないものは、施行日に大蔵

大臣が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法等の処分についてす

ることが出来る行政不服審査法による不服申立

ては、大蔵大臣に対しするものとする。

(訴訟に関する経過措置)

第三十条 旧法等の処分又は旧法等の処分につ

いての行政不服審査法による不服申立てに対し公

社の総裁がした裁決若しくは決定(次項におい

て「旧法等の処分等」という。)に係る行政事件

訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による

訴訟であつて、この法律の施行の際現に係属し

ているものは、施行日に公社が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法等の処分等について

提起することが出来る行政事件訴訟法による訴

訟は、公社を相手方として提起するものとし

る。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律の施行前にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(国税犯則取締法の準用に関する経過措置)

第三十二条 この法律の施行前における旧法の違

反事件並びに施行後における附則第十六条、第

二十四条及び第二十六条においてなおその効力

を有するものとされる旧法の違反事件につい

て、旧法第五十五条第一項の規定は、この法律

の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる旧法第五十五条第一項の規定により準

用される国税犯則取締法の規定の適用に関し必

要な事項は、政令で定める。

(旧臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第三十三条 旧臨時措置法附則第三項の規定は、

この法律の施行後においても、なおその効力を

有する。

(政令への委任)

第三十四条 附則第四条から前条までに定めるも

ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措

置は、政令で定める。

理由

第二号第五号中「日本専売公社」を削る。
(関税定率法の一部改正)
第十二条 関税定率法(明治四十三年法律第五十

四号)の一部を次のように改正する。
別表第二四・〇二号を次のように改める。

二四・〇二	製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス
一	製造たばこ
(一)	紙巻たばこ
(二)	葉巻たばこ
(三)	パイプたばこ
(四)	その他のもの
二	たばこのエキス及びエッセンス
	九〇%
	六〇%
	一〇〇%
	二〇%
	二〇%

(財政法第三条の特例に関する法律の一部改正)
第十三条 財政法第三条の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一 削除
(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部改正)

第十四条 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「前五条」を「前各条」に改め、「日本専売公社」を削る。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正)
第十五条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本専売公社」を削り、「但し」を「ただし」に改める。
(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「日本専売公社」を削る。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充

てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)
第十七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本専売公社」を削る。
(資産再評価法の一部改正)

第十八条 資産再評価法(昭和二十五年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号を次のように改める。
二 削除
(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第十九条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「日本専売公社」を削り、「且つ」を「かつ」に改める。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税規則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税規則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税規則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第三項中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)」を削り、「差押え」を「差押え」に改める。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「たばこ専売法等」を「たばこ事業法等」に改める。
第一条中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)」「塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)等」を「たばこ事業法(昭和五十九年法律第百十一号)」「塩専売法(昭和五十九年法律第百十二号)等」に改め、
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二条第五項を次のように改める。
5 この法律において「製造たばこ」とは、たばこ事業法第二条第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む)をいう。

第二条第六項中「第一条第一項」を「第一条第一項」に改める。
第三条の見出しを「(塩の輸入の特例)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる場合には、塩専売法第十八条の規定にかかわらず、塩を輸入することができ
る。
第三条第一項第三号中「成年者一人につき二

百本以内の紙巻たばこ若しくは二百グラム以内のその他の製造たばこ又は」を削り、同項第四号及び同条第二項を削る。
第四条の見出し中「譲渡等」を「販売」に改め、同条第一項中「たばこ専売法第六十六條第一項又は塩専売法第四十二條第一項」を「たばこ事業法第四章、第五章及び第三十九條又は塩専売法第十九條」に、「前条第一項の規定」を「これらの者」に、「製造たばこ用巻紙又は」を「又は前条の規定により輸入された」に、「譲り渡す」を「販売する」に改め、同条第二項を削る。
(関税法の一部改正)

第二十二條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第三項第二号中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)」を削り、「の定」を「の定め」に、「終り」を「終わり」に改める。
第百十八條第三項第一号を同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

へ たばこ事業法(昭和五十九年法律第百十一号)第二十三條(定義)に規定する製造たばこ(同法第三十八條第二項に規定する製造たばこ代用品)に規定する製造たばこ代用品を含む。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十三條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)」「塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)」を「たばこ事業法(昭和五十九年法律第百十一号)」「塩専売法(昭和五十九年法律第百十二号)」に改め、
第五条中「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「たばこ専売法」を削る。
第六条の見出しを「(たばこ事業法等の特例)」

に改める。

に改め、同条中「たばこ専売法又は」を「たばこ事業法又は」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律」に改める。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第二十四条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「塩業組合」を削り、「受入」を「受入れ」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第二項中、「塩業組合」を削る。

第八十一条の二の次に次の一条を加える。

(日本たばこ産業株式会社の塩専売事業に係る登記の免税)

第八十一条の三 日本たばこ産業株式会社が、塩専売法(昭和五十九年法律第 号)第三十八条第二項に規定する塩専売事業に係る業務のための登録免許税法別表第一の第一号、第九号から第十四号まで及び第十九号に掲げる登記又は登録を大蔵省令で定めるところにより受ける場合には、その登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

条第三項中「公共企業体の総裁」を「日本国有鉄道の総裁又は日本電信電話公社の総裁」に、「次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣」を「運輸大臣又は郵政大臣」に、「当該公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同項各号を削る。

第三十一条第一号、第三十七条第一項及び第四十一条第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第九十九条第一項第一号中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同条第二項各号列記以外の部分及び同項第一号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同項第二号中「又は公共企業体の負担」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社の負担」に改め、「公共企業体の負担」を「公共企業体等の負担」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条第三項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国が負担する当該費用には、日本たばこ産業株式会社に所属する職員をもつて組織する組合(以下「日本たばこ産業共済組合」という。)の長期給付に係るものを含むものとする。

第九十九条第四項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同条第五項中「第三号の下に」若しくは「労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二号」を加え、「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第二百二条第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条第三項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同条第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第四百四条第三項、第四百五条第一項及び第四百一条第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

改める。

第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 日本たばこ産業共済組合に係る特例

(日本たばこ産業共済組合の登記)

第一百一条の二 日本たばこ産業共済組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(運営審議会の委員の数の特例その他の第二章の規定の適用の特例)

第一百一条の三 日本たばこ産業共済組合の運営審議会の委員の数は、第九条第二項の規定にかかわらず、定款で定める数とする。

2 日本たばこ産業共済組合の運営規則に対する第十一條第二項の規定の適用については、同項中「大蔵大臣に協議しなければ」とあるのは、「大蔵大臣の認可を受けなければ」とする。

3 第十三条の規定は、日本たばこ産業共済組合に使用され、その事務に従事する者については、適用しない。

(事務に要する費用の補助)

第一百一条の四 国は、第九十九条第二項第五号の規定にかかわらず、予算の範囲内において、日本たばこ産業共済組合に対し、同号に掲げる費用の一部を補助することができる。

(組合員の範囲の特例等)

第一百一条の五 日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)と業務、資本その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人が大蔵大臣の指定を受けたものに使用される者(当該法人の常勤の役員を含む、臨時に使用される者を除く。)のうち職員に相当する者として日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合

目次中「第九章 雑則(第百二十二条―第百二十七条)」を「第十章 雑則(第百二十二条―第百三十一条)」に改める。

第十章 雑則(第百二十二条―第百三十一条) 第十一條

第五條第一項中「公共企業体の総裁」を「公共企業体等の総裁等(同項に規定する公共企業体等の総裁等をいう。)」に改める。

第八條第一項中「各公共企業体の総裁」を「日本国有鉄道の総裁及び日本電信電話公社の総裁並びに日本たばこ産業株式会社が当該会社を代表する者として大蔵大臣に届け出た者(以下「公共企業体等の総裁等」という。))」に、「公共企業体の所屬」を「公共企業体等の所屬」に改め、同条第二項中「公共企業体の総裁」を「公共企業体等の総裁等」に改める。

第十二條の見出し中「公共企業体」を「日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社」に改め、同

第一類第五号(附屬の二) 大蔵委員会地方行政委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号 昭和五十九年七月十二日

三七

を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定により大蔵大臣の指定を受けようとする場合の申請の手続その他同項の指定に關し必要な事項は、政令で定める。

(指定法人に対する前章までの規定の適用の特例)

第百十一条の六 前条第一項の規定により大蔵大臣の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)の常勤役員又は常勤職員は、第三十一条の規定の適用については、会社の常勤役員又は常勤職員とみなす。

2 指定法人の業務は、第四章の規定の適用については、会社の業務とみなす。

3 指定法人は、第六章の規定の適用については、会社とみなす。

(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)
第百十一条の七 日本たばこ産業共済組合は、掛金又は負担金を滞納した当該組合の組合員又は会社若しくは指定法人に対し、期限を指定して、掛金又は負担金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を発送しなければならない。この場合において、督促により指定すべき期限は、督促状を発送する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促は、民法第五百二十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本たばこ産業共済組合は、掛金又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるときは、延滞金につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前項の場合において、掛金又は負担金の額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金又は負担金の額は、その納付のあつた掛金又は負担金の額を控除した金額による。

6 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

7 督促状に指定した期限までに掛金若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が千円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

8 延滞金の金額に千円未満の端数のあるときは、その端数は、切り捨てる。

(滞納処分)

第百十一条の八 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は会社若しくは指定法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないときは、組合員又は会社若しくは指定法人の住所又は財産がある市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、日本たばこ産業共済組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、日本たばこ産業共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、日本たばこ産業共済組合は、大蔵大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

(先取特権の順位)

第百十一条の九 掛金、負担金その他この法律の規定による日本たばこ産業共済組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第百十一条の十 掛金、負担金その他この法律の規定による日本たばこ産業共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第百十二条第二項中「掛金」を「掛金又はこの法律の規定による負担金若しくは延滞金(日本たばこ産業共済組合に係るものに限り。)」に改める。

第百十六条第五項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 日本たばこ産業株式会社 大蔵大臣
第百十六条に次の一号を加える。

6 大蔵大臣は、第百十一条の五第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。

第百二十条第二項中「公共企業体」を「公共企業体等(指定法人を含む。第百二十三条及び第百二十六条の五第二項において同じ。)」に改める。

第百二十三条中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、日本たばこ産業共済組合の船員組合員に係る国庫の負担に相当する費用については、国が負担する。

第百二十四条の二第二項、第百二十五条、第百二十六条の二第二項及び第百二十六条の五第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第三条の二(見出しを含む。)及び第十二条の七第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第十三条の十一の見出し中「公共企業体の組合」を「国鉄共済組合等」に改め、同条第一項中「公共企業体の組合」を「日本国有鉄道に所屬する職員をもつて組織する組合(以下「国鉄共済組合」という。))又は日本電信電話公社に所屬

する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話公社共済組合」という。))に改め、同条第二項中「公共企業体の組合」を「国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改め、同条第三項中「公共企業体及び公共企業体の組合」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社並びに国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合」に改める。

附則第十四条の三第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条第二項中「日本国有鉄道に所屬する職員をもつて組織する組合(以下「国鉄共済組合」という。))」を「国鉄共済組合」に、「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第十四条の四第三項及び第四項、第十四条の五第三項、第十四条の六第一項第二号並びに第十四条の七第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第十四条の十第一項中「次に掲げる事業」の下に(日本たばこ産業共済組合にあつては、第四号に掲げる事業に限る。))を加える。

附則第二十条の二第二項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第九十九条第三項後段の規定を準用する。

附則第二十条の二第二項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(検討)
第二十條の三 日本たばこ産業共済組合及び当該組合の組合員に対するこの法律の規定の適用については、公的年金制度全体の再編成が行われる時点で検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正)
第二十七條 国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九

号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三号、第五十条第一項、第五十一条の五第一項、第五十五条第一項及び第五十七条(見出しを含む)中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。
(たばこ耕作組合法の一部改正)

第二十八条 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十九条」を「第五十九条の三」に改める。

第一条中「たばこ専売事業」を「たばこ産業」に改める。
第三条第一項を次のように改める。

たばこ耕作組合法中央会の地区は、全国の区域とする。
第八条第一項第五号中「構成する者」の下に「(以下この項において「構成員」という。)」を加え、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 構成員の日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という)との契約(たばこ事業法昭和五十九年法律第 号)第三条第一項に規定する契約をいう。以下この項において同じ。の締結に關し会社と行う協議又は当該構成員の委託を受けて行う当該契約の締結

八 構成員と会社との契約に基づいて行う当該構成員の業たばこの生産及び販売に關し会社の委託を受けて事務の実施
第八条第一項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同条第三項中「公社のほか」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 たばこ耕作組合法中央会及びたばこ耕作組合法連合会は、前項に規定する事業のほか、組合

を直接又は間接に構成する組合の組織、経営及び事業の指導及び調査を行うことができる。
3 たばこ耕作組合法中央会は、前二項に規定する事業のほか、たばこ事業法第六条に規定する約定をすることができる。
第九条第一項中「たばこ専売法第五十条第一項にいう耕作者をいう。以下同じ。」を削り、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3 たばこ耕作組合法中央会(以下「中央会」という)の会員たる資格を有する者は、連合会及び連合会に加入していない地区組合とする。
第十九条第一項及び第二十九条第二項中「基いて」を「基づいて」に、「公社」を「大蔵大臣」に改める。
第三十条後段を削る。
第三十三条第二項及び第四十条中「公社」を「大蔵大臣」に改める。
第四十一条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第四十二条第一項から第四項まで、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第四十六条第二項中「公社」を「大蔵大臣」に改める。
第四十九条中「又は公社」を削り、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十四条中「たばこ耕作組合法第五十条」と、同法第八十三条中「主務官庁」とあり、又は非訟事件手続法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「日本専売公社」と読み替えるものとするを、「たばこ耕作組合法第五十条」と読み替えるものとする」に改める。
第五十五条中「次の各号に」を「次に」に、「公社の」を「大蔵省令で」に、「公社に」を「大蔵大臣に」に改める。
第五十六条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十七条中「基いて」を「基づいて」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「疑いが」に改め、「何時でも」を削る。
第五十八条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十九条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(事務の一部委任)
第五十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。
2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができ、
3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

社を「大蔵大臣」に、「疑いが」に改め、「何時でも」を削る。
第五十八条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十九条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(事務の一部委任)
第五十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。
2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができ、
3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

社を「大蔵大臣」に、「疑いが」に改め、「何時でも」を削る。
第五十八条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十九条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(事務の一部委任)
第五十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。
2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができ、
3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

社を「大蔵大臣」に、「疑いが」に改め、「何時でも」を削る。
第五十八条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十九条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(事務の一部委任)
第五十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。
2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができ、
3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

社を「大蔵大臣」に、「疑いが」に改め、「何時でも」を削る。
第五十八条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十九条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(事務の一部委任)
第五十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。
2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができ、
3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

社を「大蔵大臣」に、「疑いが」に改め、「何時でも」を削る。
第五十八条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十九条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(事務の一部委任)
第五十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。
2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができ、
3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

社を「大蔵大臣」に、「疑いが」に改め、「何時でも」を削る。
第五十八条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十九条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(事務の一部委任)
第五十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。
2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができ、
3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

社を「大蔵大臣」に、「疑いが」に改め、「何時でも」を削る。
第五十八条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十九条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(事務の一部委任)
第五十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。
2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができ、
3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

社を「大蔵大臣」に、「疑いが」に改め、「何時でも」を削る。
第五十八条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第五十九条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(事務の一部委任)
第五十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。
2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができ、
3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

令により公務に従事する職員とみなす。
(権限の委任)
第五十九条の三 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。
(接収貴金属等の処理に關する法律の一部改正)
第二十九条 接収貴金属等の処理に關する法律(昭和三十四年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第十六条第三項中「日本専売公社」を削り、「基き」を「基づき」に改める。
(関税暫定措置法の一部改正)
第三十条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二四・〇二号を次のように改める。

二四・〇二 製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス
一 製造たばこ
(一) 紙巻たばこ
(二) 葉巻たばこ
(三) パイプたばこ
(四) その他のもの
(1) シートたばこ
(2) その他のもの
二 たばこのエキス及びエッセンス

一〇%及び一、〇〇〇本につき
三四二円
一〇%
三五%
無税
四%
無税

別表第一第一号の表日本専売公社の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本専売公社の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)

別表第一第一号の表日本専売公社の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本専売公社の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)

別表第一第一号の表日本専売公社の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本専売公社の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)

別表第一第一号の表日本専売公社の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本専売公社の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)

別表第一第一号の表日本専売公社の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本専売公社の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)

別表第一第一号の表日本専売公社の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本専売公社の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)

別表第一第一号の表日本専売公社の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本専売公社の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)

別表第一第一号の表日本専売公社の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本専売公社の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)

第三十四号 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号を次のように改める。

二十九 製造たばこの販売に係る登録又は許可	登録件数	一件につき十五万円
(一) たばこ事業法(昭和五十九年法律第十一号)第一項(製造たばこの特定販売業の登録)の規定による製造たばこの特定販売業の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) たばこ事業法第二十条(製造たばこの卸売販売業の登録)の規定による製造たばこの卸売販売業の登録	営業所の数	一箇所につき一万五千円
(三) たばこ事業法第二十二号第一項(製造たばこの小売販売業の許可)の規定による製造たばこの小売販売業の許可(同法第二十四号第一項の規定による期限が付された許可を除く。)		

別表第二日本専売公社の項を削る。

(昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第三十五条 昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第三条の十六第三項中「第十四条の三第二項」を「第十三条の十一第一項」に改める。

第十条の七第五項、第十五条の七第五項並びに第十七条第一号及び第四号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四号第四号中「専売制度」の下に「及びたばこ事業制度」を加え、「し、日本専売公社を監督」を削り、同条第五号中「製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二十二号)の規定による暫定最高価格の決定」を「製造たばこの小売定価の

認可」に改め、同号の次に次の三号を加える。

五の二 日本たばこ産業株式会社を監督すること。

五の三 たばこ耕作組合、その連合会及びその中央会の監督に關すること。

五の四 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督に關すること。

第五号第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者を登録し、並びに小売販売業を営む者を許可し、並びにこれらを監督すること。

第十四条第四号第四十四号を「第四条第五号の四、第四十四号」に改め、「掲げるもの」の下に「同条第五号の四に掲げるものにあつては、製造たばこの特定販売業を営む者に係るものに限る。」を加える。

(医療法の一部改正)

第三十七条 医療法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七号の二第五項中「日本専売公社」を削る。

る。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三十八条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四号を次のように改める。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第二十四号 身体障害者がたばこ事業法(昭和五十九年法律第十一号)第二十二号第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三号各号の規定に該当しないときは、大蔵大臣は、当該身体障害者に当該許可を与えるように努めなければならない。

2 第二十二号第三項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二号第一項の許可を受けた者について準用する。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第三十九条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十七号を次のように改める。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第十七号 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがたばこ事業法(昭和五十九年法律第十一号)第二十二号第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三号各号の規定に該当しないときは、大蔵大臣は、その者に当該許可を与えるように努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二号第一項の許可を受けた者について準用する。

(児童手当法の一部改正)

第四十条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三号の二第一項の表第三号上欄中「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二十五号)第十九条」を削り、同号下欄中「日本専売公社」を削る。

を削る。

第二十号第一項第五号中「団体」の下に「その他同法に規定する団体で政令で定めるもの」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第九十九号第二項に規定する公共企業体等のうち同法第二条第一項第七号ハに規定するものその他同法に規定する団体で政令で定めるもの

(農林中央金庫法の一部改正)

第四十一条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項中「塩業組合」を削る。

(漁港法の一部改正)

第四十二条 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九号第四項中「日本専売公社」を削る。

(海岸法の一部改正)

第四十三条 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十号第二項中「日本専売公社」を削る。

第四十四条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項第三号を次のように改める。

三 削除

第二十七号第一項、第二十八号第一項第六号並びに第二十九号第一項第三号及び第四号中「塩業組合」を削る。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第四十五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者が一億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるものを含む。以下第三条第一項に

おいて同じ。」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第四十六条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者が一億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるものを含む。」を削る。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第四十七条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「日本専売公社」を削る。

(港湾法の一部改正)

第四十八条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「日本専売公社」を削る。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)

第四十九条 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

(身体障害者雇用促進法の一部改正)

第五十条 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 中・高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び附則第三條中「日本専売公社」を削る。

売公社」を削る。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第五十二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

(第十条中「日本専売公社」を削る。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第五十三条 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

(第二十一条中「日本専売公社」を削る。

(土地収用法の一部改正)

第五十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第七号中「又は日本専売公社が日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第二十七條各号に掲げる業務の用に供する施設」を削り、同条第三十四号の三の次に次の一号を加える。

三十四の四 日本たばこ産業株式会社が塩専売法(昭和五十九年法律第八号)第三十八條第二項各号に掲げる業務の用に供する施設

(道路法の一部改正)

第五十五条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

(第三十五条中「日本専売公社」を削る。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第五十六条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

(第二条第一項中「日本専売公社」を削り、「本項中」を「この項において」に改める。

第五十七條 都市公園法(昭和三十一年法律第七

十九号)の一部を次のように改正する。

(第九條中「日本専売公社」を削る。

(建設省設置法の一部改正)

第五十八條 建設省設置法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(第三條第五十八號中「日本専売公社」を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第五十九條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の二第二項第二号、第百四十五條第一項、第百六十六條第一号、第百九十九條第一項及び第二百一十一條の十三第三号中「日本専売公社」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本専売公社」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第六十一條 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百四十三條第一項、第四項及び第五項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

(附則)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第十四條第二項の規定は、公布の日から施行する。

(塩業組合法の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する塩業組合については、第一条の規定による廃止前の塩業組合法(以下この条において「旧組合法」という)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧組合法第二十条第四項中「日本専売公社(以下「公社」という)とあるのは、「日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という)」とするほか、旧組合法

の規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の会計検査院法(以下この条において「旧検査院法」という)の第二十三條第一項各号の会計経理で日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第 号)附則第十二條第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧公社」という)に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職員に係る旧検査院法第三十一條の規定による懲戒処分等の要求、旧検査院法第三十三條の規定による犯罪の通告、旧検査院法第三十五條の規定による会計経理の取扱いに関する審査及び判定並びに旧検査院法第三十七條第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下この項及び次項において「新退職手当法」という)の第二条第二項に規定する職員として在職する者で旧公社の職員として在職期間を有するものの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日に旧公社の職員として在職する者が、引き続き旧日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という)の職員となり、かつ、引き続き会社の職員として在職した後引き続き新退職手当法第二条第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの第四条

の規定による改正前の国家公務員等退職手当法
第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び施行日以後の会社の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が会社を退職したことに伴う退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続き会社等の職員となつた者であつて施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものに対する国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第九条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第百五十五條第八項の規定は、施行日以後に行われた地方税法第百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ消費税について適用し、施行日前に旧公社が売り渡した製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十五條の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧公社が有していた第十六條の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二条第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数

計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付については、会社がなお従前の例により行うものとし、この場合における一般会計の受入金の過不足額の調整については、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第十九條の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「旧予算執行責任法」という。)第九条第一項に規定する旧公社の予算執行職員、旧予算執行責任法第十条に規定する旧公社の現金出納職員及び旧予算執行責任法第十一条に規定する旧公社の物品管理職員のこの法律の施行前にした行為については、旧予算執行責任法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国稅規則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行前にした協定(昭和五十九年法律第 号)附則第二条による廃止前のたばこ専売法(以下「旧たばこ専売法」という。)及び塩専売法(昭和五十九年法律第 号)による改正前の塩専売法(以下「旧塩専売法」という。)の違反事件については、第二十条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国稅規則取締法等の臨時特例

犯則取締法等の臨時特例に関する法律第三条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 旧たばこ専売法に違反した者に係る第二十二條の規定による改正後の関税法第二十四条第二項の規定による許可については、なお従前の例による。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした旧たばこ専売法及び旧塩専売法の違反事件については、第二十三條の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第五条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国稅規則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)とあるのは、たばこ専売法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第 号)第二十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国稅規則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)とする。

(昭和二十七年法律第百十三号)とする。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 附則第二条に規定する塩業組合に関し、この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

二 租税特別措置法
三 法人税法
四 農林中央金庫法
五 商工組合中央金庫法
六 中小企業信用保険法
七 中小企業金融公庫法
(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第二十六條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下附則第十六條までに於いて「旧共済法」という。)第三条第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下附則第十七條までに於いて「旧組合」という。)は、施行日において「新共済法」という。第三条第一項の規定により設けられた会社に所属する職員をもつて組織された共済組合(以下この条及び次条において「新組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、旧共済法第九條に規定する運営審議会の議を経て、旧共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、新共済法第十六條の規定により新組合が行うものとする。

第十五条 新共済法第九十九條、第二百三條、第二百五條及び附則第二十條の二の規定は、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度

の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）以下この条及び次条において「昭和五十八年法律第八十二号」という。附則第三条第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであつた負担金の額と、昭和六十年以後における新組合の長期給付に要する費用として新共済法第九十九条第三項及び附則第二十條の二の規定（他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。）により国が負担すべき額との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

ある給付が支給されていない旧公社の役員に係る新共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条から第二十九条まで及び第三十四条の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、「第二条」とあるのは「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第 号）第二十六条」とする。

（たばこ耕作組合法の一部改正に伴う経過措置）
第十八条 この法律の施行の際現に第二十八條の規定による改正前のたばこ耕作組合法の規定により旧公社がした認可その他の処分又は通知その他の行為は、同条の規定による改正後のたばこ耕作組合法の相当規定に基づいて、大蔵大臣がした認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に第二十八條の規定による改正前のたばこ耕作組合法の規定により旧公社に対してされている申請、届出その他の行為は、同条の規定による改正後のたばこ耕作組合法の相当規定に基づいて、大蔵大臣に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第十六条 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第一項の規定により旧共済法及び第二十七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、新共済法又は同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員としない。

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）
第十九条 施行日の前日において、旧公社の總裁又はその委任を受けた者がした第四十條の規定による改正前の児童手当法第七條第一項（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律（昭和五十六年法律第九十三号）以下この条において「行革関連特例法」という。）第十一條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は行革関連特例法第十一條第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に關しては、施行日において第四十條の規定による改正後の児童手当法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（行革関連特例法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十年四月から始める。

第二十二号附則第十六條第二項の規定により年金で

（漁港法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 この法律の施行前に第四十二條の規定による改正前の漁港法第三十九條第四項の規定により旧公社が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、第四十二條の規定による改正後の漁港法第三十九條第一項の規定により公社に対しして農林水産大臣がした許可に基づく行為とみなす。

（海岸法の一部改正に伴う経過措置）
第二十一条 この法律の施行前に第四十三條の規定による改正前の海岸法第十條第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づく占有又は行為は、第四十三條の規定による改正後の海岸法第七條第一項又は第八條第一項の規定により公社に対して海岸管理者がした許可に基づく占有又は行為とみなす。

（港灣法の一部改正に伴う経過措置）
第二十二条 この法律の施行前に第四十八條の規定による改正前の港灣法第三十七條第三項において読み替えられた同条第一項の規定により旧公社が港灣管理者の長とした協議に基づく行為は、第四十八條の規定による改正後の港灣法第三十七條第一項の規定により公社に対して港灣管理者の長がした許可に基づく行為とみなす。

（公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置）
第二十三条 この法律の施行前に旧公社がした行為に關する公衆企業法等労働関係法（以下この条において「公労法」という。）第二十五條の五

（罰則の適用に關する経過措置）
第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十七條 附則第二条から前条までに定めるも

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）
第二十五条 この法律の施行前に第五十七條の規定による改正前の都市公園法第九條の規定により旧公社が公園管理者とした協議に基づく占有又は行為は、第五十七條の規定による改正後の都市公園法第六條第一項及び第三項の規定により公社に對して公園管理者がした許可に基づく占有とみなす。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）
第二十四条 この法律の施行前に第五十五條の規定による改正前の道路法第三十五條の規定により旧公社が道路管理者とした協議に基づく占有又は行為は、第五十五條の規定による改正後の道路法第三十二條第一項及び第三項の規定により公社に對して道路管理者がした許可に基づく占有とみなす。

（労働法の一部改正に伴う経過措置）
第二十四條 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五條ただし書に該當するものに関する公労法第三章（第十二條を除く。）第二十五條の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属している旧公社とその職員に係る公労法第三條第二項の労働組合（以下この項において「組合」という。）とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に旧公社と組合とが締結した協定であつて公労法第十六條第一項に該當するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五條ただし書に該當するものに関する公労法第三章（第十二條を除く。）第二十五條の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

第一項の申立てについては、なお従前の例による。

ののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩専売法の施行に伴い、製塩施設法及び塩業組合法を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等関係法律の所要の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

たばこ消費税法案

たばこ消費税法

目次

第一章 総則(第一条 第九条)
第二章 課税標準及び税率(第十条 第十一条)
第三章 免税及び税額控除等(第十二条 第十四条)
第四章 申告及び納付等(第十七条 第二十一条)
第五章 雑則(第二十三条 第二十七条)
第六章 罰則(第二十八条 第三十一条)
附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、たばこ消費税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手續その他たばこ消費税の納税義務の履行に關する必要な事項を定めるものとする。

(定義及び製造たばこの区分)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ 号) 第二号第三号(定義)に規定する製造たばこをいう。

二 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定

する保税地域をいう。
三 従価割 金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

四 従量割 数量を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

2 製造たばこは、次のように区分する。

一 喫煙用の製造たばこ

第一種 紙巻たばこ

第二種 パイプたばこ

第三種 葉巻たばこ

第四種 刻みたばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 かき用の製造たばこ

(課税物件)

第三条 製造たばこは、この法律により、従価割額及び従量割額の合算額によつて、たばこ消費税を課する。

(納税義務者)

第四条 製造たばこの製造者は、その製造場から移出した製造たばこにつき、たばこ消費税を納める義務がある。

2 製造たばこを保税地域から引き取る者は、その引き取る製造たばこにつき、たばこ消費税を納める義務がある。

(保税地域に該当する製造場)

第五条 製造たばこの製造場が保税地域に該当する場合に、関税法第二条第一項第四号(定義)に規定する内国貨物(同法第五十九条第二項(内国貨物の使用等)に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む)に該当する製造たばこについては、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない製造たばこの製造場とみなし、その他の製造たばこについては、この法律(第十二条第一項第一号を除く)の適用上、その製造場を製造たばこの製造場でない保税地域とみなす。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第六条 製造たばこが製造たばこの製造者の製造場において喫煙用、かみ用又はかき用(以下こ

の項及び次項において「喫煙用等」という)に供された場合には、その喫煙用等に供された時に当該製造者が当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。ただし、その喫煙用等に供されたことにつき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その喫煙用等に供した者を当該製造たばこに係る製造たばこの製造者とみなし、当該喫煙用等に供した者が喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなして、この法律(第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く)を適用する。

2 製造たばこが保税地域において喫煙用等に供された場合には、その喫煙用等に供した者がその喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその保税地域から引き取るものとみなす。

3 製造たばこの製造者の製造場に現存する製造たばこが滞納処分(その例による処分を含む)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換換された場合には、当該製造者がその換換の時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。

4 製造たばこ製造者(たばこ事業法第八条(会社以外の製造の禁止)に規定する会社をいう。以下同じ)がその製造場における製造たばこの製造を廃止した場合において、製造たばこがその製造場に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその製造を廃止した日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る製造たばこについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお製造たばこの製造場

とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該製造たばこがその場所に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその日の前日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。

(製造者とみなす場合)

第七条 製造たばこが製造たばこの製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律(第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く)を適用する。

(製造たばことみなす場合)

第八条 たばこの事業法第三十八条第二項(製造たばこ代用品)に規定する製造たばこ代用品は、製造たばことみなして、この法律を適用する。この場合において、製造たばこの区分は当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(納税地)

第九条 たばこ消費税の納税地は、製造場から移出された製造たばこに係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる製造たばこに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第十条 従価割の課税標準は、製造たばこで製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価(たばこ事業法第三十三条(小売定価の認可)の規定により、当該製造たばこを移出する製造たばこ製造者又は当該製造たばこを引き取る者が当該製造たばこの品目ごとに定めた小売定価であつて大蔵大臣の認可を受けたものをいう。附則第四条を除き、以下同じ)が定められているものについては、当該小売定価に相当する金額とする。

2 製造たばこで前項の規定の適用を受けるもの

以外のものに係る従価割の課税標準は、次の各号に掲げる製造たばこについて、それぞれ当該各号に掲げる金額に、当該製造たばこを販売する者（当該製造たばこの製造者を除く）の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該製造たばこに課されるべきたばこ消費税、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第四節に規定する道府県たばこ消費税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ消費税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一 製造たばこの製造場から移出された製造たばこ 当該製造たばこの製造者が当該移出した製造たばこの製造及び販売につき要した、又は通常要すべき費用に、当該製造たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額

二 保税地域から引き取られる製造たばこ 当該製造たばこにつき関税法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該製造たばこに係る関税の額に相当する金額を加算した金額

三 従量割の課税標準は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこの本数又は重量とする。

四 第二項に規定するものは、同項に規定する金額の計算に必要事項は、政令で定める。

（税率）

第十一条 たばこ消費税の税率は、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、従価割については同表の中欄に掲げる率とし、従量割については千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

製造たばこの区分	従価割の税率	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ		
(1) 第一種	百分の二十三	千本につき五百八十二円
(2) 第二種	百分の十七・九	一キログラムにつき四百六十七円
(3) 第三種	百分の二十四・八	一キログラムにつき五百三十二円
(4) 第四種	百分の一・八	一キログラムにつき十八円
二 かみ用の製造たばこ	百分の一・八	一キログラムにつき十八円
三 かき用の製造たばこ	百分の一・八	一キログラムにつき十八円

2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業者の承認）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ消費税の税率は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、従価割については同表の中欄に掲げる率とし、従量割については千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

製造たばこの区分	従価割の税率	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ		

(1) 第一種	百分の四十五・四	千本につき千三百三十二円
(2) 第二種	百分の四十七・二	一キログラムにつき千三百三十二円
(3) 第三種	百分の四十七・二	一キログラムにつき千三百三十二円
(4) 第四種	百分の四十七・二	一キログラムにつき千三百三十二円
二 かみ用の製造たばこ	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円
三 かき用の製造たばこ	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円

第三章 免税及び税額控除等

（未納税移出）

第十二条 製造たばこ製造者が次の各号に掲げる場所へ移出する場合に、当該移出に係るたばこ消費税を免除する。

一 製造たばこ製造者が製造たばこの原料とするための製造たばこ 当該製造たばこをその原料とする製造たばこの製造場

二 輸出業者（他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう）が輸出するための製造たばこ 当該製造たばこの蔵置場

三 前二号に掲げる製造たばこ以外の製造たばこで、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該製造たばこを他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該製造たばこが前項各号に掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項

の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、府令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき 当該予定日

二 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第三号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認めるとき、又は当該申請に係る場所につきたばこ消費税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

6 第一項の規定に該当する製造たばこ（同項の規定の適用を受けなかったもの）を除く。）については、当該製造たばこを同項各号に

掲げる場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該製造たばこの移入の目的(当該製造たばこが同項第三号に掲げる製造たばこであるときは、その移入の理由)、区分及び区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入した日の属する月の翌月末日までに提出しなければならぬ。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該製造たばこを他の製造たばこに区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

(未納税引取)

第十三条 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる製造たばこを保税地域から当該各号に掲げる場所に移入し、当該場所において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該引取りに係るたばこ消費税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 製造たばこ製造者が製造たばこの原料とするための製造たばこ 当該製造たばこをその原料とする製造たばこの製造場

二 製造たばこを引取り取りとする者が政令で定める目的に充てるための製造たばこ 政令で定める場所

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該製造たばこが同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地を所轄する税務署長の証明書を提出すべきことを

命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十三条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、たばこ消費税の保全上不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取った製造たばこ(第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く)については、当該製造たばこを第一項各号に掲げる場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

6 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取った製造たばこを他の製造たばこに区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

7 第一項の承認を受けて引き取った製造たばこについて、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのたばこ消費税を徴収する。

8 第一項の承認を受けて引き取った製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合に、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

第十四条 製造たばこ製造者が輸出する目的で製造たばこをその製造場から移出する場合には、当該移出に係るたばこ消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書(同項に

規定する期限内に提出するものに限る。)に当該製造たばこが輸出されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

(課税済みの輸入製造たばこを輸出した場合のたばこ消費税の還付)

第十五条 特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合には、当該製造たばこにつき納付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした製造たばこの輸出先、区分、区分ごとの数量及び引取りの際の小売定価並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該製造たばこが輸出されたことその他同項の規定に該当することについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付して、これを関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づき当該製造たばこの輸出の申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

3 第一項の規定による還付金には、国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)の規定による還付加算金は、付さない。

(戻入れの場合のたばこ消費税の控除等)

第十六条 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを当該製造場に戻し入れた場合には、当該製造たばこの戻入れのためにする他の製造場からの移出につき第十二条第一項の

適用があつた場合を除き、当該製造たばこ製造者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ)に記載した同条第一項第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から当該製造たばこにつき当該製造場からの移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くもの)とし、当該たばこ消費税額につきこの項、第三項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ)に相当する金額を控除する。

2 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこをその者の他の製造たばこの製造場に移入した場合(製造たばこの販売業者から返品された製造たばこを移入した場合その他政令で定める場合に限るもの)とし、前項の規定により控除を受けるべき場合を除く)には、当該移入した製造場を当該製造たばこの移出に係る製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 製造たばこ製造者が他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこを製造たばこの製造場に移入した場合(第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く)において、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同条第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から当該製造たばこにつき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは徴収されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くもの)とし、当該たばこ消費税額につ

き第一項、この項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。に相当する金額を控除する。

4 第一項又は前項の場合において、これらの項の規定により控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを、その製造場における製造を廃止した後（第六条第四項ただし書の承認を受けた場合）は、同条第五項に規定する期間の経過後（当該製造場であつた場所に戻り入れた場合）において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該製造たばこを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

6 第一項又は第三項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする製造たばこ製造者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとするたばこ消費税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

7 第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限
二 次条第二項の規定による申告書 当該申告

書の提出があつた日の属する月の末日

第四章 申告及び納付等

（移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告）

第十七条 製造たばこ製造者は、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出した製造たばこの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額及び数量
二 第十二条若しくは第十四条又は他の法律の規定によるたばこ消費税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する製造たばこのうちこれらの規定の適用を受けようとするものの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額及び数量

三 区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額から前号に掲げる課税標準たる金額を控除した金額（次号において「課税標準額」という。）及び区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる数量から前号に掲げる課税標準たる数量を控除した数量（次号において「課税標準数量」という。）

四 課税標準額により算定した従価割額及び課税標準数量により算定した従量割額、これらを合算したたばこ消費税額並びに当該たばこ消費税額の合計額

五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするたばこ消費税額（前号に掲げるたばこ消費税額のうち、既に確定したものを含む。）

六 第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から前号に掲げるたばこ消費税額を控除した金額に相当するたばこ消費税額

七 第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から第五号に掲げるたばこ消費税額を控除して

なお不足額があるときは、当該不足額

2 前条第一項若しくは第五項の戻入をした者

又は同条第三項の戻入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月分において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第三項又は第五項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入し又は戻入をした場所の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

（引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等）

第十八条 関税法第六條の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係るたばこ消費税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該保税地域から引き取りようとする製造たばこの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額

（次号において「課税標準額」という。）及び課税標準たる数量（次号において「課税標準数量」という。）

二 課税標準額により算定した従価割額及び課税標準数量により算定した従量割額、これらを合算したたばこ消費税額並びに当該たばこ消費税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするたばこ消費税額

四 第二号に掲げるたばこ消費税額の合計額から前号に掲げるたばこ消費税額を控除した金額に相当するたばこ消費税額

五 第二号に掲げるたばこ消費税額の合計額か

ら第三号に掲げるたばこ消費税額を控除して

2 関税法第六條の二第二項に規定する賦課課税方式が適用される製造たばこを保税地域

から引き取りようとする者は、当該引取りに係るたばこ消費税を免除されるべき場合を除き、その引き取る製造たばこに係る前項第一号に掲げる事項その他の政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

（移出に係る製造たばこについてのたばこ消費税の期限内申告による納付等）

第十九条 第十七条第一項の規定による申告書を提出した製造たばこ製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税を、国に納付しなければならない。

2 第六条第一項ただし書又は第七條の規定に該当する製造たばこに係るたばこ消費税は、これらの規定に規定する製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

（引取りに係る製造たばこについてのたばこ消費税の納付等）

第二十條 第十八条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に係る製造たばこを保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税を、国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第十八条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ消費税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。

（密造たばこに係るたばこ消費税の徴収等）

第二十一條 たばこ事業法第八條（会社以外の製造の禁止）の規定に違反して製造された製造たばこについては、当該製造たばこを製造した者

から、直ちにそのたばこ消費税を徴収する。ただし、同法第四十七条第二項(罰則)の規定により没収された製造たばこには、たばこ消費税を課さない。

(納期限の延長)

第三十二条 製造たばこ製造者が第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十九条第一項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書に記載した第十七条第一項第六号に掲げるたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、当該製造たばこ製造者が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 製造たばこを保税地域から引き取り、かつ、第十八条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保を当該税務署長に提供したときは、当該税務署長は、一月以内(製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を一月以内に納付することが著しく困難であると認められる場合にあつては、二月以内)、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

第五章 雑則

(保全担保)

第二十三条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ消費税の保全のために必要

があるとき、政令で定めるところにより、製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定して、たばこ消費税につき担保の提供を命ずることができる。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があるとき、前項の金額又は期間を変更することができる。

(製造の開廃等の申告)

第二十四条 製造たばこ製造者は、製造たばこを製造しようとするときは、その製造場ごとに、製造場の所在地その他の政令で定める事項を書面で当該製造場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。製造たばこ製造者がその製造場における製造を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

2 製造たばこ製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第二十五条 製造たばこ製造者又は製造たばこの販売業者は、政令で定めるところにより、製造たばこの製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第二十六条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十七条第一項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(当該職員の特権)

第二十七条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、たばこ消費税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運輸中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、たばこ消費税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者、たばこ事業法第九條第一項(製造たばこの販売価格)に規定する卸売販売業者又は小売販売業者(同条第六項に規定する小売販売業者をいう。以下同じ)の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を質問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第四條及び第十七條から第二十條までの規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりたばこ消費税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十五条第一項又は第十六条第四項若しくは第五項の規定

による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

二 第十八条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第三十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第二十四条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

三 第二十五条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十七条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第二十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罪金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(税率に係る経過措置)

第二条 たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二号)第一条第一項(製造たばこの種類及び最高価格)に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に係る品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ消費税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、従価割については百分の九・九とし、従量割については千本につき百三十四円とする。

(輸出用製造たばこ等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものがこの法律の施行の際日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者は製造たばこ製造者となし、当該製造たばこの貯蔵場所が製造たばこの製造場となす。

(戻入れ控除等に係る経過措置)

第四条 会社が、たばこ事業法附則第十条(小売販売業の許可に関する経過措置)の規定により

小売販売業者とみなされた者がこの法律の施行の際所持する製造たばこを、施行日以後に会社の製造たばこの製造場に移入した場合には、当該製造たばこについては、会社が施行日に当該移入に係る製造場から移出したものとみなして、第十六条の規定を適用する。この場合において、同条第一項に規定する移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額の従価割額は、第十条第一項の規定にかかわらず、たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前のたばこ専売法(昭和四十四年法律第百十一号)附則第十七条において「旧たばこ専売法」という。第三十四条第一項(定価)の当該製造たばこの品目ごとの小売定価で当該廃止の時に実施されていたもの(附則第十条において「旧たばこ専売法の廃止の時の小売定価」という。)に相当する金額を課税標準として計算するものとする。

(納期限に係る経過措置)

第五条 会社が第七十一条第一項の規定によりその期限内に提出した申告書のうち次の表の上欄に掲げる月分に係るものに記載した同項第六号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税の納期限は、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該各月の同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月の末日とする。

昭和六十年四月から八月まで	昭和六十年十月
昭和六十年十月から昭和六十一年二月まで	昭和六十一年四月
昭和六十一年四月から八月まで	昭和六十一年十月
昭和六十一年十月から昭和六十一年十二月まで	昭和六十一年四月
昭和六十一年四月及び五月	昭和六十一年七月
昭和六十一年七月及び八月	昭和六十一年十月
昭和六十一年十月及び十一月	昭和六十一年一月
昭和六十一年一月及び二月	昭和六十一年四月

(製造の開廃申告に係る経過措置)

第六条 会社の製造たばこの製造場のうち日本専売公社の製造たばこの製造場であつたものに係る第二十四条第一項前段の規定による申告については、会社は、施行日から起算して一月以内に、その製造場の所在地その他の政令で定める事項を当該製造場の所在地を所轄する税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

(手持品課税)

第七条 会社が、この法律の施行の際製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所において製造たばこを所持する場合には、当該製造たばこについては、会社が製造たばこ製造者として施行日にその製造たばこの製造場から移出したものとみなして、たばこ消費税を課する。

2 前項の規定によるたばこ消費税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある製造たばこに係るたばこ消費税額を合算し、当該合算した額のたばこ消費税を、昭和六十年十月三十一日を納期限として、これを徴収する。

3 会社は、その所持する製造たばこで第一項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該製造たばこの区分並びに区分ごとの数量及び小売定価その他の政令で定める事項を記載した申告書を、施行日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなればならない。

4 次の各号に掲げる場合において、会社が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ消費税額に相当する金額は、第十六条の規定に準じて、会社に係るたばこ消費税額から控除し、又は会社に還付する。

一 日本専売公社がその製造場から移出した製

造たばこで、第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものが、日本専売公社の当該製造場であつた会社の製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが会社の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)二 前号に該当する場合を除き、会社が、日本専売公社の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものを、製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

(災害補償に係る製造たばこの非課税)

第八条 会社が、たばこ事業法附則第十九条(製造たばこの引換等に関する経過措置)の規定により、施行日前に災害によりその所有する製造たばこを滅失した小売人に交付する目的でその製造所から移出する製造たばこについては、たばこ消費税を課さない。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第九条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「酒類又は」の下に「製造たばこ若しくは」を、「酒税又は」の下に「たばこ消費税」を加え、同条第二項中「酒税法第三十条第一項若しくは第五項の下に」を「たばこ消費税法第十六条第一項若しくは第五項」を加える。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正等に伴う経過措置)

第十条 たばこ事業法附則第十条(小売販売業の許可に関する経過措置)の規定により小売販売業者とみなされる者がこの法律の施行の際所持する製造たばこが、災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合においては、当該製造たば

ことについては、会社が施行日にその製造場から移出し、たばこ消費税を課せられたものとみなして、改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七号の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこについて同条第一項に規定する課せられたたばこ消費税の税額の従価割額は、第十号第一項の規定にかかわらず、旧たばこ専売法の廃止の時の小売定価に相当する金額を課税標準として計算するものとする。

(相続税法の一部改正)

第十一条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「酒税」の下に、「たばこ消費税」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六号に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六号に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に、「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第百十九号)」を加える。

第七号中「酒税」の下に、「たばこ消費税」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第十三条 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九号中「酒税」の下に、「たばこ消費税」を加える。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

昭和五十九年七月二十六日印刷

第十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に、「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第百十九号)」を加える。

第四条中「酒税法」の下に、「たばこ消費税法」を加える。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に、「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第百十九号)」を加える。

第二条第一号中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加え、同条第二号中「以下この条において「酒税」という。」の下に、「たばこ消費税法第三条(課税物件)に規定する製造たばこ」を加える。

法第三条(課税物件)に規定する製造たばこを加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十六条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)」を「第一節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)」とし、「第二節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)」を「第二節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)」に改める。

第一条中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加え、「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第百十九号)」を加える。

第二条第三項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 製造たばこ たばこ消費税法第三条に規定する製造たばこをいう。

四 製造たばこ製造者 たばこ消費税法第六

昭和五十九年七月二十七日発行

条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。

第八十七条第一項中「以下この条及び次条」を「第八十八条まで」に改め、「次条」の下に「及び第八十八条」を加える。

第六章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 たばこ消費税法の特例

(外航船等に積み込む製造たばこの免税)

第八十七條の二 製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者が、外航船等に船用品又は機用品として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込むものとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた製造たばこを、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込みとみなして、たばこ消費税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこのうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同項中「酒税法」とあるのは「たばこ消費税法」と、「当該酒類が同法第二十二條の二に規定する従価税率適用酒類である」ときの課税標準は、同法第二十二條の三の規定にかかわらず、当該酒類が前項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出された時における同条第一項第一号に掲げる金額とあるのは「当該製造たばこについて、たばこ事業法(昭和五十九年法律第百二十三号(小売定価の認可))の規定により当該製造たばこの品目ごとに定められた小売定価であつて大蔵大臣の認可を受けたものがないときは、当該製造たばこの従価率の課税標準は、たばこ消費税法第十條第二項の規定にかかわらず、同項(第二号を除く)の規定により計算した金額」と読み替

えるものとする。

第八十八條第二項中「前条」を「第八十七條」に改める。

(租税特別措置法の一部改正等に伴う経過措置)

第十七條 施行日前に、旧たばこ専売法第四十六條(輸出)の規定の適用を受けて本邦と外国との間を往來する本邦の船舶又は航空機に關税法第二條第一項第九号又は第十号(定義)に規定する船用品又は機用品として積み込まれた製造たばこは、改正後の租税特別措置法第八十七條の二第一項(外航船等に積み込む製造たばこの免税)の規定の適用を受けて積み込まれたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

(国稅徵收法の一部改正)

第十八條 國稅徵收法(昭和三十四年法律第百四十七號)の一部を次のように改正する。

第二條第三號中「酒税」の下に、「たばこ消費税」を加える。

(國稅通則法の一部改正)

第十九條 國稅通則法の一部を次のように改正する。

第二條第三號中「酒税」の下に、「たばこ消費税」を加える。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二十條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に、「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第百十九号)」を加える。

理由

たばこ専売制度を廃止することとなつたことに伴い、専売納付金制度に代えてたばこ消費税制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C